

第百十二回国会 衆議院 文教委員会議録第八号

昭和六十三年四月二十二日(金曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 中村 靖君

理事 愛知 和男君 理事 岸田 文武君

理事 北川 正恭君 理事 鳩山 邦夫君

理事 町村 信孝君 理事 佐藤 徳雄君

理事 鍛冶 清君 理事 林 保夫君

理事 逢沢 一郎君 理事 青木 正久君

理事 井出 正一君 理事 石渡 照久君

理事 工藤 巖君 理事 佐藤 敬夫君

理事 斎藤斗志二君 理事 杉浦 正健君

理事 谷川 和穂君 理事 渡海紀三朗君

理事 松田 岩夫君 理事 村上誠一郎君

理事 江田 五月君 理事 嶋崎 讓君

理事 中西 續介君 理事 馬場 昇君

理事 有島 重武君 理事 北橋 健治君

理事 石井 郁子君 理事 山原健一郎君

理事 田川 誠一君

出席国務大臣 文部 大臣 中島源太郎君

出席政府委員 文部政務次官 船田 元君

文部大臣官房長 古村 澄一君

文部大臣官房総務審議官 川村 恒明君

文部大臣官房會計課長 野崎 弘君

文部省初等中等教育局長 西崎 清久君

文部省教育助成局長 加戸 守行君

文部省高等教育局長 阿部 充夫君

文部省高等教育局私学部長 坂元 弘直君

文部省学術国際局長 植木 浩君

委員外の出席者

人事院事務総局 任用局企画課長 谷 仁君

文教委員会調査室長 高木 高明君

齋藤 諱淳君

國分 正明君

横瀬 庄次君

齋藤 諱淳君

齋藤 諱淳君

齋藤 諱淳君

齋藤 諱淳君

齋藤 諱淳君

齋藤 諱淳君

齋藤 諱淳君

齋藤 諱淳君

齋藤 諱淳君

齋藤 諱淳君

齋藤 諱淳君

齋藤 諱淳君

齋藤 諱淳君

齋藤 諱淳君

齋藤 諱淳君

齋藤 諱淳君

齋藤 諱淳君

齋藤 諱淳君

齋藤 諱淳君

齋藤 諱淳君

齋藤 諱淳君

齋藤 諱淳君

齋藤 諱淳君

齋藤 諱淳君

齋藤 諱淳君

齋藤 諱淳君

齋藤 諱淳君

委員の異動 四月二十二日

谷川 和穂君 補欠選任

村上誠一郎君 補欠選任

石渡 照久君 補欠選任

石渡 照久君 補欠選任

村上誠一郎君 補欠選任

村上誠一郎君 補欠選任

村上誠一郎君 補欠選任

村上誠一郎君 補欠選任

村上誠一郎君 補欠選任

村上誠一郎君 補欠選任

村上誠一郎君 補欠選任

村上誠一郎君 補欠選任

村上誠一郎君 補欠選任

村上誠一郎君 補欠選任

村上誠一郎君 補欠選任

村上誠一郎君 補欠選任

村上誠一郎君 補欠選任

村上誠一郎君 補欠選任

村上誠一郎君 補欠選任

村上誠一郎君 補欠選任

村上誠一郎君 補欠選任

村上誠一郎君 補欠選任

村上誠一郎君 補欠選任

村上誠一郎君 補欠選任

村上誠一郎君 補欠選任

村上誠一郎君 補欠選任

村上誠一郎君 補欠選任

村上誠一郎君 補欠選任

村上誠一郎君 補欠選任

村上誠一郎君 補欠選任

村上誠一郎君 補欠選任

村上誠一郎君 補欠選任

本日の会議に付した案件

教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)

昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

○中村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許し

ます。佐藤敬夫君。

○佐藤(敬夫)委員 初任者研修の質問に入ります

前に、文部大臣に、三月二十九日付のこの服務規

律の通知についていろいろの御意見があるよう

でございます。国民の期待にこたえるためにいろ

ろの教員の資質向上あるいは研修等の充実を図る

ということは大変大事なことでありまして、公務員

として当然守るべき規律に反するようなことがあ

っては教育全体に対する信頼を損なうことになり

かねない。この問題について文部大臣として服務

規律の確保についてどういふふうなお考えをお持ち

か、お聞かせいただきたいと思うのです。

○中島国務大臣 「教育は人なり」、こう言われま

す。特に教育基本法においても教育は人格の完成

を目指す、こういうことが第一条に書かれておる

わけでございます。そういう意味で教育そのもの

は信頼の上に立つ、特に学校教育が広く国民か

ら信頼を受けるということにその基本があると思

うわけでございます。したがって、そこに服務す

る教職の方々が少なくとも法律に違反するよう

なことがあったりあるいは教育の中立性を損なう

ようなことがあって、学校教育そのものが国民か

ら信を失うことがあってはこれは大変なことでは

ございますので、そういうことがありませんように

という通知をいたしましたわけでございまして、私

どもが教育を守り、教育を進め、さらに教育を改革

していく上に一番重要な基本姿勢である、こう思

いましてこのような通知を出したというふうに考

えておりました。この服務規律は、その趣旨にの

つとりまして守られますように今後ともお願いを

していきたい、このように強く感じております。

○佐藤(敬夫)委員 助成局長からこの件につい

て……。要するに、学校の先生たちは学校の中

の校規みたいなものに子供たちが違反した場合に

は大変厳しく取り締まるわけですね。そして、教

える側の自分たちが例えば政治的行為、特に六十

二年度の日教組の運動方針の中に、初めから、今

年度から実施されている初任者研修の試行阻止の

ため、集会、デモ、署名、決議などによる反対行

動を行う」と断言しているわけですね。こういう部

分について本日に違反があったときには、厳しく

文書発行元としてその問題をきちんと処理する

という態度が大変重要かと思いますが、局長にその

決意をお示しいただきたい。

○加戸政府委員 私どもの立場といたしまして

は、法令に従った行動をとっていただくことを心

から期待しているわけでもございまして、また、

教育公務員のみならず一般公務員もすべてそうで

ございまして、採用されたときには服務の宣

誓を行いますが、法令及び職務上の義務に従うこ

とを宣誓するわけでもございまして。そういう意味

におきまして、私どもの出した通達趣旨

は、違法な行為に及ばないような事前の警告的な

意味でございまして、具体的な行動が行われ、か

つ、それが法令に違反することが明確でありまし

て、場合には、重ねて厳正な措置をとるような指導を

行う考えでございまして。

○佐藤(敬夫)委員 これはもう古くて新しい問題

でありまして、一度注意を与え指導したものにっ

いて再度繰り返すという問題については、もっと

毅然とした態度が必要になってくるべきだと私は

思います。ぜひその努力を御期待を申し上げます。

次いで、初任者研修の質問に入りたいと思いま

す。

教員というのはやはり子供の人格形成について

大きな直接的なかわり合いを持つわけでもござい

まして、その教師像というものについては今まで

いろいろ語られてきているわけでありまして、望

ましい教師像というもの、簡単に結構でありま

すが、文部大臣はどうお考えでありますか。
○中島國務大臣 二つ申し上げさせていだきたいと思います。

教員としての教育者の使命感、人間の成長、発達についての深い理解、幼児、児童生徒に対する教育的愛情、教科等に関する専門的知識、広く豊かな教養、そしてそれらを基礎とした実践的指導力が求められておる、役所的に申せばそういうことで正しいと思います。

一つ加えさせていただきますと、私は、やはり生涯学習という見地からも、教師そのものが、そして万人が、与えられた人生の中で常に啓蒙をし、意欲を持って学んでいく、そういう先を見ながら学び、研修をする集団である、したがって教師は生徒に対しては先行ランナーであり、生徒はまた後発ランナーである、したがって先行ランナーは後発ランナーのよきペースメーカーであり、また後発ランナーの痛みも喜びも分かち合えるものでなければならぬ。そういうもので、確かに教室の中では向き合って教え、教えられるすけれども、人生を歩む中ではすべて前を見ながら研修しつつある人間像の一環として教え、教えられるものである、一つ付与すればそういう形がより好ましい教師像ではなからうか、私はそう思っております。

○佐藤(敬夫)委員 加戸助成局長にも同じ質問をお伺いしたいと思います。

○加戸政府委員 ただいま大臣が申し上げたとおりでございますが、私も、現在の教員のあり方につきまして基本的な考えを申し上げます。それは、やはり子供に対する理解と愛情と情熱というのは、やはり子供に対する理解と愛情と情熱というのが基本になると思います。また、そういった教員が子供たちから信頼を受けるためには、当然それに必要な実践的指導力なり学問的知識も身につけた上でなければ、児童生徒の理解あるいは協力も得られないという面もございます。そういうような教員の使命感、情熱というものを今の教員の方々が持っていたければ、子供たち、もちろんそのためには裏づけとなる、子供たち

ちから尊敬されるような実力を持っていただきたいと思っております。

○佐藤(敬夫)委員 実は素朴な疑問なんです、先生になろうという気持ちを持って大学に入学して、そして一生懸命、知識における学問というものと教師になろうとする心の持ち方、こういうものを四年間勉強するわけですね。それが採用になった後、また初任者研修しなきゃならぬというのはい体問題がどこにあるのかな、要するに大学の四年間の課程の中でそういうことを含めてやっぱりきちんと教えていくという大学課程なり制度なりというものがつくられていかなければいけないではないかな、そんなことを素朴に疑問として感じているわけですね。

データがあるかどうか分かりませんが、例えば教職員の採用のとき面接があって、教師は聖職であるのか労働職であるのかといういろんな面接をした場合に、まさに教師は聖職であるんだという決意で先生になりたい、そういう答え方をした初任者の人たちというのは、もし体験があるんならどの程度の割合になるものですか。

○加戸政府委員 教員の資質向上は、養成、採用、研修すべての段階を通じて資質の判定がされるわけでございますけれども、現在の採用試験につきましての改善方を私ども指導申し上げておりました、各都道府県教育委員会におきましても、採用段階で面接あるいは適性検査等多様な工夫をさせていただいておりますが、御承知のように志望者が非常に多いわけでございますので、個人個人の面接に要する時間というのは極めて短いわけでございます。また、その中で教員を志望した動機なり取り組みの姿勢というのは簡単に、質問されますが、もちろん私も統計的なデータはつかんでおりませんが、面接試験でございましてから当然、かくかくしかじかの動機で意欲を持って子供たちの教育に取り組みたいというような模範答弁が返ってくるのがほとんどであるという理解しております。

事後は、そういう模範答弁が現実就職した後の学校現場で生かされるかどうかということでございます。そういう意味におきます視点からは、私も、今申し上げた初任者研修のような実践の場でそういう気持ちなりあるいは意欲の盛り上げということを期待している次第でもございます。

○佐藤(敬夫)委員 もっと具体的にお答えをいただきたいのですが、教師になるときには採用試験のときに面接があって、私は子供たちに愛情を持ってしかも理想に燃えて教師になりたい、そういうお答えをして、教員生活に入ってから一年くらいは友人もたくさんおりますが、どうもその世界に入った瞬間にいろんな形にいびつになっていくという傾向になっていくんじゃないかな。それはやはり、大学四年間の中でただ学問・知識だけの、それから技術だけのことじゃなくて、大学四年間の教育システムの中に問題もありはしないかなという気がしてならない。こういうものに対して、今後新しい国際化の時代とか多様化した個性の時代に向かって大胆に取り組んでいこうという気概があまりなにかどうか。

けさのある新聞に、筑波大学が自己批判報告書を出したというところで、最後の方に、「一般教育科目で確たる教育目標もなしに授業が行われてきた。担当者も意欲に欠け、誤った人員配置をしている。」こんなことを、日本の代表である筑波大学の大学制度の中で自己批判をみずからするというのは、これはいい意味で取り上げていいのかな。このまま継続していったら一体どういうことになっていくのかな。この問題について少し局長の方から、現時点で教育現場の中でどういう問題点があり、これをどう改良・改善していこうとしているのか、この辺について御意見を伺いたしたい。

○加戸政府委員 教員の養成段階におきます教育が極めて重要であることは、言をまたないところでございまして。先ほど申し上げましたように、養成、採用、研修のすべての段階の第一ステップ

でございます。教員養成の段階におきましても、そういう点におきまして、今回、私も、この初任者研修の創設に關します教育公務員特例法の改正のみならず教育職員免許法の改正案も提案させていただいておりますが、その中におきましては、例えば一つの例でございますけれども、教育実習の場合に事前事後の指導を単位付加いたしました。その内容としては、例えば他の校種あるいは他の施設等におきます実習なり経験、体験というものを単位として付加しようと考えておりますが、それは、学校教育といえますものはもちろん学問的な知識並びに実践的指導力の基礎を培うものでございまして、やはり多人数による集中的な講義等によつては達成されないので、つまり学生が自分の肌で体験をすることによって教職というものはこういうものであるのかということを理解していただく、そういう意欲を養っていただくというふうな意味の事柄でもございまして、あるいはカリキュラムの問題といたしまして、例えば特別活動とかあるいは生徒指導に関する科目を必須化しようというふうな考え方で提案させていただいておりますけれども、これらの教員養成制度の改善の中にありましては、今申し上げた先生の趣旨に沿うような方向での施策として資するものを盛り込んでいきたいと思っております。

○佐藤(敬夫)委員 時間もないわけでございますので、具体的に申し上げます。時間もありませんが、それはそれとして、今度の初任者研修の中心身について少し御質問申し上げます。

一応大学四年間の課程を経てそして採用され、その中で実際に現場に従事するための一つの研修機能として初任者研修という制度を導入しようということだと思っております。この初任者研修はどんな方法で行われるのか、少し詳しく中心身についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○加戸政府委員 初任者は就職した当初の時期でございます。これはすべての職種についても言

えることをごさいます。しょうけれども、特に教員の
場合につきましては、採用されました教員としての
の自覚を高めまますと、円滑に教育活動に入
っていき、そして可能な限り自立して教育活動
を展開していき、そういった素地をつくる上に非
常に大切なことをごさいます。一般の職種と違
いまして、教員自身が一本立ちして一人で教壇で
教えるという役目を負うわけをごさいますから、
この時期に組織的あるいは計画的な研修を行いま
して、一生涯にわたります教員としての職能成長
について欠かさないものを身につけていくという
ことをねらいとしているわけをごさいます。今
回、初任者研修制度を創設して任命権者にその実
施義務を課すこととしたのも、そのゆえんは今申
し上げたところをごさいます。

具体的内容をごさいます。初任者研修制度
におきましては、初任者が経験豊かな指導者の指
導を受けながら当面する教育問題を究明してその
改善策を工夫していくことが効果的である、そう
いった観点から、初任者は学校に配置いたしまし
て、それぞれ学級とかあるいは教科・科目をすべ
て他の先生と同様に持つていただきながら、か
つ、一年間にわたる研修を受けるということとい
たしております。

具体的には、初任者は、校内における研修とい
たしまして年間七十日間程度の指導教員による具
体的な指導を受けていただく、それから校外にお
ける研修といたしまして年間三十五日程度教育セ
ンター等におきます講義・演習あるいは実際の他
の職種あるいは他の施設等の参観、そういった実
地の経験を積んでいただくという二つのコンピ
ネーションによってでき上がっているわけをごさ
いますけれども、そのほか一年間を通じてそれ
ぞれ毎日毎日が研修の場である、研修の時期であ
るといふ理解のもとに、例えば校内の指導体制に
基づきまして、先輩教員から各般にわたる指導助
言を仰ぎ、またそれを見ずからものとしていく
ということをごさいます。今申し上げましたマン・ツ
ー・マ

ンの指導といたしましては、経験豊かな先輩教員
から、それぞれの一年間の教育課程の流れに沿
いまして、あるいは授業の進度、児童生徒の発達段
階等を考慮し、あるいは個々の具体的な事例に即
してアドバイスを受けながら研修をするという形
になりますけれども、その場合には、なるべく教
員の自主的な意欲ということのみならず取り組む
課題を新任教員自身も持つていただいて、そう
いった問題意識に応じて先輩教員から指導をす
る、そういう意味では、影の形に添うことと先輩
教員が温かい目で見守り、かつ、必要なアドバ
イスを与え、それが過度のアドバイスではなくて、
新任教員が悩んでいることあるいは問題解決に取
り組んでいるときのサセクションを与える、そん
な方法で指導教員による指導を展開していただ
けらと思っております。

それから、校外における研修といたしまして
は、これは教育センター等におきます、いろんな
使命感なり教育技術なりいろんな理論的な講義、
もちろん実践的な指導力の向上に資するような講
義等を受けるわけをごさいます。これも今申し
上げた新任教員に対しまして指導教員の指導ある
いは学校の進度等に連関させながら今のような理
論講義を行っていただきますとともに、例えば宿
泊研修等におきます集団の新任教員同士の悩みを打
ち明けた意見交換なり、あるいは相互交流を図っ
ていただく。さらには、社会福祉施設とかある
いは児童福祉施設あるいは社会教育施設といった
いろんな諸施設、場合によりましては民間企業等
の施設も参観いただきまして、学校以外の分野で
どのような形で授業活動が展開されているのか、そ
こで働いている人たちがどんな取り組みをして
いるのかということを広い視野から受け取って
いただくというようなことを考えているわけをご
さいます。

さらに付加いたしますれば、今申し上げた事柄
は、都道府県段階におきます任命権者の行う研修
の主たる内容をごさいます。これと並行いたし
まして、国のサイドにおきまして、文部省として

は全国的な洋上研修を企画いたしております。新
任教員のうちの一部が洋上研修に参加をして
いただき、その場におきまして広い知見を得て
いただき、あるいは全国的な教員の相互交流も図
っていただくという、いろいろな盛りだくさんな施
策を考えているわけをごさいます。結論的に申
上げますれば、メインポイントは校内における
七十日間のマン・ツーマン指導による研修並び
に三十五日間程度の校外における教育センターを
中心とした研修、さらに付加的な意味で国と
任命権者が協同して行います洋上研修、この三つ
が中核的な存在になりますけれども、もちろん三
百六十五日が研修という意識で取り組んでいただ
くことを期待しているところをごさいます。

○佐藤(敬夫)委員 今の海上研修だとかある
企業訪問とかというのは、確かにそれは大学四年
間の中の教員養成課程の中では割と触れられ
ない部分なかもいれませんが、教育現場の中で先
輩の教師のアドバイスをいただきながらとかとい
うことは、教育実習課程の中で当然経験をしてお
られることですね。何かダブルで同じことをやっ
ていくような気がしてならないのです。

私は、少なくともこれからは、そういう国際的な
広い視野の人間像だとか子供たちと愛情を持つて
接する段階の教師像というものの中に、やはり従
来の発想では考えられないような充実した機会と
いうものをもっと与え続けていく。初任者研修制
度というのはそういうものだけじゃなくて、もっ
と奥の深いものにしていくという発想が将来必要
になってくるんじゃないかな。洋上研修をして二
週間海を渡るくらいであつたら、本当に大胆にア
メリカとかイギリスへ一カ月くらい派遣して、実
際に海外の日本人学校の現場での仕事を一カ月さ
せてみる体験とか、あるいは先回に教職適性審査
会の設置の提言をしたんですが見送りになったよ
うであります。五年、十年、十五年後において
その実践体験した教師をもう一度再適性検査をし
てみる、そういう中でリフレッシュさせてあげ
る、そういう考え方をこの制度の中の一環として

取り上げていかないと、何か大学でやったと同じ
ことを、また同じような繰り返しの中で、実質的
には制度はできたけれども意味がだんだん薄れて
いくという形になっていくのではないかな。
時間もないので、一つだけ別の質問をしたいの
であります。教員の海外派遣制度というのは今
も残っております。この人たちの平均年齢とい
うのは一体何歳くらいになっておられますか。
○加戸政府委員 お答えの前に、教員養成とのダ
ブリがございましたので、一言触れさせていただきます
は、小学校教員になる者につきましては四週間の
教育実習、中学校・高等学校の教員になります者
については二週間の教育実習がございます。しか
しながら、例えば六十二年度のケースでございま
すと、教員の免許状を取得される方が実数十三万
八千人でございまして、そのうち教員に就職され
る方は二万八千人でございまして、言うなれば、
教員になれるかなれないかわからないような
方が教育現場にたくさん教育実習にいられて
いるというような実態もございまして、また特定の
出身校に偏りがちでございますので、たまたまの
習生が来られますと、そこで十分な教育実習が
できるかどうかという問題がございます。そうい
った点では、今回の初任者研修の場合は非常に密度
の高い、しかも専任の教員をもって指導するとい
う体制でございますので、質的にも相当大きな違
いがあるだろうというふうな考えを持つておるわ
けでございます。

ところで、先生今御質問ございました、文部省
におきまして教員の海外派遣を行っております
で、現在、年間約三千人程度の先生方を、短期派
遣としましては二週間、長期派遣としましては一
カ月間の派遣を行っておりますところをごさいます
けれども、大体その長期派遣の場合の平均年齢が四
十四歳でございまして、短期派遣の場合の年齢が
四十一歳というものが現在の状況でございます。
○佐藤(敬夫)委員 もう質問時間もほとんどあり
ませんが、私はイメージとしては、定年間の先

生たちがもつとたくさん海外派遣に出ておられるのではないかと、こういうふうな思っておったのですが、そんなことはありませんか。こんな若い人たちがばかりですか。ちよつと年度別ぐらゐに、もしわかつておたら……。

○加戸政府委員 教員海外派遣の場合に当たりましては、退職前に相当するような先生は派遣いたさないこととしておまして、派遣して帰ってこられてから海外派遣の成果を教育現場に生かせることをねらいとしております。そういう意味では、職種によりまして校長先生、教頭先生は当然年齢層の高い五十代の方が派遣されるわけでございますが、と同時に、中堅教員を三十五歳以上の者に限りまして派遣をいたしておまして、近年そういう意味では若手の派遣、三十五歳以上の中堅層の方の派遣もふえてまいりました。そういう関係で、平均いたしますと、先ほど申し上げたような年齢が以前に比べますと若い年齢に下がってきているという現状でございます。

○佐藤(敏夫)委員 最後の質問になります。大臣、どうか初任者研修というものをものと意義あるもの、深みのあるものにしていくためには、そういう初任者の中でもやはり教師として理想に燃えているうちに海外の教育を手ざわりさせたり、海外の企業に触れてみたり、世界の流れの変わりみいたいのを体験させたりということも、ぜひこの仕組みの中に加えていただく努力をお願いいたします。実際に伸びる人材を伸ばしていく研修でなければならぬと思ひますし、その意味で、教育界というのはどっちかというところ、その中に入っていくと、考え方や行動が割と抑圧されていくような機関になっているんじゃないかなという気がするわけなんです。そんな意味で、例えば教職適性審査会設置なんという問題が前にありましたように、そういうものとの組み合わせを考えながら、こういう制度の、教職員として身も心も大きな、人の信頼を得るような形になっていく教師像というものを、つくり上げていくために御努力をいただきたい。最後

に一言だけ、そのことについて大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○中島国務大臣 大変建設的な、そして明るい御提案をいただいた感謝をいたしますが、先ほどから先生御指摘のように、やはり大学で学ぶその範囲、そこでは資質もあり、教育も全うしたとして、新たに社会人として、特に重要な教鞭をとられる方々にとりましては、幅広い知見を得ていただくために、先生おっしゃるような一つの方法として海外の知見も広める。そういう意味では、六十三年度から、二十五歳以上三十五歳までの若い教職員の方々にイギリスあるいはアメリカに二カ月間研修に行つていただく。当面は四十人、四十人とまだ少ない人数でありますけれども、これをさらに広げてまいりたいと思つておりますし、先生が今おっしゃいましたように社会人として立つ、そして烈々たる意欲と気迫を持ち、また人間を愛する愛情、教育に挺身する意欲、そういうものをもちつつ、さらに御自分が大きく成長しつづ後輩を指導する、こういう形に育つていただきますように、私も万全の努力、環境整備をしてまいりたい、このように考えております。

○佐藤(敏夫)委員 ありがとうございます。質問を終わります。

○中村委員長 馬場昇君。

○馬場委員 私は、質問に入ります前に委員長に強く抗議をすることも、要請を申し上げておきたいと思つたのです。

国会議員の経験の中で余り例を見ないので、少なくとも委員長は理事会の合意を得て運営をする、この原則から一昨日は逸脱をした、こう言わなければなりません。

それから、この委員会はスムーズに運営が行われておるわけです。我々が出した議員立法もこの委員会に付託されております。政府が出した法律も付託されて、我々の提案した議案もこの委員会にある。政府が提案した法律案の中で著作権法、その当時は私学共済もあつたわけでございますけれども、著作権法と国立学校設置法がこの委員会に付託をされて、しかも趣旨説明があつて審議中でございます。これは委員長も御存じと思ひますけれども、趣旨説明をすれば国会法の慣習によりまして審議中ということになるのは明らかでございます。この審議中の三つの法律があるのに、それが継続しておるのに新しく提案されたものの趣旨説明を求め、こういうことは従来ございませんでした。それで、我が党の理事は、そういうルール違反のことはやるべきではない、現在審議中のものを整々として審議しようじゃないか、こういう主張をしておるのに、合意のない委員会を開いて、そして委員の動議によって、きょう審議されておりますようなこの初任者を中心とする三つの法律の趣旨説明をやらせた。こういうことは国会のルール違反である、許せない行為だと思ひます。私も、そういうルール無視の委員長のものと審議することはできない、こういうことで一昨日は審議に應じませんでした。そういう中で野党第一党の社会党を抜きにして審議を進め、採決まで強行した。私はこの委員長の態度は許すことはできない。この責任は強く追及されるべきものであると思ひます。

そこで、今後こういうことのないように強く抗議をし、要請をまずしておきたいと思ひます。

そして、今質問に立つたわけですけれども、委員会が成立しております。私は、この間も理事会で聞いておりましたら、国民の負託にこたえて慎重に審議すべきだという意見が出ました。そ

ういうことで、いろいろなことがありましたけれども、きょうは慎重審議をしようと思つて質問に立つたのですが、成立をしない。ルール違反です。私はきょうずっと質問を続けたいけれども、私が質問をここでとめましたときには、私が見て成立していないと確認して質問を中断いたしますので、これは私の質問の持ち時間ではない、外してもらうというものを最初に委員長に了解をとっておきたいと思ひますが、いかがですか。

○中村委員長 ただいま馬場君から、一昨日の委員会の運営につきまして御意見あるいは御指摘がございました。そのことについて委員長としてお答えを申し上げます。

衆議院の先例によりまして、「審査案件が数個あるときは、議題とすべき順序は、委員長が定める」ということになっております。これが通例でありますけれども、「委員会に諮つて決したことあるわけでございます。原則として、当然各党から出ておられます理事の皆様方に諮つて合意のもとに委員会の運営をすべきものと心得ておりますけれども、合意が調われないときには委員会の運営ができませんから委員長の職権においてこの運営をする、あるいは委員会にその運営をお諮りして決定をしていくということに先例でなつておるわけでありまして、先例に基づいて委員長は委員会を運営いたしましたので、御指摘のとおりではない、私はそのように申し上げておきたいと思ひます。

定数の問題等については、御指摘に従ひまして、御指摘があれば出席委員の確認をしてその定数を満たすように努力をいたしたい、このように思つております。

決める、そしてどうしても決まらないうきには委員の皆さんに相談して決める、そうなっている先例は私も知っているので、これは付託された状態の議案についてでございます、審議中の議案についてはそれはそういう慣例ではない、これは明らかにそうなのでございます。審議中ですから、もう趣旨説明をしたのは審議中という先例でございますから、今委員長が把握しておられますのは、付託された審議していかないもので、これから審議を始めようかというときにはそのとおりです。審議中のものを入れかえたという先例はないわけです。

ところが、ずっと詳しく調べてみますと、二、三ある。これは、委員長が理事会に諮って満場一致すべての政党がそれよろしいという了解を示したときに限る、こうなっておることを申し上げ、委員長の理解が間違っておるということを申し上げたいと思います。

今の最後、定数については努力しますではない、成立してなければ審議できないのですから、成立してないときは審議しません、そう言わなければならぬのです。だから、今成立しておりませんから、私は質問をしばらく留保いたします。

○中村委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○中村委員長 速記を起してください。

○馬場委員 半数そろったようでございますので、質問をやりたいと思います。

先ほど自民党の委員からも質問があつておつたようでございますが、大臣、最近の文教行政を見てください、基本的にやはり憲法、基本法の精神から見ると非常に逸脱しておるというように、私は感じております。そしてまた、文部省の綱紀が緩んでおるのじゃないか、こういう疑いを持つような行いがしばしば行われております。

さらに、文部省が行政を進めようとしておるときに、国民の中にはいろいろな意見があるわけですが、例えば、そういうことだから、文部省は、

そういう国民のあらゆる意見を吸収しようという形で諮問の機関をいろいろつくっておられる。ところが、そういう国民のいろいろな意見を聞くという諮問機関、そういう中から、文部省がやるうとする施策に対して批判する者あるいは反対する者、こういう者は除外してしまおうというふうな行いが起こつておるわけでございます。私は、まさに法律違反、民主主義に反するような教育行政が非常に行われておる、これは非常に遺憾なことだと思つて、文部大臣は文部省の最高責任者ですから、そういうことが行われないように厳重な監督、そして行われたものに対しては善処をするという責任が文部大臣にはあるわけでございます。

そういう立場から、具体的に三点について、最近行われましたことについて文部大臣の意見を聞き、文部大臣に善処を求めたいと思つておる。

それは、先ほど自民党の委員の方からも御質問があつておりましたし、既に我が党も、私も一回は質問を申し上げた事項でございますけれども、六十三年、ことしの三月二十九日、そこにおります助成局の加戸局長が、「教職員勤務規律の確保について」という教育助成局長の通知を出しました、この問題でございます。

これにつきましても、文部大臣に質問をしていろいろ議論したところでございますけれども、文部大臣、その議論を思い起こしていただきたいのです。この前の議論で、この通知の趣旨は後段の趣旨徹底にありますという答弁をいただいたのですが、私は、その中段がどうしても憲法違反だと思つておる。これはやはり善処しなければ、消えるものではないのです。それを今から私は読み上げますが、大臣、よく聞いておいてください。

「国の機関又は公の機関において決定した政策の実施、例えば初任者研修の実施を妨害するため、示威運動や署名運動の企画・指導等を行うこと、そのような目的を有する文書、図画等を発行し、回覧に供すること等は政治的行為に該当するものとして禁止されているところであり、こ

のくだりは、この前も大臣とよく話をしましたけれども、明らかに憲法十六條の国民の請願権を侵害しております。憲法二十一條の言論、出版、表現の自由の侵害でございます。これがそのまま残されてひとり歩きをいたしますと、まさに戦中の治安維持法の体制の再現につながつてくる、こういう恐ろしさ、危険なものでございます。

そこで、大臣がこの前私に言われましたように、憲法十六條、二十一條は厳として侵すべからざるものであつて、ここに書いておるものはそれを侵害するということでございまして、この部分は少なくとも撤回され、訂正されるような措置を講ずるべきじゃないか、こういうぐあいに私は思いますが、大臣いかがでございますか。

○中島國務大臣 三月二十九日の助成局長通知についてのお尋ねでございます。

二点申し上げたいのですが、この趣旨は、後段に書かれておりますように、教育の信頼を国民から得るためには、いやくも教職にある方々が違法行為を犯したりあるいは教育の中立性を損なうようなことがあつて国民の信頼を失ふことがあつてはいけない、そのことがないようにという通知でございます。私はこう申し上げました。中段におきまして馬場委員が御指摘の点につきまして、憲法二十一條、これは集会、結社あるいは出版、表現の自由を保障したところでございまして、これも、これには抵触をいたさない。なぜならば、この通知にあります「示威運動や署名運動の企画・指導等を行うこと」の前に、その「実施を妨害するため」という言葉がございます。「妨害」という言葉になりますと、これは要するに人事院規則によりまして「国の機関又は公の機関において決定した政策の実施を妨害すること」があつてはいかぬ、こういうことでありますので、その「妨害」とは何かということが問題でありまして、それが、実施が困難になるような妨害のためにそういう行動をすることは違法になりますよ、そういうことをここに明示したわけでございます。

また、先生が十六條の点にお触れでございますが、十六條は平穩に請願する権利を有するということでございます。これは、平穩に請願をされ、そして妨害行為には至らないという点においては憲法に保障されたとおりでございます。今私が繰り返して申し上げれば、これは国の定めた政策を妨害するようなこれこれの行為、こういうふうにして申し上げておるわけでございます。この中段に書かれたものと後段で締めくくりました部分は同一の精神に統一されておることでございますので、先生のおっしゃることは当たらない。法律に違反することのないように、そして教育の中立性が損なわれることがないように、これで統一されるべきものと私は考えます。

○馬場委員 大臣、例えばここに「署名運動の企画・指導等」と書いてありますね。署名運動の企画、それから署名運動を指導する、こういうことは、初任研はけしからぬと思つておる、こういうことに対して署名運動をやるうじやありませんか、そしてお互いの仲間に署名運動をひとつやりますよ、こういうことなんですね。これは妨害になるのですか。——これはあなたには聞いてない、大臣だ。

○中島國務大臣 私はその点を申し上げておるわけでありまして、一つ一つの請願あるいはそういう企画そのものが、一つ一つは憲法違反だ、それ一つ一つは憲法違反だと思つておるわけではございません。これは憲法に保障されておるわけでございます。その前段で「妨害」という言葉がございますね。一つの国の機関また公の機関が決定した政策が妨害されるということはいかぬと、これが書かれてあります。その妨害するためにやる妨害とは何かということ、この前も馬場委員との間で質問をいただいたわけでございますね。妨害というものは、定めたものが行えない、そういう意図で行われるものはやはり違法である、この妨害という言葉に私は比重を置いて考えておるところでございます。

○馬場委員 だから、私は妨害について言っているんですよ。署名運動を企画すること、それを指

でございます。そして、その説明といたしまして「文部省の高石事務次官はきょう、福岡県粕屋郡志免町で行われた選抜高校庭球大会の開会式に出席した後、RKBのインタビューに応じました。高石氏はこの中で、近く退官する予定だが、現在は役所の仕事を一生懸命やる立場にある。しかし、地元で勝手連のように担ぎ上げようという動きが高まっていることは感謝していると、国政選挙への意欲を示した。さらに続けて、政治的発言の力となるには衆議院と参議院を比較した場合衆議院です、地元の盛り上げを考えていかなければならない、このように高石氏は初めて衆議院選挙への出馬の意思を明らかにした上で、自民党安倍派や中曽根派から誘いがあることを明らかにしました。こういふようなRKBのキャスターの報道であったわけでございます。

文部省の事務次官というのは事務方の最高責任者であるわけでございますが、今この委員会で審議しておりますようにこういふときに、また別の報道によりますと、地元にも頻りに帰ってこのような政治活動をしておるといふ報道も聞いておるわけでございます。また、衆議院と参議院と比べたら衆議院だ、まさに参議院の軽視とも言えることを文部事務次官が発言をする。いづれにしても地位を利用して選挙運動をする、非常に大切な文教委員会の審議をしておるときに事務方の責任者が政治的中立を侵すような発言をする、これは私は許しがたいことだと思えます。これを監督するのは文部大臣ですよ。先般中西委員からこの指摘がございまして、その後、文部大臣は高石事務次官に対してどういふ措置をとられたかということについてお伺いしております。

○中島國務大臣 馬場委員御指摘の件については、去る三月二十二日福岡県で行われた全国選抜高校庭球大会の開会式と聞いておりますが、それに出席をいたしましたして祝辞を述べた、これは公務でございますから御承認いただけると思っております。その後、地元のテレビ局でございまして、報道関係者から短時間のインタビューを受けた。過

日、中西委員からも御指摘がございまして、その後、その発言について、私も責任者として当時の事情を、テレビはビデオで見られるわけにいきませんので、新聞報道なども参照いたしましたして当時の事情をくみ取ってみました。

二つございまして、その中で高石次官は、自分は今、ちょっとベーパーがございませぬの字句の一字一字は間違ってもございませぬが、国家公務員の身であるし、立候補その他については、質問がありましたけれども、ノーコメントであるし決まていない、これが前提となっておりますので、私は当然そうあるべきだ、こう思います。したがって、その点はそういうことで、今後は職務遂行のために専念をいたすべきである、これは私が自分自身に言い聞かせるのと同時に、高石次官を含めた全職員に申し上げたいこととして心に思っております。

〔委員長退席、岸田委員長代理着席〕

後段に申されました、少なくとも憲法に定められました両院の意義につきまして誤解を招くような発言があったとすれば、これは遺憾なことでございますが、その前提として、まさに先生おっしゃいますように、国家公務員はその注意力のすべてを職務に専念すべきであるということも定められておりますし、行政府としてまた立法院に審議をお願いをいたしておる重要な時期に職務専一に考えることが当然である、そのように思っています。これは今後のことだけでなく、職員とも話し、伝えておるところでございまして、私の気持ちには職務専念を専一に考える、このことに徹してまいりたいと思っておりますし、今後とも文部省全体の中にこれは当然のことながら徹底していくように努力したいと思っております。

○馬場委員 高石さんは、今大臣が言ったように職務に専念をしますなというところはこのインタビューで一言も答えていない、言っていない。ただ、「近く退官する予定だが、現在は役所の仕事を一生懸命やる立場にある。」と言っただけで、あとは勝手連のような担ぎ出しが地元で高まってい

ることに非常に感謝しております。そうして、政治的には参議院よりも衆議院だから地元の盛り上がりを考えていかなければならぬ、そのキャスターが言いましたように、まさに立候補を表明をしたというところをおっしゃっておるわけでございますが、実は、大臣はこの事実について高石事務次官に事情をお聞きになったのか、そしてどういふ措置をとられたのか、具体的に答えてください。

○中島國務大臣 これは二つに分けて、事前には、中西委員御指摘の以前にございまして、高石次官個人から報告もあるいは相談も受けたこととございませぬし、私も相談を受ける立場にはなっていないと思っております。その後御指摘がございまして、これは第三者的によりいろいろ確認をすべきことと思いましたが、テレビは見られませぬのでしたけれども、そのとき報道されました内容をできるだけ第三者と申しますか本人以外も含めまして聞き及びまして、主観にとらわれず当時の状況をできるだけ正しく把握しようといふふうに努めてまいりましたところでございます。その後、高石次官には直接この点について話あるいは指示をしたということ、現在そういう時間を持っておりませぬ。

○馬場委員 先ほども私は、教職員の服務についてという助成局長の通知について質問したのですけれども、物すごい通知を出しておる。この前新聞にも報道されあるいはこの委員会で中西委員も追及した。それなのに、いまだ監督する任にある大臣が本人からの事情も聞いていない。まさにあなたこそ職務怠慢ですよ。大変な問題でしよう。あなたが聞く前に、実は衆議院、参議院の議院運営委員会でも取り上げられておるわけですよ。そして、近いうちに参議院の議院運営委員会に高石次官を呼んで事情聴取をするという動きもあるわけですよ。そういうときに、こういう問題を国会でも取り上げられたのに全然注意もしない、呼んでもいない。

私は、聞くところによりますと、きょうの新聞

なんかによりますと、これまた総理府の事務次官が国会議員に立候補したいということで、この国会の最中の五月二日に退官するといふことがきょうの新聞に載っておりますけれども、高石さんも退官してやるならそれは話は別です。しかしそれでも私はおかしいと思っております。というのは、高級官僚がやめてからすぐ国会議員になる、そしてあなたも高級官僚は自民党から出るのだという、この発言によりまして安倍派や中曽根派から誘いがかかってきておるといふことを言っているわけですが、いやしくも高級官僚は政治的中立だから、例えば自民党やほかの党じゃなしに、退官してからしばらくは期間を置いてから出るといふならわからぬでもないけれども、まさに事務次官、官僚というものは自民党、しかも各派閥からだといふような印象を国民に与えるといふことはもってのほかだと思っております。

それで、これは大臣に敢て申し上げておきますけれども、衆議院の議院運営委員会でも問題になったし、参議院でも問題になった。参議院では本人を呼んで聞くという。そのときに、直接の上司のあなたが何ら事情も聴取しないし処置もとらなないといふことは怠慢だ。監督不行き届きだからこういうことが起こってくるのですよ。その点については、敢て事情を聴取して善処されることをまず要求しておきたいと思っております。

これは問題を残しておいて、次の問題に入っても、後でまたまとめをしたいと思います。もう一つの問題がございまして、これはきのうの新聞で報道されておるわけですが、大臣、私は教師をしてもらった経験もありますが、戦後の日本の学校教育の中で社会科というのはシンボリックな教科であったと私は今でも思っておりますし、事実そういう役割を果たしてまいってきたわけでございます。ところが、この社会科を地歴と公民に分割をしよう、こういうふうなことが教育課程審議会で実は議論されておるの、大臣は責任者でございますからもう御存じのとおりでございます。ところが、これでいろいろ

る議論があつたのは御承知と思ひますけれども、社会科学を擁護する学者、研究者を学習指導要領の作成協力者会議から実質解任した、こういうような新聞報道が行われておるわけでございます。

これによりますと、
文部省は二十日、新しい学習指導要領の作成に携わつていた学者・教師集団を大幅に入れ替え、この中で、社会科学解任に反対の質問書を出した七人の大学教授をそろつてメンバーから外した
こういうことが書いてございます。そして、その人たちは、

問題の高校社会科学科科目の指導要領作成には、約五十人の大学教授らがメンバーに委嘱されていた。ところが、文部省は二十日付で、このうち、
氏名は省略いたしますけれども、

五教授を再任しないで更迭し、新メンバーと入れ替えた。また、小学校社会科学の協力者である二教授も同様に再任しなかつた。

これら七氏は、いずれも社会科学の解体に反対し、昨年十二月一日付で、同審議会委員あてに出された日本社会科学教育学会の質問書に名前を連ねていた。

そういう人たちである。この協力者は、任期は一年です、しかし昨年の四月には全部更新されておる。ずっと指導要領改訂に携わつてきて、もう六、七割方でき上がつておるのですよ。それにずっと携わつてきておるのです。昨年一年ごとですからずっと再任されて、この人たちは昨年は全部再任をされた人たち、全員が再任されておるわけでございます。そして、これは何か解任ではないではないかというやじが出ましたけれども、この一年ごとというのは全く形式的で、従来の例をずっと見ますと、これは一年ごとですから毎年毎年同じ人たちが、同じ指導要領改訂をやつてきておるのですから再任されてきておつた。そして七、八割方でき上がつておる、こういうときにいよいよ仕上げの段階になつて社会科学解任に反対す

る人を再任しなかつたというのには、どう見ても、新聞が「解任」と書くように国民もそう思ひます、私も実はそう思ひます。そうなつてきますと大臣、これは本当に文部省が、自分たちがこうやろうと思つて、それに批判する人とか反対する人はみんな除外してしまふ、文部省の思ふことに賛成する人だけであるいろいろな協議会なんかをつくつてやつていく、こういうことになるわけでございます。このようなり方は是と思われましか非と思われましか、文部大臣どうですか。

○面崎政府委員 事実関係につきまして私から先にお答えを申し上げますが、先生御指摘の協力者会議の問題につきましては、一昨年の九月から発令が行われ昨年の三月末終了、そして昨年の四月に発令、ことしの三月末終了という段階でございます。経過的に申し上げますと、教育課程審議会が走つておりましたから、その協力者会議の使命としては、教育課程審議会にいろいろな問題点なり課題なり取りまとめるの勞を提供するというふうな役割が主であつたというふうに申し上げられようかと思ひます。

しかし、このたび任期が終了いたしましたして新たに協力者会議を発足させるということでございます。その間に昨年末、教育課程審議会の答申が出されたわけでございます。したがひまして、教育課程審議会の答申の趣旨に沿つて指導要領を年末までにつくる、そのプロセスで協力者会議はいろいろな御審議なり御協力をいただく、こういう性格のものでございます。したがひまして、今回任期満了に伴ひまして新たに協力者会議をお願いするに際しましては、やはりこれから一年間常時出席していただける方、これをまずお願いしたいわけでありませう。

それから第二点としては、ポストの異動が若干ございましたし、ポストに若干着目した任命等委嘱をお願ひしているという場合には、その辺も加味したことは事実でございます。それから第三には、教育課程審議会の答申を生かして指導要領をつくるわけでございますから、

その趣旨についてよく御理解をいただいて、その趣旨に沿つて協力者会議でいろいろ御議論いただける方をぜひお願ひしたい、こういうことでございます。全体五百数十人でございまして、具体的に申し上げますと全体が五百七十二人、今回五百九十四人の任命をいたしております。若干ふやしておりますが、新たに委嘱した方が百四十五人おられるわけでございます。

先生御指摘の、三月末で任期が切れたまま再びお願ひしなかつた方が百二十三人おられる、こういう経緯でございます。この点につきまして、これは、事実関係の経緯と若干の考え方と申しますか事柄としては、以上のように私も取り運びをさせていただき、この委嘱は大臣委嘱ではございません、初中局長名義の委嘱でございます。

○馬場委員 何かの協議会とか諮問機関とかというものをつくる場合には、国民はいろいろな意見を持っているのだから、その国民の意見を聞くために、やはりその代表としての諮問機関とか教育機関を設けるわけですから、例えば賛成の者もお、反対の者もおおらなければならぬわけですよ、そういうときに反対の者を切り捨てる、こういういろいろな諮問機関とか協議会の運営はいけないというところは大臣はお考えでしょう。

○中島國務大臣 おっしゃる意味で、いろいろな私的な機関もございまして、公的な審議会、諮問機関もございまして、これは幅広い意味で御意見を伺う、あるときには自由な立場で御意見を開陳していただくこともあれば、あるときには御専門的な立場でそれぞれ意見を出し合つて、それをおまといいただく、また、時にはこちらから正式に審議会に御討議いただく内容を諮問を申し上げて、その諮問の内容について御答申をいただく、いろいろな方法がございまして、そのためには、ある審議会におきましては私がその委員を任命申し上げることもあり、また臨教審のように国会でこれをお決めた場合もあり、あるいは私が申し上げて総理が委嘱なさる場合もございまして

れども、その委員の募り方と申しますか委嘱の方というのには、中立でして人格高潔で一般の国民から信頼を得られる方ということが大体基準にならうかと思つております。

○馬場委員 大臣、端的に質問に対して答弁してもらいたいと思つたのですが、こういういろいろな諮問機関とか審議会とかをつくる場合には、何のためにつくるかという、やはり大臣なら大臣あるいはそれをつくる人たちが国民の意見を聞きたい、例えば教育課程であれば教育課程の意見を聞きたいということ、幅広く国民の意向を間違ひなく吸うたためにつくるわけですから、賛成の者がおろつと反対の者がおろつと、それを議論して大体この辺にあるということをもつて答申を受けたり参考にするなりするわけですから、偏つた者だけを委嘱して文部省に反対の者は切り捨てる、こういうことがいけないことは当然のことでございます。

そこで文部大臣、今例えば服務規律の通達のこととか高石事務次官のこととか今のことも申し上げましたけれども、文部行政というのについで、大臣は責任者ですけれども、非常に国民の批判がある、あるいは不信もあるということは謙虚に大臣は聞いておかなければいけないと思つたのです。事実、臨教審ができましたときも、これは法律ができてきたわけですから、表面はそれですけれども、昔聞伝えられるところによりまして、例えば、当時つくりだされた中曾根首相、これをつくりだした意図はたくさんありますけれども、その中の一つに、文部官僚には任せておけないということがあつたのだというのを巷間、報道なんかで伝えられておるわけですよ。私はそういう気持ちもあつたのじゃないかというぐあいと思つたわけでございます。事実、臨教審もこの答申の中で、文部行政は姿勢を正さなさいということ、を最終答申の中に書いておるでしょう。私が今三つ言いましたようなことなんか、その中の一部に入つておるのではないかと、いろいろ思ひます。そして、臨教審の答申の中にもは

つきり、文部行政の政治的中立は当然のことであるというふうに書いてございませうし、教育改革の方向としては、この臨教審の文言をかりればこういう答申が出ています。「画一よりも多様を」と書いてある。「硬直よりも柔軟を」と書いてある。「集権よりも分権を」と書いてある。「統制よりも自由・自律を重んじる」とこれが教育改革の方向である。文部行政はその方向で展開すべきであるというぐあいに臨教審も書いておられるわけですね。そういう意味で、今日の日本の中において文部行政というのは、謙虚に反省をして、もちろん憲法、教育基本法にのっとり政治的中立、民主主義を守る、そういうことをきちんとして姿勢を正さなければ、この後あらゆる具体的なことをやらないか、この後あらゆる具体的なことをやらないか、ということについて大臣の決意を聞いておきたいと思っております。

○中島国務大臣 今のおっしゃることについてはよくわかります。前段に政府委員からお答えいたしました点からの敷衍した御質問と思いましたが、私はあえて審議会の委員の任命あるいはその性格についてやや詳しく申し上げたわけでございます。おっしゃる通りに、そこではいろいろな意見を集約していただくわけでありませうから、甲の意見、乙の意見あるいは丙の意見いろいろありませうけれども、そういうものを自由におっしゃっていただいて、そして一年なり二年なりその経過の中で賛成、反対あるいはいろいろな意見がありませうけれども、一応一つのおまとめをいただく、あるいは方向として御答申をいただく、こういうことが必要でありますし、その答申をいただきました以上はそれを尊重いたして行政を進めるといふことが必要である、こう思っております。

そこで、前段の、そういう審議会でそういうことがいろいろ審議される、これはもう重要なことであり、尊重すべきことでございます。その審議に従って、どういふメンバーでなおかつこれを進

めていこうか、特に局長からお答えした点はその協力者メンバーのことでございませうので、全体像では、大きい意味で間違いない方向を出していただいて、その中で局長任命をいただきながら多くの方々の御協力を得るといふことでございまして、これは五百何十名という方々が三月いっぱいまで期限がお切れになった、その後さらに五百九十名ぐらいために御委嘱したと思うわけでございませうけれども、その点はまた、先ほどの審議会のあり方、それが決まってくるのでございまして、前段と後段とは当然つながっていく問題でございませうから、私は、後段の委嘱につきましては局長に任せ、そしてその任せる方向は審議をいただいた方向から過ちのないようにこれを考えていくのが当然な道である、こう思っております。

○馬場委員 この協力者会議というのはもうずっとこの人たちがメンバーで入ってやってきてきているのですよ。そして、もう大体七、八割方できているのですよ。そういう中で、例えば協力者会議のメンバーであつても一色にしてはいけません。私は思いますが、これが民主主義ですよ。そういう意味でこれはぜひ守ってもらいたい、こういうぐあいに思っています。

臨教審の答申なんかについては、今大臣の御答弁、決意のほどがなかったのですが、これはどうなんですか。文部行政の反省というのは、臨教審で文部行政の改革というのが出てくるでしょう、わざわざ一項が出ていくわけでしょう、これにいつの大臣の決意はどうだというふうなことを聞いたのですが、どうですか。

○中島国務大臣 臨教審から数多くいただいた中で、文部行政に対しても御鞭撻をいただくといいか御示唆をいただいております、これは最大限に尊重してまいりたいと思っております。

○馬場委員 文部大臣、あなたはなられたばかりですけれども、やはり文部行政に対する不信というものもあつてこういう審議会なんかもできたのです。そして臨教審から答申が出ました。ところ

が、今文部省がやっているのを見ますと、その中で、みずから反省しなければならぬようなことが臨教審の答申の中にもあるのに、それは全然やらない。自分たちが今までやろうと思つてできなかった、そういうところをつまみ食いだけしている、そういうような文部行政が今行われて、そういうところから出てきた法律がこの国会にもかかっているという事実は厳然たるものがありますから、文部大臣、それは頭に置いておいてください。あなたはなつたばかりですからよくわからないかも知れないけれども、そういう反省を持ちながら大臣としての職務を全うしてもらいたいということを要求しておきます。

そこで、教育改革の臨教審答申にかかわる法律が出ていくわけですけれども、大臣、今国民が求めておられる最も切実な教育改革、こういうぐあいに変わってくれ、改革してくれというものは何か。例えば裏から言う、児童とか生徒とかあるいは父母とか教師、言うならばすべての国民の教育における最大の苦しみとか悩みというのは何か。その最大の苦しみ、最大の悩みをよくしてくれ、改革してくれというものが国民の願ひになると思うので、大臣は今国民が教育改革において望んでおられる最大のものは何だと思われませうか。

○中島国務大臣 数多くございませうけれども、それを集約して申せば、教育というのは学校教育、生涯教育とございませうから、教育について何が大事かと言われませうと、教育全体のことには相なりませう。したがって、生涯を通じて教育というか学習にいそむ体制をつくる、これも必要でございませう。そうしますと、その中ですべての人間が八十年の与えられた人生を意欲を持ち、前を向いて、日々これ学習し向上するということが、一番の必要なこととございまして、そのためには、先ほども申しましたけれども、先輩の経験の後輩が受け、そして、その後輩はさらに後輩にその知恵を与え、愛情をもって後輩を育てる、これが教師像であり生徒像である、このように考えまして、そういう意味で、人が人を育てる教育の重要な問題

は、やはり「教育は人である」と言われるその人の、教職にある方々の資質の向上、そしてそれを信頼してすくすくと育てていくような青少年の教育環境を整備すること、すべてを離れて率直に何が大事かと問われませうと、その辺が私の頭と心に浮かぶところでございませう。

○馬場委員 ちょっと広い、教育全般についてお答えになったのですが、今の学校教育について児童や生徒が一番悩んでいること、あるいは父母が学校教育について悩んで、こうしてもらいたい、あるいは教師がこうしてもらいたいと悩んでいること、苦しんでいること、そしてそれを解決してくれと、学校教育に今一番深刻に望んでいるものは何だと文部大臣はお考えになりますか。

○中島国務大臣 今度は学校教育と限定をされたものでございませうから、私は、学校教育は生涯教育の基礎的な重要な部分である、こう思っております。そこで、私は、八十年の人生を社会人としていかに過ごし全うするかという大目的のために、新しい知識、意欲を砂が水を吸い込むように次々と吸い込んで、すくすくと育つような学校教育環境をつくりたいというふうな思つておられます。もつとはっきり言えば、そういう大きい目標が、えてして目前の受験というか進学に一番の目標が絞られてしまつて、それぞれ伸び行く幼年期から少年少女時代に目前の受験勉強に追われてゆとりを失つておるといふことが一番の不幸さではないか。それを取り除くためには、おっしゃるような今までのような画一的な教育から多様化、個性化の教育に向けていかなければならない。そのためには、それを教える教師像というものがまさに社会の変化に対応できるような多様化、個性化、そして生徒の人間性、創造性、個性を引き出せるような教師像でなければならぬ。そこに私は学校教育の今直さなければならぬ根本的なことがあるのではないかと、私はそう思っております。

○馬場委員 教育基本法で教育のあり方というのは指し示されておられるわけですから、それは私ども

も十分理解しておるわけでございますが、文部大臣も理解してもらわなきゃならぬわけですが、今具体的には教育基本法の指し示す教育の方向に学校の営みが行われておるかどうかということ、さらに具体的な苦しみとか悩みとかということをお尋ねしたわけでございますが、なかなかかみ合わないのですけれども。

今大臣も言われましたが、やはり私は、文部省は本当に児童生徒から、あるいは教師から、父母から、今何が一番苦しみか、悩みか、どうして欲しいのかということに常に吸い上げて、世論調査でもして、その置かれておる現実というのを十分理解して、その上に行政が積み上げられなければならないわけですから、そういう調査とか何かをよく持っておらなきゃならぬわけで、そういうのをもちだしたら、そういうところでどういのが一番出てきておるだろうかというふうなこともお持ちであれば説明してくれという意味で言ったのですけれども、今一言、二言出しましたね。私もそれは一緒なんです。やはり今の父母が望んでいるのは、教育基本法にのっとって言えば、本当に一人一人に行き届いた教育をして、その人の個性を伸ばして、そしてその人の人格を完成させていくというのが教育の目的ですから、その行き届いた教育というのと、個性が伸ばせるようにやることを望んでおるのが一番大きい望みであります。そのほかに、やはり何と云っても、今大臣が言われたように、入試地獄という言葉がよく言われますね。あるいは受験戦争という言葉が言われますね。教育というのは平和な環境の中で、静かな環境の中でやらなきゃならないのに、その平和であるべき環境が、学校が、試験地獄だとか入試戦争だとか、戦争とか地獄というおよそ教育とは関係のないような言葉が教育界の中に言われておる。ここが非常に問題だと思っております。それだけ深刻だと思っておりますから、どうしてその入試地獄という地獄の言葉を取ってやるのか、受験戦争というこの戦争という言葉をなくしていくのか。それをなくしてくれという悲痛な叫

びというのが子供にも親にもある。ここが一番大事なことじゃないかな、こういううぐいに私は思っています。

ほかにもたくさんありますけれども、特に緊急のもの、この間、文部省でも発表なさいましたけれども、最近では教育費の父母負担が物すごくふえているわけですね。例えば、最近の報道なんかで見ますと、教育費によって親が貧乏になる、教育費貧乏という層があらわれてきておる。そして、教育費で痛めつけられて教育費地獄に家庭が追い込まれている、こういう状態がある。これも父母は、もうこの地獄とか貧乏では本当にやり切れないわけですから、この教育費の問題を何とかしてくれないか、こういうことがある。それからまた、そういう背景には、先ほども大臣が言われましたが、やはり学歴社会というのが何と云ってもそういうゆがみというのをつくっている原因にもなっているわけでございます。こういう点の是正をやるべきだ。

今ここに初任者研修制度を議論しておるのですけれども、私は、この一番の悩みというものに対して文部大臣が今後どうしてこれを解決していくかと思っているのか。こういう今の私が言った、例えば入試地獄の問題、行き届いた教育の問題、あるいは教育費貧乏の問題、学歴社会の問題、これをどうやって解決していくような教育改革をやるかと思っておられるのか、その展望をひとつ聞かせていただきたいと思っております。

○中島国務大臣 一遍にお答えできればいいのですが、二つに分けてお答えさせていただきます。もう一つ、消費支出の中で教育費の占める割合がだんだんふえるということ、教育の機会均等を損なうものでもございますし、この点は三つの方法でこれをできるだけ克服していくことが必要であらうと思っております。一つは公財政支出でございますけれども、国公立はもちろんですけれども、私学自体の経常費の負担を少なくする、それによ

って学納金の高上昇をできるだけ防ぐということ一つあると思っておりますし、またもう一つは、育英奨学という面で、学ばんとして優秀であるけれども経済的に事情が許せないというような生徒諸君が学びの場を得られるように、育英奨学制度を拡充することもありましよう。また、いつも申し上げているように、特に教育費負担の多い年齢層というのが四十五歳から四十九歳あたりがやはり消費支出に占める教育費の負担が大きいところでございまして、もし税制上で所得税を含めて何らかの減税措置がとられる場合には、特にこの年代層に格段の配慮があつてしかるべきだということも私は委員会を通じて申し上げているところでございます。

もう一つの試験地獄の方でございますが、私ははっきり言って、例えば一つの全体像が上がることはよろしいのですけれども、仮にもある特定の有名校を出ることが人生八十一年の生涯の保証になるというふうな過ちは払拭させなければならぬ。これから人生八十一年の生を支えるものは、やはり自分の能力、個性、それと努力というものが織りなしていくものであって、学歴が自分の生涯を定めるというものではないという、学歴偏重社会をまず取り除くことであらう、こう思うのです。そしてもう一つは、それぞれの学校において試験の方法をもう少し、全部丸暗記しなれば試験に通らないという問題ではなくて、私も含めてそうですが、それぞれ得手、不得手の部分がありますから、一応中学には中学の水準の教育を、高校では高校の水準の教育をマスターしたらあとは得意な部門で勝負できるように、そのように入試制度を改革していくことも必要でありましようし、またそのように教育して下さる教職員諸君の多いことによつて、今おっしゃったお二つのことは解決に向かうのではないかと思っております。

○馬場委員 今、解決の中の一つの部分をおっしゃった答弁として聞いたわけです。それも一つでしよう。しかし、やはり入学試験について、これ

は高校入学、大学入学とあるわけですが、今いろいろなことをやっていますけれども、もう朝令暮改で、あれは基本的な解決にならないと私は思う。だから本当に入学地獄、試験地獄と入試地獄というのをどう解決するかというもう少し抜本的な踏み込んだことを、これは知恵を出せばあるんじゃないか。それから学歴社会というのは、大体学校に格差があるわけだし、例えば大学でいいますと、大学を出るときに工夫をすれば、極端に言うと各大学ごとの卒業証書を出さ出さないか、あるいは大学卒業の一律の国家試験をするかどうか、こういういろいろなことが具体的にどうあるか、こういういろいろなことが具体的にどうあるか、卒業の仕方、抜本的ないろいろなことがあつて思ふのです。とにかくそういう基本的な、今地獄と言われるところ、戦争と言われるところ、この辺の基本的なところに取り組んでいくという教育改革というものに、文部大臣、ひとつ方向性ぐらいは大臣のときに何か出して着手してもらいたいというのを申し上げておきたいと思っております。

そこで、きょうは初任者の法律の問題です。具体的にそれに入っていきますけれども、とにかくこの初任研には莫大な予算が要るわけです。それで、私は初任研にかかわる予算と教育予算全体とのかかわりについて質問をしておきたい。

その前に、この前質問いたしましたように、だんだん教育予算が全予算に占める比率が落ち込んでおる。総予算がどんどんふえておるのに、あるいは防衛予算なんかどんどんふえておるのに、教育予算はほとんどふえていない。全体の教育予算というものをふやすことは基本であるし、この間も言いましたように、戦後落ちつてから三十数年というのには少なくとも国家予算の十一%前後でずっと推移してきた。それがゼロシーリングだ何だと始まりまして、一〇%を割り、九%を割り、現在八・一%ぐらいに教育予算の全体予算に占める比率がなつておる。教育予算というものは聖域だ。人間の心と命をつくる、だから少なくとも一〇%以上は必ず聖域として確保していくんだ、そ

三七%くらい昨年よりふやしておりました、そういう面では与えられた中で重点項目に重点配分をする、これはまた私どもの責務であろうと思っております。これはまた私どもの責務であろうと思っております。これはまた私どもの責務であろうと思っております。

初任者研修をお願いをする以上は、今御審議をいただくに当たりまして、少なくとも試行して、どこにいい面があり、どこを改めるべき面があるか、また地方におきましても、突然というよりは、やはりなれていただくための試行を行って、そういうことで、これは重要政策部門であろうというところで計上させていただいておるわけでございます。その点は御理解いただけたらと思っております。それはそれででございます。そして、今後いろいろな意味で、少なくとも留學生だけを見てもさらにふやさなければならぬではないか、六十四年度予算で総体的に頭張れ、こういう御要望、御鞭撻であればそれはよくわかりますので、一応六十三年度は御理解いただき、六十四年度は総体的にまた御鞭撻をいただきながら予算獲得あるいは八月の概算要求時に与野党の御声援を得ながら頭張っていきたい、こう思っております。

○馬場委員 今の話を聞いていて、全然気迫も感じないし、だから安心もできないのです。例えば留學生がどうかとかおっしゃるが、そういうのはODA予算ならODA予算で別枠にするとか、例えば人件費が七六・五%になっているんだからこれはシーリングから外してくれとかいって、そして全体予算をふやします、こうふやしました、従来の編成をこう変えました、こういうことで、だから文部予算はこれだけふやしました、そういうことになってくると気迫も感ずるんですけれども、こつちをふやすためにはこつちを削る、全体で二十八億しかふえていないんだから、こつちが三十億ふえました、こつちが何十億ふえましたと言っても、それはどこから削ってきたおることに間違いはないわけですから、そういうことで全体を考えなければ、重箱の隅を突っついてその中のやりくりでは、とにかくこういうことはほかを犠牲にするだけだ。こういうこと

で、ぜひ全体をふやすことをやってももらいたいのですが、そういう意味から、少なくとも私は、ここで大臣に確認しておきたいことが二、三点あるのです。

しわ寄せを絶対にしてはならないという意味で二、三申し上げますと、まず、ただいまやっておられます第五次学級編制及び教職員定数の改善計画、十二年計画で四十人学級と教職員の配置の改善をすつとやっております、いよいよこの六十三年度で九年目になったわけですね。そして九年目の六十三年度で四十人学級の進捗率は四〇・五%、配置改善の進捗率は四五・〇%である。これはこの前も質問いたしまして、あと三年で第五次の改善計画、十二年計画だからあと三年です、これが全部予定どおり完成するという御答弁があつて頭張っておられるわけでございますが、この初任研が出たから、第五次改善計画が達成できないとか内容を変更するとか、こういうことは絶対に考へてはいけぬ、予定どおり完成していただきたいと思うのですが、どうですか。

○加戸政府委員 第五次定数改善十二年計画につきましては、着実な推進に努めているところでございます。

○加戸政府委員 第五定数改善十二年計画につきましては、私も引き続き十六年度達成を目標といたしまして着実に努力を重ねるわけでございますが、先ほど先生もお触れになりましたように、これは財政上の大きな理由、影響が相当あるわけでございますので、単年度単年度予算編成の中で苦勞してまいっているわけでございます。

先ほど初任者研修につきまして御質問ございましたけれども、初任研に要します経費が、いろいろな仮定条件を置いたいたしましたも人件費ベイスで二百八十億円と申しましたが、これは実は今の国庫負担ベイスで申し上げますと、教職員ベイスアップに換算いたしますれば一・三%に満たない程度の金額でございますので、むしろ今後の財政を圧迫する原因は教職員のベイスアップ

が毎年度何%あるのか、そういうことを今後の予算編成の上でどういった形で処理していくのかという方が、数字的に申し上げますとほかに初任研定数を上回る大きな制約要因になる危険性があるわけでございます。そういう点の問題があることをお含みいただきまして、初任者研修に關しましてはこの十二年計画とは外枠で定数を要求してまいりたいと思つておるわけでござい

○馬場委員 これは全く根拠のない別の問題を持ち出して、今の局長の答弁は大体逃げておると私は思つておる。例えばこの初任研をやることによつて、第五次の改善計画は必ずあと三年で十二年計画は達成する、こういうことを予算委員会が総理大臣から文部大臣からみんな言つておるわけです。だからこれは予定どおり達成いたします、そう答へればいいのに、人件費がふえておる、ベイスアップなんか日本じゅうどこでもやつておるじゃありませんか、他の公務員もベイスアップが余計あつたらこの改善計画にあたかも影響を与えるごとく、初任研よりもベイスアップの方が余計影響を与えますよとは何ですか。ベイスアップはこの十二年計画の中でずつとあつてきているのですよ。だからこのことは、この間も大臣が言いましたように、ベイスアップは別枠に文教の特殊性からやりなさいということも言つて、努力すると大臣も言つておるのですけれども、私の質問に対して、ベイスアップなんかを言うことで局長は逃げて予防線を張つておる。

私は大臣に聞きますけれども、少なくともこの約束、公約しておるあと三年間、六十六年までに完全実施を完成する、このことについては、初任研の導入によつてそれはいささかも揺らぐものではないということをごひ大臣にここで確約していただきたい。

○中島国務大臣 教職員定数改善につきまして、昨年から大変な御鞭撻をいただいております。六十六年四十人学級完成を初め、教職員定数四五・〇%、これをぜひとも完成させるように頑張つてまいります。

○馬場委員 これは確約を今までずつと総理大臣以下あなたもやつておるわけですから、ぜひもうしてもらいたいと思つておるのですが、これは局長でいいですけども、局長これはどうなるんですか。六十二年に指導教員が五百七十六人、六十三年の六十二年に指導教員が五百七十六人、計千九十三人初任研の指導教員が入つておる。これは、例えば初任研がもし実施されたとした場合に初任研の予算であつて、こういうのは当然教職員の配置改善の中に含まれる人数だと私は思つておる。絶対にこの人数というのは初任研があつても配置改善は予定の一〇〇%になるように、教職員の研修代替教員という配置改善の二千四百人という数字があるわけですから、これはきちんと配置改善でとつていくわけですね。

○加戸政府委員 六十三年度予算におきまして、先生今おっしゃいましたように初任者研修に要します定数として千九十三名を計上いたしております。これは現在、六十二年度もそうでございます。これは現在、六十二年度もそうでございます。これは現在、六十二年度もそうでございます。これは現在、六十二年度もそうでございます。

職員定数改善十二年計画の総数の中に組み入れて積算をいたしております。これが六十四年度以降本格実施になります場合には初任定数として正規に措置をする予定でございます。その場合には、現在は一種の間借りの状態でございまして、初任研試行によりまして定数措置を本格実施に移行しました分については、いわゆる本来の研修等定数として十二年計画の当初目的に従つた配当をするという考え方でござい

○馬場委員 今言われましたように、当初計画の研修代替教員というのは二千四百人が計算してあるわけだから、それに戻すということでございますので、それはぜひもうしてもらいたいと思つておる。

それらから大臣、毎年の予算編成の中で、それは与野党を通じて文部省も一番苦勞してきたのが、義務教育国庫負担法の中からのいろいろなものが削られていっているわけですよ。その中で、特に去

張つてまいります。

○馬場委員 これは確約を今までずつと総理大臣以下あなたもやつておるわけですから、ぜひもうしてもらいたいと思つておるのですが、これは局長でいいですけども、局長これはどうなるんですか。六十二年に指導教員が五百七十六人、六十三年の六十二年に指導教員が五百七十六人、計千九十三人初任研の指導教員が入つておる。これは、例えば初任研がもし実施されたとした場合に初任研の予算であつて、こういうのは当然教職員の配置改善の中に含まれる人数だと私は思つておる。絶対にこの人数というのは初任研があつても配置改善は予定の一〇〇%になるように、教職員の研修代替教員という配置改善の二千四百人という数字があるわけですから、これはきちんと配置改善でとつていくわけですね。

○加戸政府委員 六十三年度予算におきまして、先生今おっしゃいましたように初任者研修に要します定数として千九十三名を計上いたしております。これは現在、六十二年度もそうでございます。これは現在、六十二年度もそうでございます。これは現在、六十二年度もそうでございます。

職員定数改善十二年計画の総数の中に組み入れて積算をいたしております。これが六十四年度以降本格実施になります場合には初任定数として正規に措置をする予定でございます。その場合には、現在は一種の間借りの状態でございまして、初任研試行によりまして定数措置を本格実施に移行しました分については、いわゆる本来の研修等定数として十二年計画の当初目的に従つた配当をするという考え方でござい

○馬場委員 今言われましたように、当初計画の研修代替教員というのは二千四百人が計算してあるわけだから、それに戻すということでございますので、それはぜひもうしてもらいたいと思つておる。

それらから大臣、毎年の予算編成の中で、それは与野党を通じて文部省も一番苦勞してきたのが、義務教育国庫負担法の中からのいろいろなものが削られていっているわけですよ。その中で、特に去

張つてまいります。

年も苦勞しましたのが、この国庫負担法の対象から事務職員、榮養職員を外そうという大蔵省の攻撃に対して、与野党を問わず文部省を挙げて反撃してこれを外さないという点に成功してきておるわけでございます。そこで、私はこの初任研で例えば人件費が非常に要すると言つて、ちょうど補助金削減をする臨時措置法が三年で切れて、六十四年からどうしようかという状況になる。この補助金削減の臨時措置法があるときは自治省と大蔵省と地方の負担は変えないという覚書があったという点も一つの武器になったのですが、これが今度法律が切れてその覚書がなくなるといふことになりまして、この初任研で皆さんの人件費をくれと言つて、またぞやそれをこにして、じゃあ事務職員、榮養職員は国庫負担から外して、じゃあ事務職員、榮養職員は国庫負担から外して、じゃあ事務職員、榮養職員は国庫負担から外して、じゃあ事務職員、榮養職員は国庫負担から外して、

○中島国務大臣 おっしゃった事務職員の方々、榮養職員の方々、私どもも基幹的な職員といふふうな認識をいたしておりますので、できればこれはもう定着というか決着させたいところでございます。他省庁から出てまいります場合にはまたお力を得まして、ぜひこれを貫きたいというふうな頑張る決意でございます。

○馬場委員 ぜひひとつこれは頑張ってやっていただきたいと思つておる。もう一つは、これは先ほどから何回も言っているんで、念のために申しますと、この間からも、文教予算全体の人員費が七六・五％といふのはもう異常ですよ、給与支払い省と言つてもいいんじゃないか、政策的経費なんといふのはあと二十何％ではほとんど出てこないんじゃないかといふことを議論したわけですが、この初任研によってまたその人員費の七六・五％が七七％になり、八〇％になるという危険性もまた感ずるわけでございます。この人員費の占める比率というのを全力を尽くして予算獲得の段階において下げていく、あるいは人員費を予算編成のやり方によってシーリングの別枠にするとか、あるいは人員費を文部予算の組み方の中において別枠にするとかいろいろ工夫を凝らして、少なくとも七六・五％は下げたいことを大臣、頑張ってほしいと思つておる。

○中島国務大臣 全く同意でございます。頑張ってまいります。○馬場委員 そこで大臣、四十人学級が昭和六十六年で完成するわけですが、このころ文教行政といふのは、対予算とか対大蔵とか政府全体とかといふ考えからいくと、何とかが日か当たつていない。逆に言うと、ほかから押されきみだといふことで、教育をよくするという展望といふものを国民が余り持つていないという気が持たざるを得ない。そこで、私はこの際、あと三年で四十人学級が終るんだ、そうした場合は行き届いた教育といふのが何よりも大切だ。これはもう個性重視の教育は、行き届かなければ個性なんか重視されないわけですから、そのためには学級の定数を少なくするといふのが絶対条件で、よその国に比べてみて、日本の一学級の定数の多いのは大臣も御承知のとおりでございます。だから私は、この四十人学級が三年後に終わったその次には、例えば三十五人学級だ。三十五人学級を第六次とつけるかどうかは別として、何年計画かやっていく、そのためには予算は相当要するわけですから、例えばこういう予算が要る、それを現するたために頭張るんだというふうな青写真というふうなもの、を少し文部省で考えられてはどうか。四十人の次はこうするんだという青写真を出していただく。それは臨教審、臨教審とおっしゃるけれども、臨教審答申何でもやるんだ、初任研もやるんだとおっしゃるけれども、そういうところを教育

改革でやらなければ、臨教審というのは管理強化のつまみ食いをしたにとどまるということになる。だから、四十人学級の後の三十五人学級、こういうものの年次計画、財源とかをどうやるのだという展望を大臣はお待ちですか。

○中島国務大臣 まさに教育改革は中長期的なものでございまして、さういふ面ではこれから中長期的に考えていくことは必要であります。ただ、今具体におっしゃられますと、その前の御質問で、教職員定数をぜひ予定どおりやれ、こういうことで、私も不転の決意で頑張るつもりとお答えをいたしましたけれども、その宿題がやはり大き過ぎまして、六十四年にも頑張ろう、六十五年にも頑張ろう、まずその前段のお約束を果たすことに全力を集中してまいります、こう思っております。

○馬場委員 やはり子供や父母がおるわけですが、それがさつき言いましたように受験競争、受験地獄の中にあえいで、悩み苦しんでおる状況です。文部行政はそれには明るい展望を持たせるというところは非常に大切なことだと思つておる。それで、中長期という中で、少なくとも行き届いた教育をするためにはどうするのですか、そして予算はこれだけ要るから御協力願いたい、そういう国民のコンセンサスあるいは盛り上がる力がなければ、文部省と大蔵省を比べたら、力関係というから、頑張ればこつちの方には国民の世論はつくんだから、国民の世論がつかなければ大蔵省に負けるのだから、そのためには明るい展望を与えて協力を受ける、大臣、そういう方向で頑張っていただきたいと思つておる。

次の問題は教員養成の問題、教員の選考、採用のあり方について聞いておきたいと思つておる。大臣御承知のとおり、教員養成は、大学で専門教育を受けて免許状を取る、そういう教員養成の仕方になっておるわけですね。このごろの受験者にとつては教員の選考というのはいささか激しいです。ね。その激しい競争試験の中から選考されて採用されておるといふのが今日の教員養成、そして

教員選考、採用の実情になっておるわけですが、この教員の養成と選考、採用の問題はないか、こういう点について文部省はどう理解されておられますか。

○加戸政府委員 教員の資質向上は、養成、採用、研修すべての段階で意を払うべき事柄だと私も考へておる。その意味におきまして、現在の大学の教員養成につきましては、教育職員養成審議会におきまして二九年の審議の結果を踏まえて、昨年十二月に答申をいただきました。その内容を骨格としまして、現在教員養成制度改善のための教育職員免許法改正案を提案させていただいておるわけですが、この主たる考へ方としては、現在の教員養成におきまして、卒業されます方の学問的な知識はそれぞれ一定のレベルには達しているといふことでございませうけれども、個々の現場の実態で、特に時代の変化あるいは児童生徒の個性化といったものに対応するような教育という視点から考へてみますと、例えば特別活動であるとかいろいろな分野、あるいは新しい教育機器が出てまいつておりますので、そういう機器の利用等についての教育を大学においてもなお充実していただきたい、そういう観点から教員の免許基準の改正を行いたいと思つておる。それから、教育実習に関する問題が一つございまして、実際上は、学校に教育実習でお見えになる方の数が非常に多うございまして、行き届いた教育実習ができないような状況もございまして、そういう視点から、教育実習の単位は現在のまま据え置きますけれども、それぞれ一単位ずつふやしまして、その一単位につきましては、教育実習に関する事前事後の指導、あるいは本来の免許を取るべき校種以外の校種あるいは各般の社会教育施設等におきまして実地体験も、その教育実習単位に加算することができるといふような方向での改正を提案申し上げておる。それから、採用段階の事柄でございますが、先生おっしゃいますように、従来から教員の採用に

改革でやらなければ、臨教審というのは管理強化のつまみ食いをしたにとどまるということになる。だから、四十人学級の後の三十五人学級、こういうものの年次計画、財源とかをどうやるのだという展望を大臣はお待ちですか。

○加戸政府委員 教員の資質向上は、養成、採用、研修すべての段階で意を払うべき事柄だと私も考へておる。その意味におきまして、現在の大学の教員養成につきましては、教育職員養成審議会におきまして二九年の審議の結果を踏まえて、昨年十二月に答申をいただきました。その内容を骨格としまして、現在教員養成制度改善のための教育職員免許法改正案を提案させていただいておるわけですが、この主たる考へ方としては、現在の教員養成におきまして、卒業されます方の学問的な知識はそれぞれ一定のレベルには達しているといふことでございませうけれども、個々の現場の実態で、特に時代の変化あるいは児童生徒の個性化といったものに対応するような教育という視点から考へてみますと、例えば特別活動であるとかいろいろな分野、あるいは新しい教育機器が出てまいつておりますので、そういう機器の利用等についての教育を大学においてもなお充実していただきたい、そういう観点から教員の免許基準の改正を行いたいと思つておる。それから、教育実習に関する問題が一つございまして、実際上は、学校に教育実習でお見えになる方の数が非常に多うございまして、行き届いた教育実習ができないような状況もございまして、そういう視点から、教育実習の単位は現在のまま据え置きますけれども、それぞれ一単位ずつふやしまして、その一単位につきましては、教育実習に関する事前事後の指導、あるいは本来の免許を取るべき校種以外の校種あるいは各般の社会教育施設等におきまして実地体験も、その教育実習単位に加算することができるといふような方向での改正を提案申し上げておる。それから、採用段階の事柄でございますが、先生おっしゃいますように、従来から教員の採用に

つきましては各般の問題が指摘されてきたところでもございまして、文部省としてもいろいろ指導通知は流しておりますが、現在のところ主力となりまわりのがいわゆる学力検査が大きなウェートを占めているわけでございまして、これに加えて、面接あるいは実技検査、さらには適性検査等の多様な選考方法によりまして、教員として真にふさわしい人の選考に御努力をいただくよう都道府県教育委員会に対する指導を行っているところでございまして、また今後ともその改善の努力を続けてまいりたいと思っております。

特に大きい問題といたしましては、採用時期の内定の問題がございまして、これはこういうことを申し上げて大変恐縮でございすけれども、いわゆる教職員定数が確定しすのが年末の予算編成でございすし、そういう意味では、ある程度事実上の定数の確定を見込んでから採用を決められるというようにもなっておりますけれども、文部省としてもこの採用内定時期を早めるように各県に督促をいたしておるところでございまして、それぞれ採用内定時期も各県におきまして繰り上がってきている状況はございすけれども、依然として民間企業の内定時期に比べますとおくれている状況がございす。

教育界にいい教員を招致するためにもこういった改善も必要であろうと思っております。現時点における採用、選考のあり方が適切であるかどうかについてはいろいろ御意見もございすけれども、各界の御意見を承りながら改善の努力をさらに続けてまいりたいと思っております。

○馬場委員 きちんと専門教育を受け、免許状を持っておる、そして激しい競争試験の中で選考されて採用されてくるわけですから、考え方によってはもう一人前以上と言つても言い過ぎではない側面もあると思つては、余り時間がありま

せんので次に移ります。
一九五八年、昭和三十三年に中教審が答申をしていすすね。この中に、教員採用に仮採用制度を

設けてはどうかとか、あるいは教員養成審議会の中で、試補制度を設置してはどうかとかいう議論が行われました。一九七一年の昭和四十六年に、同じ中教審で、一定期間の任命権者の研修を受け、その成績で採用決定を検討してはどうかとか、そして昨年の臨教審答申の中でこの問題が議論されましたときに、有田第三部長が盛んに最初言ひ出したのは、問題教師の処分をどうするかという関係で、こういうのが持ち出された側面がございす。例えば、一年間研修をして、その後教職適格審査会というふうなものをつくって、そこでかけて選考、採用してはどうか、こういうような話がございす。しかしこれは国民の入れるところとならず、もちろん実現してはどうかでございす。

ここで、その関係をちょっとお聞きしておきたいと思つて、この試補制度というものと今度あなた方が行おうとしておる初任研というものはどう違うのか、あるいは試補制度は必ず初任研をなせよとのか、この辺のことを答弁してください。

○加戸政府委員 先生おっしゃいました昭和三十三年の中教審答申あるいは昭和三十七年の教養審議と申しますが、いわゆる試補制度と言われているものは昭和二十二年の教育刷新委員会でも既に建議がございまして、その後昭和四十六年の中教審答申まで四回にわたる答申、建議がなされております。

この俗称試補制度と申します考え方は、特定の身分におきまして教員を一年間勉強していただきまして、そういった実地訓練の後に試験を行つた、あるいはその実地訓練の成果を評価いたしまして教員に正式に採用する、あるいは教員免許状を出すとか、いろいろな方法等はそれぞれ提案の時期によつて違ひますけれども、考え方として、特別な身分において実地訓練を行つたその結果、その成績を判断して教員に採用するかしな

これに對しまして、今回提案申し上げておられます初任者研修制度は、初任者が円滑に教育活動に入りまして、可能な限り自立して教育活動を展開していく素地をつくるという観点に立ちまして、教員をいわゆる教育公務員として採用いたしまして、一年間の初任者研修を受けていただくというところで、もちろん条件つき採用の問題がございす。別にございすけれども、基本的には試補制度とは全く異なる、いわゆる教員として採用した上で研修を受けていただくという制度でございまして、採用するかしないか、あるいはそういう判定をまづて教員に採用されるというふうな試補制度とは全く異なるものでございす。

ところで、このような試補制度をとらないで初任者研修制度をとつた理由でございすけれども、やはり試補制度を御主張なさる方もいろいろございすけれども、試補制度の大きな問題といたしましては、この制度におきましては条件つき採用期間の問題を除けば教育公務員として採用した上で研修を行うということにございすから、それとは違ひ特別な身分を創設するということ

が、公務員制度の基本に係る問題でございましていろいろの問題があるということ、さらにそういう試補のような不安定な身分でございすけれども、採用されるかどうかかわからないのに試補になつて一年間訓練を受けてみたけれども採用されなかつたというものであつては、そういう予測が立たないという方は減るのではないかと。そういう意味では、本来よい教員を教育界に誘致するという観点から見ますと、現在提案申し上げている初任者研修制度の方が試補制度よりもはるかにすぐれている、こういう考え方で、現時点の状況に立ちまして提案を申し上げているところでございす。

○馬場委員 大臣、今局長が答弁したのですが、私が心配しておるのは、後で条件つき採用期間を六カ月を一年に延ばしたというところの問題点は指摘するのですが、きょうは優秀な人の採用という

面のところでもちょっと今触れていすのですけれども、いみじくも今局長が最後に言ひましたが、今まで他の公務員と一緒に条件つき採用期間が六カ月だった、今度は教員になると初任研といつて半年前みたいな扱いをされながらしかも条件つき採用が一年になった。他の公務員よりも六カ月延びるわけですから、条件つき採用というのが、さういすすと、やはり条件つき採用というのは身分は不安定ですよ。公務員法上からいつてもいろいろ正式採用よりも不安定です。さういすすと、やはり身分が不安定という感じは受驗する者からぬい去られないと思つておるのです。

さういすすと、今局長が言つたように、優秀な人材が不安定なところには集まらない、こういう格好になるわけにございまして、そういう点については、優秀な人を教育界に迎へるといふ立場からいふと、この制度といふのは優秀な人に対して拒否反応を受けるといふ結果を招くおそれがある。このことは大臣にきつて申し上げておきたいと思つて、これは答弁すると局長が言つたような答弁をなさると思つてから答弁を求めませんけれども、そういう問題点が、非常に心配があるのですよといふことをきつて申し上げて、もし大臣があつたら答弁してください。

○中島國務大臣 これは今局長が答弁を申し上げたように、試補制度といふのと初任者研修が明らかに違ひるのは、初任者研修といふのは、公務員という教職の立場をもつて一年間研修をするわけにございまして、片方は資格を持たずに一年間やつた後で資格を持てるかどうかといふのが試補制度です。ええ、一年にしましたけれども、一年の試補制度と一年の研修といふのは明らかに違ひるのでございまして、その点の御心配はないと思つておる。

それから、それによつて試補制度を行つたら優秀な人間が来なくなるかもしれぬ、こういうおそれはあるかもしれません。しかし、ある一方で、資格を持ちながら一年間の研修、しかもベテラン

の円熟した先輩の指導を受けられるということ
は、新たに社会に立つ方にとってはむしろ不安よ
りは安定感の方があるのではないか、強いて聞か
れれば、そのように考えます。

○馬場委員 六ヶ月と一年のことを聞いたのだけ
れども、試験の答弁は先ほど局長がされたのでお
かりましたから。ただ、私は、そういう心配があ
るといふことで、今の答弁は少し違っていますか
ら、腹に置いておいてください。

次に研修というものは、研修とは何か、そして、
その研修のあり方について大臣にお聞きしておき
たいと思います。

研修というのは、憲法や教育基本法の原点に立
って研修を行うということはもう当然のことです。
大臣もそう考えておられると思うので
す。かつて最高裁の大法廷でこういう判例が出て
おります。これは昭和五十一年ですけれども、
「教育は一人一人の子供の可能性を豊かに開華さ
せる文化的な営みである。教員の創造性、自主性
が十分尊重されなければならない。研修もまた自
主性、自発性が十分尊重されなければならない。」
教員の創造性、自主性も十分尊重されなければな
らない。研修も自主性、自発性を十分尊重してや
らなければならない。「任免権者が研修を企画立
案するときも教員の自主性、自発性を尊重する方
法で行うべきである。」という最高裁の大法廷の
判決が出ておりますが、これに対して大臣、当然
のことと思いますが、大臣のお考えをお聞かせい
ただきたい。

○中島國務大臣 この点に関しては全くおっしゃ
るとおりでございます。教育公務員特例法の十
九条でございますが、ここにおきまして、研修に
ついて任命権者はその研修の施設、方途あるいは
計画を立てて、その実施に努めなければならない
い。その内容でございますが、まさにそう言っ
ては失礼でございますが、もしはつきり言わせてい
ただければ、教員というものは、やはり教員その
ものも多様化、個性化、そして画一的なサラリー
マン化していくことは望まずに、もっとおほか

にそれぞれの個性を生かし、そしてまた生徒児童
諸君の個性、人間性を引き出すような、そういう
教師像というものを私自身も望んでおりますし、
研修というものは当然それを考えながら進めてい
くべきものであると考えます。

○馬場委員 当然のことです。この研修はどうある
べきかという点について、ぜひその基本原則を
押さえて研修をやっていくなければならぬとい
うことを大臣も御答弁をいただいたわけございま
す。その部分については非常に安心をするわけ
すけれども、この法律によりまして教特法二十条
の二を新設して、任命権者に初任研を義務づけ
ておきました。そして十九条では、教育公務員は、
その職責を遂行するため、絶えず研修に努めな
ければならぬ、こういうことになっておるので
す。これは絶えず教職員は研修に努めなければ
ならないという、これは義務です。この任命権者
の研修の義務と、教員が自主的、自発的に研修を
やらなければならないということになっておるこの
研修との関係はどうなっておるかと考えておるの
か。本来補助的にやらなければならないものが、
任命権者は研修について補助的な立場であるもの
が、義務というように押しつけてそれが中心にな
ってしまおうというおそれはないのか、これはどう
ですか。

○中島國務大臣 具体には政府委員からお答えさ
せませんが、基本的に申しますと、例えば教育公務
員法の十九条の規定でありますけれども、「職責
を遂行するために、絶えず研究と修養に努めな
ければならない。」これは言うなれば生涯かけてとい
うことでございます。生涯学習の精神からいって
もそうでございますし、特に、その職にある間は
絶えずということも、一定期間に限ったものでは
ございません。また同時に、それは一方にありな
がら、さて任命権者がその研修というものにつ
いては施設、方途、計画を立ててその実施に努めな
ければならない。これは一つの方向を立て、そし
て一つの施設、計画を立て、その中で研修ができ
るようにしなければならぬ。これは両々相まって

行いべきものでありましようし、その中で、特に
任命権者に与えられました義務規定というよう
なものを率直に遂行していく必要があるかと考えま
す。

○馬場委員 この初任研をやる目的に、教員の資
質能力の一層の向上を図るため初任研をする、こ
う書いてありますが、ここで言う資質というの
は具体的にどういふことを指しているのですか。

○加戸政府委員 資質能力というのは一語として
用いておりますけれども、いわゆる資質能力とい
うのは、教員がその職務を遂行するに足り
る本来的に持ち合わせている資質、それが具体的
に、あるいは対外的に発揮される能力というよう
な意味でございます。資質と申しますのは、教
員が教員としての職務を遂行する上で、それぞ
れの今まで過去に蓄積しました学識なりあるいは全
人格的な性質、そういうものも含めまして本人が
持っている一種の人間として蓄積してまいりまし
た能力なり、学識なり、その全人格等を総合して
資質と私も考えております。

○馬場委員 余りよくわからなかったのですけれ
ども、余り時間がございませぬから、資質論争は
ここでしばらくおといたします。

教育行政が研修で余り過度に研修を、計画とか
実施とかいろいろなることが過度になりますと、い
わゆる教職員は本来自主研修をしなければならぬ
と先ほど言ったように義務づけられておるわけ
でございますから、教育行政が義務としてやる研修
を余り過度にすると自主研修が損なわれる、ある
いは逆に自主研修の意欲まで失わせるという結果
に、これは事実、後で申し上げます初任研の試
行の中でそういう問題も指摘されておるのですけ
れども、こういうことで大臣、行政側がやる研修が
非常に過度になつたりして自主研修を逆に損なわ
ないよう、自主研修の意欲を損なわせないよう
に教育行政は研修を考えるべきだと思つて
おる、どうですか。

○中島國務大臣 具体には、方法論でお尋ねであ
れば政府委員から申し上げますが、――そう

ですか、では基本論として、私はそれはいいと思
うのです。先ほど申したように、自己啓発みたい
なものには絶えずということがございまして、任命
権者が行いますものはやはりその方向を出し、そ
して誤りないように一つの施設、計画を立てる、
こういうことでございます。そしてその方法
も、先ほどお尋ねになりましたように、型にはめ
るのではなくて、むしろ多様化、個性化を引き出
すように行いわけでございます。それによ
って意欲が損なわれることは万々ない。むしろ任命
権者が行う研修の場をよりふやすことによりて生
涯かけての自己啓発を助けることができるかもし
らぬ、そのように思っております。相反するも
のでは絶対ないというふうにお考えます。

○馬場委員 私が言っているのは、新任に入
ってきたときから教職員の間は自主的、自発的
に研修を絶えずつとやるわけですね。私が言
たのは、今大臣も言っておられましたが、それを
初任のときに行政が、任命権者が過度に介入して
型にはめるようにしたら自主研修とか自発性を損
なうのではないかと、こういうようなことを今言
たわけでございます。

それから、過度というのは、型にはめるとい
うようなこと、もう一つは時間が多過ぎるとい
うようなこと、余りにも負担が多過ぎるとい
うようなこと、型にはめるとか余りにも時間が
多過ぎるとか、そういうことを初任のときにや
つたならば、ずっと自発的、自主的にやる研修に
マインナスになりはしないか、こういう質問をした
わけですか。

○中島國務大臣 私は、その御心配はないとい
ふふうに思っています。お答えをいたしました。具
体には政府委員からお答えさせていただきます。

○馬場委員 では、大臣が御心配はないとおし
やいましたが、御心配がある、実際出ているとい
うことは後でまた質問したいと思つて
ここで、別の変った角度から大臣に質問しま
す。

これは臨教審も答申しているんです。臨教審

答申に、原則を書いておる部分ですけれども、教育改革の最も重要な基本的視点は個性重視の原則であるとして書いてあります。この中に、画一化、硬直化、現場の創意工夫の減退、他律性の助長にかならないような過度の瑣末主義的な統制管理の行政体質、これが今の文部省にある、これを改革しなければならぬ、これが臨教審の答申です。私が言った過度というのは、この過度も実は含まれておるわけでございます。

それで大臣、これは原則論の話ですけれども、個性豊かな教育行政、臨教審から今こうして指摘されているのですから、これは改めなければならぬと言っているのですから、改めるといふことは、個性豊かな教育行政ということになります。個性重視の教育は個性豊かな教育行政から始まる。個性豊かな教育行政であつて初めて個性豊かな教育が行われるのです。また今度は、個性豊かな教育があつて初めて個性を尊重する教育ができるわけですね。この辺についての文部大臣の見解はどうですか。

○中島国務大臣 今臨教審の書類が手元にはございませんけれども、今おっしゃった点は、その前段にもう少し大きい視点がございまして、そして、明治以来日本の教育が進んできた道を見ると、平たく言えば、先進国に追いつき追い越せというところで全体の水準を上げようとしてきた。したがつて、振り返ってみると画一的という面があるというのが前段にございまして、そして、そういうのを踏まえて、画一性から個性重視の教育に持つていくべきだという大前提が臨教審では示されたというふうに私は記憶をしておるわけでございます。

それは何かと申しますと、やはり社会そのものが国際化、多様化、個性化をしておる。それはなぜしたか。それは社会が成熟度を増すとそのような変化をする。その変化に対応できるようにたたくましく、心豊かな青少年を育てるべきである、逐条のものが手元にはございませんが、私は臨教審の御提案の精神をそのように理解をいたしてお

るわけにございまして、その点で、今までのような行政の姿勢も個性化、多様化を重視して教育を行ふべきである、こういう御指摘があつて、それで多種多様な御提言があるわけにございまして、そのおっしゃる意味は、そういう意味では文教行政を預かる文部省といたしましても十分理解し、把握しておるつもりでございます。

○馬場委員 一番最後のところはわかるのですけれども、追いつけ追い越せなんというのは、物事を判断する場合に、過去にこういふいいことがあつた、こういう悪いことがあつた、それで現在はいふやうな将来はこうしななければならぬ、こういうことで物事は考えるのが普通でしょう。私が言うたのは、今の文部行政の中にこういう体質があるといふことを臨教審が指摘して、そして、そういう個性重視の原則のつとらぬような現在の文教行政の体質といふのは改革をされなければならぬ、こういうぐあいに書いてあるわけですから、何か大臣は、教職員を管理するとか何とかといふのはつまみ食いしておるけれども、自分たちが反省して、こうしなさい、ああしなさいといふのは弁解ばかりして居る。

今の個性重視の原則、もう一遍読みますよ。教育改革の最も重要な基本的視点は、個性重視の原則である。画一化、硬直化、現場の創意工夫の減退、他律性の助長にかならないような過度の瑣末主義的な統制・管理の行政体質、これは改革しなければならぬとあるわけですから、はっきり書いてあるのです。

そこで、私が言うたのは、じゃ大臣、急にそこで見られてもなんですが、私が言うのは、例えば個性豊かな教育行政があつて個性豊かな教員の研修もできる、個性豊かな教育が教育すれば初めて個性豊かな教育ができて個性豊かな子供が育つていくのだ、こういう原則で、教育行政は今まで悪かつたところがあれば改めなさいよ、こう言っているのです、どうですか。

○中島国務大臣 御趣旨はよくわかります。ですから反論することもないのですが、今先生がお

しゃつたのは第二章からお引きになりました、私がかつた記憶にありましたのは第一章の第一、「我が国は、明治以来の追いつき型近代化の時代を終えて、この部分を申し上げたわけでありませぬ。それで、第一章の前段にそれがあつたと申し上げたのはこの部分でございまして、それを受けて「これまでの我が国の根深い病弊である画一性、硬直性閉鎖性を打破して」と。ですから、これが前段の第一章にかかる部分であるといふふうに私は記憶しておつた、こういうことを申し上げたわけにございまして。

○馬場委員 時間も迫ってくるのですが、具体的なことでちょっと質問申し上げます。任命権者が指導教員を命じると書いてありますね。これは任命するのですかそれとも職務命令ですか、どっちですか。

○加戸政府委員 任命権者に括弧して市町村立学校の教員につきましては職務監督権者である市町村教育委員会といふぐあいに、職務監督権といふ括弧書きがあると思つて、これは任命権者は職務監督権が分離されていなければ、例えば県立学校につきましては都道府県教育委員会が任命権並びに職務監督権を有している、それから小中学校の教員につきましては市町村教育委員会が職務監督権を持つて居るわけにございまして、いずれにいたしましても職務監督権者たる立場におきまして、県立学校の教員については都道府県教育委員会が、それから小中学校、市町村立学校の教員につきましては市町村教育委員会が命課をするといふことでございます。

○馬場委員 私が聞いて居るのは、任命行為なのかあるいは職務命令でそうしなさいといふのか、どっちですか。

○加戸政府委員 公務員法制上の任免その他の進退という意味におきます任命権の内容としての任命行為はございませぬ、いわゆる職務監督権に基づき職務命令でございまして。

この主任を命令するときには校長の意見を聞いてということになっておりましたですね。ところが今度は、指導教員を命令するときには校長の意見を聞いてというのではないのですが、これはどういふことですか。

○加戸政府委員 これは、今回提案申し上げております地方公務員法上の改正案におきましては、本来の職務監督権の内容としての職務命令を任命権者または職務監督権者が発するということを規定したわけにございまして。しかし具体的なこういう命課を行います場合には、当然に当該教員が所属いたします学校の校長の意見を聞くことが適当でございまして、また必要でもございまして、現在、昭和六十二年度、六十三年度におきまして試行に關しましては、文部省としては学校長の意見を聞いて教育委員会が命するようなモデル案で指導をいたしておりまして、現実に運用されております実態は、校長の意見を聞いて教育委員会が命する場合と、あるいは教育委員会が校長に委任をいたしまして学校長が発令をし、教育委員会に報告している、こういった二通りのケースが試行の段階で存在いたしております。

○馬場委員 じゃ、この法律が施行された場合、今度は試みじゃなくて施行された場合には、校長の意見を聞いてということになるのですか。

○加戸政府委員 法律の上では校長の意見を聞くことは規定されておりませぬ。それはすべて、職務監督に關しまして、地教行法の上でも市町村立学校職員の職務監督は市町村教育委員会が行うという規定がございまして、この職務監督権を行使するに際しましては、一内容としての職務命令を発する場合に当たりまして、実際問題としては校長の意見を聞くことが適切かつ必要でもございまして、学校長の意見を聞いた上で教育委員会が職務監督権を発動する、これが実態でございまして。そういう意味では、従来の例えはいろいろ取り扱ひと同様に、教育委員会が当然に校長の意見を聞かれることと思つて、あるいはさらに、教育委員会がその職務監督権の行使を学校長

にも委任をするというケースもございます。

○馬場委員 次に、指導教員の指導助言です。この指導教員が職務遂行に必要な事項を指導助言する場合、こういうこと、こういうことをあなたに研修しなさい、こういう指導助言をするのか。例えば、これはこうしなさい、これを勉強しなさい、研修しなさいというのじゃないに、具体的にこいつはこうしなさい、こいつはああしなさい、こういう指導助言なのか。これはどっちなんですか。

○加戸政府委員 法律の上で、職務の遂行に必要な事項に関する指導または助言と規定いたしておりますが、これは初任者がそれぞれの段階がございますので、例えば一年間の学校におきます教員の職務展開のプロセスがございますから、初めの段階ではこういったような事項を勉強してください、あるいは中途の段階ではこういった事項をというように、その時期によりまして必要な研修を、こういうことに重点を置いてもらいたいという意識喚起のような指導助言もございまして、あるいは初任者が教壇に立ちまして職務を遂行するわけでございますが、これは授業のみならず学校運営全般の話でございますけれども、その程度必要な適切なアドバイスを与える、あるいは教員の方から求められて指導教員がアドバイスをするケースもございまして、指導教員の方が積極的に助言を与える場合もございまして、そういった各般にわたります一般論としての段階別の抽象的な事項に関する指導もございまして、個個具体的な職務遂行段階におきます適切なアドバイスも多様にあると思えます。

○馬場委員 ちょっと聞きたいのは、例えば学級経営なら学級経営で、学級経営にはこういうことも勉強して、こういうことも勉強して、そして立派な学級経営を行わなければなりませんよ、だからそういうことを研修しなさいよと言うのか、学級経営はこうしなさいと言って指導するのか、そのどっちですか。

○加戸政府委員 この指導教員の場合は新任教員

の個に即して指導するわけでございますから、具体的にその学校の場で、例えば授業の場等で展開されておりますその授業形態の中で現実に初任者の教員がいろいろなる形で職務遂行されている、それを突地にて即しましてアドバイスを与える、その場ではなくて終わった後というような形が非常に多いと思えますけれども、そういう点では、事項としては例えいろいろな校務分掌がございまして、主となりましてのが学習指導でございますから、主となりましてのが学習指導としての教材研究もございまして、あるいは学級経営もございまして、あるいは児童生徒の悩みに相談に應じるその接し方あるいは生徒指導の問題、各般にわたる事項がございまして、一般的に申し上げれば、先ほど申し上げましたように、一年間の流れの中で、一学期はこんなことを重点的に考えなさい、二学期になればこういうことを考えなさいというように抽象的な指導もございまして、多くは個々に即した具体的な教育現場におきます突地の指導、アドバイスというのが主たる部分を占めるであらうと思っております。

○馬場委員 では、具体的な例で申し上げますと、指導教員がこういう助言をした、例えば学級経営なら学級経営をこうしなさいと言った、個に即してでも何でもいいのですから、ところが、その先生がそれに従わなかった、私はそれは間違っていると思う、私はこうすべきだと思つて、指導教員がこうせよと言つた指導助言に従わなかった場合、これはどうなるのですか。具体的に例えば処分の対象になるのかならないのか、こういうことはどうなるのですか。

○加戸政府委員 指導教員は、申しますれば指揮監督をするわけではございませんで、言うなればお兄さんのような立場で弟に温かい目で見守りながら適切なアドバイスを与えるわけでございますから、恐らくこうしなさいということではなくて、私の過去の豊富な教育体験からすればこうした方がいいのではないのでしょうか、そういうようなアドバイスになると思えます。これは職務命令

ではございませんで、そうした方がいいのではなからいでしょうかという意見に対して、そのとおりに従う場合もございませんで、それを取り入れない場合もございませんで、それは新任教員がみずから主體的に判断する事柄でございませんで、ある意味では、先輩教員は立派な方ですから余り間違っていないと思えますけれども、仮に間違っていることをおっしゃるとすれば、それは反面教師として初任者教員は受けとめるであらうと思えます。

○馬場委員 お兄さんにもいろいろおられますからね。いいお兄さんがおれば非常に幸せですけれども、いろいろなお兄さんで大変な苦勞する人もおられるわけですから。そこで、例えばお兄さんになる人、指導教員、この人はさっき言ったように指導教員を命ぜられるわけでございますが、教諭の任務の中に「教育をつかさどる」とありますね。この指導教員の指導助言というのは「教育をつかさどる」という範疇に入るのですか。

○加戸政府委員 学校教育法二十八条におきましては、「教諭は、児童の教育をつかさどる。」という規定がございませんで、これは教諭の主たる職務を規定したものでございませんで、既に裁判例等でも明らかになっておりますけれども、学校の教員は校務の分掌をいたすわけでございますから、学校におきますもろもろの仕事を分担すべき立場にございませんで、そういう意味におきましては、先輩教員として後輩教員に指導助言をするというのは校務分掌の当然の一内容でございませんで、今回画いたしております初任者研修の制度は、一年間にわたるマン・ツー・マンで指導するとい

う、その職務のウエイトが極めて、内容的に申しますと、新任教員に対する指導が中核になるわけでございますので、その旨を教育公務員特例法の改正によりまして指導教員の職務内容を明らかにしようとしておるものでございませんで、この規定がないからといって、先輩教員として後輩教員に指導助言することが職務でないということではございませんで。

○馬場委員 たくさんの問題があるのですけれども、地教法の第四十七条の二の第一項の非常勤講師のことですけれども、この中で特に「高等学校にあつては」「定時制の課程の授業を担任する非常勤の講師に限る」「定時制に限ると書いてあるのはどういう理由ですか。

○加戸政府委員 今回提案しております地教法四十七条の二の改正案におきましては、いわゆる非常勤講師の派遣制度を規定しようとしたものでございませんで、市町村立学校の教員の研修につきましては任命権者である都道府県教育委員会が初任者研修を行うわけでございますけれども、具体的な研修はそれぞれ所属する学校で行われるわけでございます。したがって、その学校の職員で、言うならば非常勤講師の経費と身分等はすべて、市町村から要請がございませんで、都道府県側におきまして非常勤講師を市町村に派遣して、県の非常勤講師が市町村に派遣され、県が報酬を負担し、身分は県のままで、市町村の業務に従事するという制度を設けたわけでございます。

ところで、高等学校につきましては、市町村立の全日制高等学校は、市町村教育委員会が所管し、かつ、教員の任命権を市町村教育委員会が持つわけでございますので、その場合の研修につきましまして必要な教員は市町村が手配する原則でございませんで、ここで書いております高等学校にあっては定時制の場合に限るとございませんで、定時制の高等学校につきましては都道府県教育委員会が任命権を持つわけでございます。またその研修も都道府県が行うわけでございますので、その場合は、市町村立の定時制の高等学校の非常勤講師につきましては市町村の負担ということではなくて、都道府県から派遣できるようにしよう、そういう制度の違いによって規定を変えているわけでございます。

○馬場委員 具体的な問題、まだたくさんありますけれども、時間がありませんが、これは抽象的なことで、大臣、二年試行、六十一年、六十二年

試行した、この試行について、例えば初任研の試行を受けた者、あるいはその人がおる学校のはかの先生、あるいは初任研の試行を受けておる先生から授業を教わった児童生徒、あるいはそういう者を持っている父母、こういうものからこの初任研の試行はどうかということについて、例えば試行結果をよく調査をして、こういう点がよかった、こういう点が悪かった、一言で言うと、総括しようとするのは文部省は具体的にどうやってしておりますか。

○加戸政府委員 初任者研修の試行は昭和六十二年度からスタートしたわけでございますが、この一年間の結果につきましては、私も、初任者研修の試行を実施しました三十六の都府県指定都市の教育委員会から概括的な報告を求めておりまして、そういう報告が参つてきている段階でございます。

このほかに、試行の対象となりました教員並びに試行の指導教員として新任教員に指導に当たられた先生並びに当該試行対象教員の所属する学校長から、それぞれ意見なり感想なりという形でのいろいろな御意見をちょうだいしておるところでございます。今そういういたただきました意見を都道府県教育委員会あるいは指定都市教育委員会を通じて集約中でございますが、今文部省の方に参つております概況から見ますと、大変初任者研修につきまして理解が得られ、成果が上がっているというふうな評価をいただいているところでございます。

○馬場委員 大臣に申し上げておきますけれども、例えば物事を試行したら賛否があるのは御承知のとおりです。ところが、今概括的な報告を都道府県教育委員会から受けておると言うが、都道府県教育委員会が本当の試行のよかつた点、悪かつた点の正しい総括をしておるかどうかということとは問題がございます。その問題が一つ。それから、文部省がそういうよかつた、悪かつた点の総括を今報告を受けておるならば、それについて、試行してみたところが、国民の税金を使

って大変問題を起こしてやっていますのですから、こういういい点があった、こういう悪い点があった、そのことを国民の前に明らかにして、じゃ例えばこれを本格実施をしようか、して悪いものかとか、あるいは実施するときにどういう点を注意しなければいけないかとか、そういう国民の意見を聞くということが非常に必要じゃないかと思うのです。例えば諸外国の例、アメリカなんかでも教育改革を項目しようと思つたら、大体二、三年はその現実の調査をして、それをみんな議論して、大体実情はこうなっているということの意思統一をしてコンセンサスを得て、じゃこういうふうにいやるか、それはこうした方がいい、ああした方がいいということ、物事を進めるわけです。だからこの問題についても、試行をやつたのだから、ぜひそういうよかつた点、悪かつた点を集めて、それを本委員会にも出していただく、国民の前にも明らかにしていただく、そして国民の批判を受けて今後の行政をするというふうな段取りというのはぜひやつてもらいたいと思つていますが、大臣どうですか。

○中島國務大臣 これはおっしゃる通りに、試行をして見まして、その結果、いい点はともかく、やはり改めるべき点、そういう点を大きくかすべしじゃないか、根本的には私はそう思つております。しかし、お受けになった方の意見あるいは任命権者側の意見も個々に出てきたものを私も拝見しましたが、ところが私が一番心配しておるのは、御父兄の方あるいはお子さん方どのように考へておられるか。やはり生徒児童諸君を教育するというのが主でありますから、教育される児童生徒諸君がどう受け取っておるかということにぜひ目と耳を大きくして知りたい、こう思つておられます。今集計中でございますからパーセンテージは申し上げられませんが、拝見したところでは思ったよりも私が心配していた方が少ない、こういうことがございまして一安心をいたしました。

ただ、それだけで足りるものではございませんから、しかも一年間試行した範囲が全体の恐らく七割ぐらいのことでございます。それから、さらにそれを五十七都道府県市に試行をしまして、それとさらに幅広い御意見をちょうだいできるわけでございますから、第一回目、これを十分しんしゃくしながら、そして二年目の試行の結果も見たい、このように思つておりますが、まともに出ましたらどういふ意見が何%、どういふ意見が何%、これはできるだけ早く公表をさせていただきますかと思つております。

○馬場委員 今、ちょうどそのことを法律をつくらうといつてこの国会で審議しているわけですが、審議しているのだから、中間であらうとどうであらうと、この国会に、大体試行の結果の総括はこうですといふことを、みんなそれを配つて、そしてこの審議の材料にすべきだというのが当然の行いだと私は思うのです。

例えば私も調べたところによりますと、大臣、たくさん問題点があつて、問題点の方が多い。例えばこういうことがございます。まず新任の教師、初任研を受ける教師というのは年間四十日も外に出るわけですから、子供と同僚教師と接する機会が非常に少ない。こういうことがあつて、例えば現場を離れてセンターに行つたり宿泊したり洋上研修なんかも行つたわけですから、そういう子供と同僚と接する機会が非常に少ないというのはいかに改善しなければならぬ問題だといふ点とか、あるいは週一回不在をする、あるいは週一回指導教員が授業をする、あるいは代替教員が来る、そういうこと、受ける子供の側からとってみますと、それが本当の自分の先生かとか、授業の継続性というものがなくなつてくる。そうすると、学習面とか精神面で子供が非常に不安定になる。そうすると、新任教師と他の先生や生徒の信頼関係というのはいい結果は出ない。こういうことも報告されております。

研修課題が非常に多過ぎる。こういうことを報告しなさい、こういうことをレポートを出しなさいと言われて、非常に多忙な毎日を送つて、そして何か言うかと初任研だということで、一人前に扱われないような格好で実はそういうことが行われる。心身にとつて非常に負担が多過ぎる。こういう話もございまして。

それからもう一つは、学校の行事がいろいろあるわけですね。ところがそれに参加ができないという場合も非常に多い。だから学校の行事とか学校運営全体にかかわり合えない。こういうこともございます。

それから、これは二次答申の中にも書いてあるわけですから、本当はやはり学校全体として協同的な指導体制を確立する必要がある。ところが、指導教員とマン・ツー・マンとかいうのはこれは縦であつて、学校全体が協同的に指導体制というのをつくるのが少ない。そうしてやはり指導教員によつて上から一方的に押しつける研修指導になつてきておる、研修内容が押しつけが非常に多いのだ。こういうこともございまして。

やはりそういうことからいいますと、先ほどから言つた研修の原則、自主性、自発性というのが損なわれる、こういうことがあります。そして、例えば具体的に言うと、自分の学級の子供にいいめが起きた、先生は研修に行つておる、そうするといいじめの発見がおくれる、そういうふうなことがあつて、非常に手当てがおくれますといふ点。しよつちゅう見えておらなければいい問題なんかは非常に難しいのです。そういうことに手ばかりが出て非常に申しわけないというふうな結果が出たとか、こういうたくさんあるのです。

だから、今大臣が言われましたが、その試行の総括というものを一日も早くまとめられて、あるいは中間報告でもいいですから、ぜひ私は、例えばこの法案を審議しているこの委員会に直ちにでもいいから出してもらいたいということを要望して

おきませんが、大臣、この総括をこの委員会に出すということについて、そしてまた国民の前にも公表することについてお約束してください。
○中島國務大臣 そのお答への前に二点ばかり……。

マン・ツー・マンでやっつて学校全体がこれに参画すべきではないか、それはまさにこの指導教員と初任者を中核として全校的にこれに協力していこう、これが精神であるということを一つ申し上げておきます。

それから、まさに今おっしゃった点が心配の点でありますので、私も耳を大きくして、こう申し上げたわけですが、意外とその点が少なかつたように思いましたけれども、今集計を急いでおるようでございますので、具体にはその集計結果がいつ出るかによって変わりますけれども、その点はちょっと事務の方に急がせるように申してみますが、その点の確約がございましたらちょっと政府委員から、今集計中なものでございますから、

○馬場委員 出していただけますね。

○中島國務大臣 それが集計中ですから、いつごろ集計できるか……。

○馬場委員 いや、出すなら出すでいいですから、きょうのところは。

○中島國務大臣 ですから、その点は処理中のものでございますから、具体の点で政府委員から。

○馬場委員 いや、処理中のものであるいは結果でもないから、とにかくこの委員会にそれを出してくださいということ。時間がたつていすから、出すか出さないかでないのです。今出せとは言わぬから、いつ出すか出さぬかでないから。

○加戸政府委員 年度末までの報告を求めておりましたが、一〇〇%全部がそろるまでを待つておったわけでございますけれども、先生の御指摘もございましたので、でき得べくんば一〇〇%、間に合わなくても最終的におよそ九十数%というような状況でも、早急に集計をしてその結果をお出

しするようになりたいと思ひます。

○馬場委員 ここで今審議をしておるわけですが、学校で授業をするときに、教材は後で持ってくるから一応授業せよ、勉強せよ、これじゃ授業にはならぬわけ。だから、本当にこうでしたということ、これはこうしなればいかに、これは例えばよかつたとか悪かつたとか、そういうことをして議論しなければならぬのに、全く教育的配慮というか、あるいは国会の審議権というものの権威とかいうものを無視された、そんなことで研修をやれといったって、いい研修はできませんよ。

そこで、もう一つ次の問題に入りますが、大臣、すべての公務員とかは法のもとに平等であることは御承知のとおりでございます。ところが、この教育公務員だけが条件つき採用が六カ月から一年になつてゐるわけ。だから、これで一年にしたのは何で一年にしたのか。条件つき採用期間が今まで六カ月だったのを一年にしたのはなぜか。初任研を一年にすることと条件つき採用を一年とするのと関係はあるのかないのか、これはどうですか。

○加戸政府委員 今回提案しております初任者研修制度につきましては、初任者、新任教員が学校現場に配属されてから、一年間にわたる研修を受けるわけでございます。したがって、従来の教員と異なりまして、研修を受けながら勤務をする、そういう形態では勤務形態が、片一方の目から見ますと勤務と二面性を持った勤務形態に見えますと研修という二面性を持った勤務形態になるわけでございます。しかも、その勤務の内容と申しますのが、先輩教員あるいはその他の方々の指導助言を受けながら、極端に申し上げますと一〇〇%一本立ちではない状態の中で勤務をされていくわけでございますので、その勤務の形態が非常に特殊性といえますが、通常の従来の教員の勤務とは異なつてくるわけでございます。と同時に、学校におきます教員の職務の特殊性からいたしまして一年間にわたる授業を展開するわけに

ございますが、これらの教員の勤務形態から見まして、その職務遂行能力を判断いたします場合に、従来のような形態と異なるこういった形態におきまして職務遂行能力は、初任者研修の期間一年間に合わせまして、その職務遂行能力の実証を得ることが適当だ、こういう判断をいたしまして条件つき採用期間を一年としておるわけでございます。

○馬場委員 条件つき採用というのは、これはも法的にいひましても、選考とか採用の補完的なものです。良好な成績で勤務した者を採用する、だから選考、採用の補完的なものが条件つき採用です。この初任研というのはこれはもう研究し、修養し、研修するわけですから、採用の補完的なものと研修をするものというのはいささか性格も内容も全然違つてゐる。これを一緒にする必要はない、こういう問題がございませう。

いま一つは、国家公務員、地方公務員も六カ月です。教員だけが何で一年で条件つき採用にならなければならないのかということ。六十四年

もう一つは、この法律によりまして、六十四年から六十六年までに政令で指定する学校は実施しなくてもよいとなつてゐる。聞くところによると、予算の都合上、六十四年は小学校なら小学校、六十五年は中学校、六十六年は高等学校、多分こういうふうな傾斜的に、段階的にやるんだらうというふうな今聞いているわけでございます。

そうすると、同じ大学で教職専門の知識をもとに同じ免許を持つて、小学校に入った人は条件つき期間が一年、中学校に入った人は条件つき期間は六カ月、高校も六カ月だ、こういうことになりまして、この条件つき期間の差は一般的にどうして理解できない。はっきり言って公平の原則に違反しておる、こういうふうに思ふのですが、これはいかがですか。

○加戸政府委員 たいま申し上げましたように、初任者研修を受ける教員は、研修を受けながら勤務をするという勤務の特殊性があるわけでございます。そして、教員の職務が、いわゆる児童生徒に対します全人格的な触れ合いの中でその職

務を遂行する能力があるかどうかという判定でございませう。一年としておるということも申し上げましたが、このことは一年間をかけて教員として職務を遂行するに足りる能力があるかどうかの実証を得るということでございます。その能力の判定基準は条件つき採用期間が六カ月であろうと一年であろうと変わりはないわけでございます。ただ、その判断の尺度は同じでございますが、そういった尺度に適合するかどうか、一生懸命教員として勤務するにふさわしい適格者であるかどうか、そういう視点から能力の実証をするのに、従来の六カ月よりも今回の初任者研修期間一年に合わせ一年としておることにしているわけでございます。それは勤務の特殊性に由来するものでございまして、六カ月と一年の差におきましてその差は合理的な差であると私どもは理解をしております。

それから、先生が今おっしゃいました附則におきまして段階実施を想定いたしておりますが、初任者研修を実施いたします校種の教員につきましても、まだ初任者研修を実施する段階に至らない校種の教員につきましては従来どおり六カ月の条件つき採用期間といたしておりますのは、今申し上げましたように、初任者研修を受けながら勤務をするという特殊な勤務形態になつてゐるかないかによりまして差がございまして、これはいわゆる平等の原則に違反するものではないことは当然だと思つております。

○馬場委員 もう全然理屈になつていないです。そこで、例えば、大臣に聞いてもらいたいのは、新任して一年間、教員として学級担任も持つわけでしょう。すべての責任を負わせられてゐるわけだから一年間担任を持つわけ、その他いろいろやるわけ。教員としてすべての責任を負わせながら、片一方では条件つき期間を延長している。これは厳密に言ひますと、公務員法上、身分の不安定な状態というのを半年延ばすことに

なるのですよ。そうして必ず採用するという保障もないのですよ。全くこれは不合理的ことじゃないですか。そして、今の公平の原則に反するけれども、条件つき採用期間を一年としたのは、今局長が答弁したのと本音は違うんじゃないですか。臨時教審において、当初、さっき言った第三部会長などが言った教職適格審査会方式、適性審査会の設置を見送ったものだから、初任者に対して条件つき採用期間を一年間に延長するというものを設けて、そういう意見に対してサービスしているんじゃないですか。けしからぬ話です。

例えば、こういう点についてあなた方がそういう態度をとることが、初任研を受ける先生から今度は教育を受ける児童生徒とか、その周辺におられるところの教員とか、あるいはまた初任研を受けないが授業、教育を受けている児童生徒とか、初任研を受けない先生から教育を受けている児童生徒とか、これらはみな差別されてきますよ。全く児童生徒、父母の不安というのはこういうところに非常に多くあるわけです。

もう時間が来たわけでございますのでやめますが、こういうものは拙速にやってはいかぬ。さっき言ったようにみんなが議論してそしてコンセンサスを得る努力を数カ年かかってする、そしてそういうものが法律をつくるかつからないかを決める代物である、そういう決め手になるようなことである。また、これは教育問題にとって大変な禍根を残す問題であるということ私の質問の最後に文部大臣に申し上げて、時間が来ましたので終わります。

○中村委員長 鍛冶清君。
○鍛冶委員 提案になっております、俗に言います初任者研修法案についてお尋ねをいたします。先ほどの馬場委員の質問と重要な点があるかも知れませんが、御容赦いただきしたいと思います。初任者研修法案とこれに若干関連いたしました一般の教員の研修の問題でお尋ねをいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。
最初に、本会議で総理にお聞きしました内容を

重ねて文部大臣にお尋ねをいたしたいと思えます。
二十一世紀を担う主人公は、私が申し上げるまでもなく現代の青少年の方々でございます。その彼らに教養、はぐくんで、個性を伸ばし、心の扉を開いていく主体者は、何と云っても青少年と直接かかわりのある親であり教師であると私は思います。親のことはここでは一応おきまして、教師の問題でございます。学校教育の成否、これが立派に成功するかしないかというところは、その制度やカリキュラム、それから枠組み、こういったいろいろなことを工夫しながら変えていく、よりよい方向に変えていく、ないしは施設等をつくっていくということも極めて大事でありますけれども、最終的な決め手というのは、一つ一つの教室で行われます授業である、そしてそれを担当しておられる教師の皆さん方にかかっていると云って私は言い過ぎではないと思っております。

先ほど来、文部大臣も言っておられました、「教育は人なり」という言葉が古来よりございまして。まさに私はそうだと思うのでありまして、今申し上げましたように、学校の施設、設備等も充実することは当然のことですけれども、それよりもさらに大切なことは、教師そのものの皆さんの人格、指導力量、子供に対する愛情等々である、こういうふうにお思っておりますが、この点について大臣の所見をお伺いしたいと思えます。

○中島国務大臣 全く鍛冶委員がおっしゃいますとおりでございます。これから二十一世紀に向けてこの社会を担っていくのはたくましく、心豊かな青少年諸君でございます。その教育、そして教育につきましましては殊さらに心すべきことであると思えます。それに直接携わる教員の皆様方の資質の向上が非常に急がれるところでございまして。それには、資質の基本はありでございまして、けれども、その上にさらに、たゆまざる研修の中で実践的な指導力を養い、教育に愛情を持って臨んでいただく、そして多様化、個性化する社会の

中で、それに即応できるように児童生徒諸君のいい面をすくすくと伸ばしていただける、そのような教員像が確立され、そしてそういう教職にある方を育ててまいりたいと思っております。
○鍛冶委員 その点についてのお考えは大臣も私も同じ方向のように承りました。そういう意味でも、私は、教員の皆さんの研修、これはほめておくだけでは、いろいろな技術を含めてまた使命感を含めてすべて万般うまくいくということではないだろう。私たちが小さいときからいろいろ教わり、またいろいろな技術もアドバイスを受けながらそれを踏みにぎらして高い境地に達していくという形が確かに一番願望であり、一番早く成長できる道であらうと思っております。そういう意味での研修、今回初任者研修制度がこの法案によって施行されようとするわけでございまして、けれども、そういう意味からいっても私どもはこれは大切なことではないかというふうにも思っております。

御承知のように、昭和四十九年に人材確保法案が通りました。そして、さらに最近児童生徒数というものが減少してまいりまして、教員の採用枠というものがだんだんと狭まってきておる。ですから、以前に比しますと相当資質の高い方々が教員になってきつつあるというふうにも思うのでございまして、最近の新任教員の資質についてどのようにお考えにならっしゃるか、伺いたしたいと思います。

○中島国務大臣 教員の資質についてでございますが、私は、根本的に教員の方々の基本的な資質は皆さんお持ちであろうと思っております。ただ、これからは、申し上げましたように、社会の変化に対応できるように生徒児童を育てるためには、社会的な視野の広さ、知見の広さと同時に、やはり教師像そのものが、生徒児童諸君の個性、人間性を引き出せる、そのような心の広い、そして個性的な教員像であってほしい。したがって、先ほど申し上げましたように、はっきり申せば、画一的なサラリーマン化するような教師像か

らよりたくましい、心豊かな教師像であってほしい、私はそういう希望を含めて申し上げております。
○鍛冶委員 最近、勉強はできるし頭はなかなか切れるけれども子供の扱い方がわからないといったような教師がふえてきている、心がつかぬない教師がふえてきているというふうな話もよくよく耳にするようになりました。それから、教師として若干資質が向いていないのではないかと、ほかの方には向いているけれども教師としてはいかかであるかというふうな方々、それから使命感に欠ける、こういった方々も時々耳にすることが多くなつてまいりました。いろいろな意味で、先ほど申し上げましたが、教員としてそれを目指して採用された方々、よく「鉄は熱いうちに打て」ということわざもございまして、やはり新任のときに研修というものをしっかりとしておくことが、多少手間暇をかけたとしても、それから十年、二十年、三十年、四十年と将来を展望しますと、極めてそれがプラスになり、自分自身の自主研修という立場で自分自身もぐんぐん勉強し伸びていくことができるのではないかと、こういうふうには私は思っております。現にいろいろな企業等でも、それが有給で一年間は研修をするというふうなことが大体通例になっておりまして、そういう意味からも、子供さんを預かるということ、それはすなわち日本の将来を預かるということでございますので、しっかりと研修はしていくべきではないかと思う。その視点はあくまでも子供のため、ということに置いていかなければならない、こういうふうには思っております。

そういうことを前提にしながらお尋ねするのであります。確かに新人の研修は不可欠でありますけれども、教員について特に初任者研修を法律によって制度化するというのはどういう理由があるのか、これをまずお尋ねしたいと思えます。

○加戸政府委員 研修は多様なものがございましてけれども、教育公務員特例法第十九条第一項に規

定されております。これは、初任者研修を法律によって制度化するということの理由が、先ほど申し上げましたように、はつきり申せば、画一的なサラリーマン化するような教師像か

定がございますように、教員はその職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならぬという一般的な研修に対する責務が規定されておりまして、これは他の職種についてはございません規定であります。

それは何と申しましても、学校の教員がそれぞれ教壇に立ちましても、全人格的な触れ合いを通じて児童生徒に指導していく、そういった重要な職務であることにかんがみまして、みずからも勉強を常に絶えずしていただくと同時に、それは自分のしたい研修であると同時に、例えば基本的に必要な形で行政側によって提供された研修を受けるということも含めまして、研修を行う責務を規定したわけでございます。

これは抽象的な規定でございますので、この規定のみによりまして、それぞれの個人の主観的な判断によってごういう研修をする、しないということがあつては困るわけでございます。例えば教員の場合、特に新任教員につきましては、自分が自立して一本立ちして可能な限り円滑な教育活動を展開していく素地をつくる重要な時期でございますので、全国の教員につきまして行政側の判断によりこの程度の内容の研修を実施し、それを受けてもらうという基本的な考え方、方針を立てていただき、その方針に基づいて研修を実施する、そういう研修の機会を提供するということが必要になってくるわけでございます。

その意味におきまして、今回提案を申し上げておりますこの初任者研修制度と申しますのは、新任教員が採用された後に、一年間にわたります例えば指導教員による指導あるいは校外研修等によりまして、教員としてのステップを踏み出す一年間にわたります、基礎的なあるいは実践的な研修を受けていただくことを行政側の判断として、方針として定めることを義務づけ、かつ、行政側の義務づけられました任命権者におきまして研修を指導教員が受けていただくことにより、より今後の教育活動を展開する貴重な素地を培っていた、そんな観点からこのような法案を提案させていただきます。

ていただいている次第でございます。

○**鑑治委員** この初任者研修については、昨年度から、六十二年度から試行をやられているようでありまして、この成果というものを、私もいろいろ報道機関の出版物等を通じて読みましたりいろいろお聞きはしておりますが、この試行を一年間行つてみた成果、これは文部省としてどういふふうな認識をなさり、受けとめをされているのか。よかつた点、悪かつた点、また他の同じ教員でも対象教員とならなかつた方々、地域によって同じところで研修を受けられた方、受けられなかつた方、こういう方々に対する影響といふますか波及といふますか、どういふふうな感覚で受けとめられているのか、そういったことを調べられておれば、認識があればお答えをいただきたいし、またこれがやらなかつた学校等にどういふふうな影響を今与えておられるのか。一年間やつた結果をひとつ総括して、認識した点を御答えていただきたいと思つております。

○**加戸政府委員** 昭和六十二年におきましては、三十六の都府県指定都市におきまして、二千四百四十一名の新任教員を対象として初任者研修の試行を実施させていただきました。試行におきましては、校内研修といたしまして指導教員による指導を年間七十日程度、校外研修として教育センター等における講義や、他の校種等の参観を年間三十五日程度というところで実施していただいたわけでございます。この日数につきましては都道府県によりまして若干の差はございますけれども、おおむねこういった基準に従つてやっていたというわけでございますが、試行はいずれの県市におきましても順調に行われておりまして、特段の大きな問題は生じていないと考へているわけでございます。

現在、各都道府県指定都市教育委員会からの報告並びに試行対象教員あるいは指導教員あるいは試行対象教員の所属する校長先生方の意見をたゞいま集約中でございますが、現時点までのおよその感触として私ども把握していることを申し上げます。

まずと、各県市から寄せられました意見のおよそ共通しておりますことが、一つは、対象教員が自主的、意欲的に研修に取り組み、そして資質能力の向上が著しいという意見が寄せられております。さらに第二点目といたしまして、この初任者研修の付随的な効果と申し上げると恐縮でございますが、学校全体としての計画的、組織的な研修指導体制が整備され、校内の活性化が図られた。第三点としまして、初任者を育てていこうとする雰囲気や教職員全体に醸成され、教員としての使命感の自覚や教員としてのあり方を考える一つの契機となつたなどの意見が多いわけでございます。

それから問題点としまして、いろいろ私どもが気にしておりましたのは、一つは、例えば新任教員の負担の問題でございます。この負担につきましてもたゞいま数字は集約中でございますけれども、寄せられました回答の多くを見てみますと、負担に感じていない、あるいは負担はあるけれども自分のためになると思つて頑張つていっている意見が圧倒的でございます。大変負担であるという意見は教員としては極めて少ないと私どもは今の状況を途中段階として認識いたしております。

さらに、子供との触れ合いの問題も気にいたしておりましたけれども、これも、確かに子供への影響は多少あるけれども、児童生徒の方が先生の立場を理解してくれている。そういうことで、ある意味で、このような研修の結果として児童生徒との触れ合いが減つたために大変困るというふうな感じの意見というのは、そんなに多くないと私どもも思っております。

正確には試行の結果を集約したいと思つておりますが、一般的に申し上げますと、問題点としてはいろいろございます。そういった問題点は、確かにこれからの本格実施に向けまして改善すべき点あるいは改良すべき点多々あると思つておりますけれども、概括的な傾向としましては、非常にいい、好評であると、私どもちょっと自画自賛でございます。

ございますが、感じておる段階でございます。それから、初任者研修の試行の対象とならなかつた教員の方からは、試行対象となつた教員に対して、うらやましい、自分もこういうのを受けたかったとか、あるいは先輩教員の方からそれをうらやま声等もいろいろございまして、大変だなどというふうな感じではないというぐあいに私どもは思つておりますけれども、個々具体的な精査というものはこれからは必要でございます。また、六十三年度の試行の状況もすべて踏まえた上での対応というのが必要になると考へております。

○**鑑治委員** 大まかにいいということなんですけれども、大変いい方の話ばかり、若干問題点も一、二触れられてはありますが、いい方の話が多かつたのであります。全国連合小学校長会の「初任者研修(試行)の実施状況に関する調査結果」というものがございまして、これはあるマスコミの報道の中にあつたのですが、それを見ておりました。なるほどどういふ問題点もあるし、こういう考え方もあるなどいふふうにも共感できる、これは検討に値するのではないかとということが問題点として幾つか指摘をされておりました。そのことをお尋ねをしながら、文部省の考え方を御聞きをいたしたいと思つております。

まず、こういう意見があつたのです。実際一年間やつてみて、その結果「初任者研修対象教員は定数外で配置し、初任者研修期間中は指導教員の担任学級の副担任の形で位置づけ、指導を受けさせる。そのうえで、研修が終わつた二年目に、欠員が生じた学校へ定数内教員として赴任することにするのがよい」といふ意見。さらには「学級担任をする前に、六カ月とか一年間の研修期間とする体制がよい。いったん学級担任にしてからは、児童や保護者などへの影響が大きい」といふような意見が述べられておつたのでございまして、こういった点についてはどういふふうにか考へていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

〔委員長退席、鳩山(邦)委員長代理着席〕

○加戸政府委員 たいま二つの御意見がござい
ました。

一つは、いわゆる定数外として担任外とする
という御意見も出ていたようでございますが、
けれども、このことにつきましては、初任者研修と
いたしましては、新任教員も教壇に立ち本来の教
員としての活動をさせながら指導教員による指
導、あるいは校外における研修を受けていただく
という措置を講ずることの方が本来の教員が実地
に即してまさに自分がその場で自分を磨いていく
ということになる、こういう観点からの現在の構
想あるいは試行段階ではそのような形でスタート
しているわけでございます、そういう点から申
上げますと、この定数外、担任外ということに
なりますと、財政面からいいますと三万人の教員
を増員しなければならぬという一つの技術的な
問題もございまして、それから実態的にもその場
合には一種の見習的な存在になつてしまつて、
教壇に立つて教えるという立場ではないという点
の問題は、いかがであるかというところで、あくま
でも指導教員が影の形に添うがごとく指導申し上
げることによつて、新採教員がその研修を受ける
間、初任者研修の間に一本立ちしていくプロセス
を経ていくということが適当ではないかという考
え方で、現在の施策を進めているところでござい
ます。

それから第二の、学級担任を外したらどうかと
いう御意見でございますが、これは地域によりま
して学級担任を外しているケースもございませ
けれども、この試行の段階におきまして、文部省と
しましてはできる限り学級担任または教科・科目
の担任ということをガイドラインとしてお示しし
たわけでございます、そういうガイドライン
を受けまして多くはそういう学級担任をしてい
だいでいると思ひますけれども、確かに学級担任
を、例えば指導教員の方が学級担任であつてその
副担任にするというような運用も、それは弾力的
にあり得る事柄でもございませぬ、その学校、地
域の実情に依りまして、そういう運用の問題と

しては、主担任にするか副担任にするかというよ
うなことは、それぞれの任命権者あるいは市町村
の実情に応じて判断できる事柄ではないかとい
うことで、本格実施の場合にあくまで学級担任を
原則として求めることは文部省としてもしない方
がいいではないかというふうな感念で、現在考え
ているところでございます。

○綴治委員 ちよつと財政の問題が出たのです
が、確かに財政の問題というのは大切な大きな要
素ではあります、事教育に関する限りは、財政
的に多少負担が多くなつても、いわゆる子供のた
めの本筋に基づいた判断で試行なさるといふ方向
をまず優先させるようにこれはやるべきである
う、こう思ひます。どうかすると、えてして、も
う財政がだめだからいいことであつてもやれない
というふうなことがありますが、そういうことでは
なくて、初任者研修を初め新しい試みの中で、
子供のためにもまた二十一世紀の日本のためにも、
これはやらなければならぬという本筋がはっきり
しておれば、私は深く取り組むべきであらうと思
ひます。

一応そういう御意見を申し上げておきまして、
たくさん意見がございまして、次から次にお尋
ねをいたします。

私もこれはおもしろい考え方だと思つておる
のですが、どういふお考えかお聞きしたいので
す。それは「大学の単位修得を三年間で済ませ、
あと一年をインターン制のような形で学校現場に
配置して研修を積ませるなど、大学の教育課程や
教員免許制度との関連を考へるべきだ」、これは
養成にかかわることかも知れませんが、それを
初任者研修と一緒にしたような考え方の意見のよ
うでありまして、おもしろい考え方だといふ
うに思つておりますが、これについては当局では
どういふふうにお考えでございませうか。

○加戸政府委員 一つの御意見であり得ると思ひ
ます。ただ、教員の資質能力と申しますのは、養
成、採用、研修の過程を通して次第に向上してい
くものでございまして、大学の養成教育と学校現

場におきます研修との関連性を考慮することが重
要なことだと思つております。しかし、養成教育
には単に教員としての実践的指導力の向上だけ
はございませぬで、幅広い人間性の育成や豊かな
教養の体得など、多方面にわたつて教員の資
質能力の基礎を身につけることが求められてい
るわけでございます。

そこで、技術的な問題を申し上げて恐縮でござ
いませぬけれども、私も直観的に感じます一つの
問題が、毎年教員の免許状を取得されている方、
現在の制度の上でございまして、例えば六十二年
度におきまして、実数といつたしまして十三万八千
人の方々が教員免許を取得されております。とい
うことは、この十三万八千人の方が年間、小学
校の場合でございまして一カ月、中学校、高等学
校の教員でございまして二週間の教育実習を受け
られておられるわけでございます、仮定の話で
ございまして、志望者が変わらぬとすれば、この
方々が二週間や一カ月ではなくて二十カ月間学校
に、しかも十何万人という方々が配置された場
合には、学校としては恐らく実習の体をなさな
いような状況になつてくるのではないかと、学校の
物すごい負担といひますか、学校教育に対する影
響も極めて大きいのではないかと問題を一
直観的に感ずるわけでございます。

それから、大学教育の立場として、三年で基礎
教育といひますか理論教育はよくて、あと一年間
の教育実習的な考え方で、大学教育としてそれ
成り立ち得るかどうかという問題もあると思ひ
ます。その点は諸外国におきましても教員の養成は
四年制または五年制でございまして、例えば欧米
先進諸国におきましても四年間の大学教育を受け
た後にさらに一年とか一年半の教員に必要な課程
を履修するとか、あるいは西ドイツのような試補
制度のような形もございませぬけれども、そういう
意味では、諸外国の教員養成のレベルと比べま
して日本がそういうレベルの低下を来すおそれ
はないか等の問題もございませぬ、慎重に検討し
なければならぬ事柄ではないか、そういう意味

では、今申し上げた大学の養成教育と学校現場に
おける研修との相互関連においてこの問題を一つ
の参考意見として私どもも考えさせていただきます
と思ひます。

○綴治委員 次に、やはり小学校校長さん方の御意
見で、個々に意見を述べた中で問題点の指摘があ
つておるのですが、それに対する対応、どういふ
ふうにお考えになるのかお尋ねしたいと思います。

まず「試行対象教員が担任する学級の経営上の
問題点」として幾つか指摘がございまして、一
つは「校外に出る研修が多く、試行対象教員の負
担が多すぎる。児童と落ち着いて接触させたい。」
これは先ほど局長もちよつと触れておられたと思
ひますけれども、次は「学年初めの研修出張は、
特に学級経営に支障をもたらす。」それから「指導
教員や補教員に行くベテラン教員との指導技術の差
に、児童が戸惑つている。」「学級担任をさせて、
長期の研修を行うのには無理はないか。特に小学
校の場合、児童との触れ合いを最も大切にしない
ければならない点で、学級経営上に問題がある。」「
「過密な研修計画のため、教師としての自主性、
特に自己研修の姿勢が損なわれなかつたか心配。」
ある、こういった意見がございませぬ、これにつ
いてはどういふふうにお考えでございませう
か。

○加戸政府委員 研修のために学校行事との兼ね
合いの問題が第一点としてございまして、校外研
修につきましても、確かにそのような問題が生ず
る可能性が十分あるわけでございます。今後改善
を要する事柄でございませぬけれども、試行段階に
おきましてもいろいろ工夫がされておりました
で、例えば校外研修につきましてもは学年始めや長
期休業期間にウェットを置いてそちらを活用する
というケースもございませぬ、これは特に中学校、
高等学校のケースでございませぬ、初任者の授業
担当時間を組まないように時間割り編成を工夫す
る、あるいは小学校の場合でございませぬと専科教
員による授業時数にするというふうな、そういう

た調整もしあるいは学校行事との調整を図って、児童生徒への影響を極力少なくするような方向で努力されておるわけでございまして、これは試行の二年間の成果を踏まえて本格実施のときにも相当御努力をいただけることと思ひます。

そういう意味では、第二点の問題の、今申し上げた学年始めは、いろいろなスタートの時期でございまして、その時期はいろいろな、教員そのものとして自分が初めて学級経営、学校運営に携わるわけでございまして、研修のウェイトは、学年始め、特に四月の時点では少し軽減した方がいいのじゃないかと私も思っておりますし、本格実施の際に意を払うべき事柄であらうと思っております。

それから、第三点のベテラン教員の指導との差があるという事は、これは事実でございまして、初任者が校外研修を受けるときには指導教員が穴埋めの代替授業をするわけでございまして、これも、これはさすがに長年の経験豊富な方でございまして、その差があることによりまして児童生徒の戸惑いがあることは当然だと思つてございまして、しかしながら、それは指導を受けました教育がその初任者研修の期間中にだんだんと向上していつてベテラン教員との格差を縮める努力はされることとございまして、途中のプロセスのこととして避けられないことではないかなと思っております。

それから第四点としまして、学級担任を外した方が学級経営の困難性を過大にしなくてよろしいのじゃないかという御意見でございましてけれども、学級担任の問題につきましても、ちょっと先ほどもお答え申し上げましたけれども、学級担任を必ず要求するという事ではなくて考え方の問題でございまして、学級担任としてベテラン教員が後ろから支えるか、あるいは副担任として見習わせておいてそのうち学級担任にするか、その辺は学校の職員構成なり、その学校の感覚、判断によつて対応できる事柄であらうと思っております。

それから第五点目が、過密ダイヤで自主性が損なわれるのではないかと御意見でございまして、過密ダイヤの点につきましても、例えばこれは研修内容のミニマムエッセンシャルズを探り出して、もういった必要最小限のものに抑えていくという努力も必要でございまして、また研修内容の精選といった点で今後大きな課題と私どもも考えておるわけでございまして、何でもかんでも詰め込めばいいのではなくて、本当に新任教員が一本立ちしていくために必要なものという視点から、研修内容というのは年々改善を加えていくべき事柄であらうと思ひます。ただ、自主性の問題につきましても、これはまさに指導に当たられます指導教員との関係の問題でございまして、私どもも試行段階におきましても教員の自主性を生かすように、例えば新任教員がみずからテーマを選んで、自分が課題を見つけてその課題について指導教員の指導を仰ぐようにするとか、あるいは新任教員の個性に即して、その立場立場を考へながら指導教員が適切な指導を行つていただくようにいろいろ御説明申し上げているところでもございまして、指導教員の新任教員に対する対応の仕方によりまして自主性あるいは個性がどのようには伸ばせるかということが非常に大きな問題だと思ひますし、今後とも意を払うべき事柄だと思っております。

〇鑑治委員 続いてお尋ねをいたします。「教育センター等での研修実施上の問題点」として、これも幾つか挙げておきます。一つは、「特に年度初め、できれば一学期間は校外に出る研修は少なくしたい。児童となじみ、人間関係をつくる大切な時期であるから。」多少さつきと重複はしているようでございまして、こういう意見もあつております。また「洋上研修は夏季休業中などに集中的に実施してほしい。」それから「在勤校での研修内容と教育センター等での研修内容との調整を図ることが大切。」である。何か場合によつたら重複したりなんかすることもあつたというふうにも聞いておりましたが、こういった点についての指摘もあつております。

〇加戸政府委員 私も文部省に入省しましたときに新任の職員研修を受けたわけでございまして、朝から晩まで過密ダイヤでぱつとやられますと余り記憶に残ることはないという点もございまして、かえつて過密ダイヤで詰め込むという事は、かえつてそれだけ研修を受けてもらおうと思つたことが逆効果になりかねない面もございまして、一般的に反省としましては、学年始め、就職した直後の時点におきまます研修は比較的緩やかなものにしていき、だんだんその密度を高めていくという工夫が必要であらうと思ひまして、その御意見は、一学期はやめるといふ意味ではございませぬが、学年始めの時点におきまます対応については考慮する余地があるかと思つておられます。

洋上研修の問題につきましても、これは私どもの都合を申し上げて大変恐縮でございまして、予算要求をいたしましたときには、果たして予算がとれるかどうか、要求した隻数が確保できるかどうかという不安がございまして、船の予約には予約料が要るわけでございまして、国の予算には予約した後のキャンセル料を計上いたしておりませぬので、したがひまして、予算がつかまひから船の手配をした時点におきまひましては、夏休みは一隻しか確保できなかったために、十一月に二隻目を実施せざるを得なかつたという状況がございまして、六十三年度におきまひしては、手回しよくではございませぬが、すべて夏休みに実施をするという、夏季休業期間中に三そのの手配ができたわけでございます。そういう点では今の問題は解消されると思ひますが、今後本格実施に向けて、例えば洋上研修の隻数をふやすといたしまひした場合、それが夏休み等で十分確保できるかどうか、それは今後洋上研修を拡大した場合にも問題は同じように残る可能性はあると思ひますけれども、でき得べくんば夏季休業期間中の洋上研修

にしたいと思つております。第三点の校内研修と教育センターにおきまます研修の内容が重複しているのではないかと御意見は、先ほど申し上げました試行対象教員等への意見調査によりまして、もういった御意見はかなりいろいろ出たわけでございまして、ここは配慮すべき事柄でございまして、いわゆる校内研修とセンター研修との間に相互有機的な関連性を持つ必要があるわけでございまして、そういう意味では、教育センターにおける研修のスケジュール、内容がどのようになつていくのかということも踏まえながら校内研修も行われる必要がございまして、また逆に、センター側におきまひても、一学年の学校経営、学級経営がどのような形で、進んでいくのかという状況を踏まえながらセンター研修の内容のあり方につきまひしての考慮をする必要があるかと思ひます。こういった点は、貴重な御意見として今後の本格実施におきまひ私どもの対応すべき事柄であらうと認識して、この次第でございまして。

〇鑑治委員 次に、「学校運営上の問題点」として、これも多数意見が寄せられております。「初任者研修を最優先するため、校内で行う研修の時間確保が困難になる。」指導時間を予定通りとることが困難で、時間外の指導になることが多い。「試行対象教員の研修出張と学校行事との重なりを避けるための行事日程の調整が難しい。」「専科教員を副担任として出張時の指導を行つて、校外研修三十五日の影響は他の教員にも及んで、こういう学校運営上の問題点について指摘があつております。これについて御意見をお聞きしたいと思ひます。

〇加戸政府委員 確かに昭和六十二年の試行は鳴り物入りで始めたわけでございまして、各都道府県、指定都市におきまひしても大変精力的、意欲的な取り組みでありました。そのために、学校としても意識過剰の点はあつたと思ひます。したがひまして、この初任者研修の試行を成功させるために、この初任者研修の試行を成功させるために、この初任者研修を中

にしたいと思つております。第三点の校内研修と教育センターにおきまます研修の内容が重複しているのではないかと御意見は、先ほど申し上げました試行対象教員等への意見調査によりまして、もういった御意見はかなりいろいろ出たわけでございまして、ここは配慮すべき事柄でございまして、いわゆる校内研修とセンター研修との間に相互有機的な関連性を持つ必要があるわけでございまして、そういう意味では、教育センターにおける研修のスケジュール、内容がどのようになつていくのかということも踏まえながら校内研修も行われる必要がございまして、また逆に、センター側におきまひても、一学年の学校経営、学級経営がどのような形で、進んでいくのかという状況を踏まえながらセンター研修の内容のあり方につきまひしての考慮をする必要があるかと思ひます。こういった点は、貴重な御意見として今後の本格実施におきまひ私どもの対応すべき事柄であらうと認識して、この次第でございまして。

心、最優先といった形になった面もなきにしもあらずと思えます。しかしながら、これからの問題としましては、初任者研修のみならず、教職員の例えはライフステージに応じた研修とかあるいは校内のすべての研修、いろいろ相互有機的に全部行われる必要があるわけでございまして、教員がみんな切磋琢磨をしていく中でありまして、ただ一番レベルが低いと申し上げては恐縮でございませぬけれども、未熟な段階の新任教員でございませぬので、どうしても学校としてはそれにウェイトをかける必要が出てくるであろうと思っております。

それから、指導時間の問題としましては、確かに授業時間の組み方あるいは校内の職員体制のあり方、あるいは教職員配置数の問題等、相当有機的関連の問題があるので、その他副次的要因も取り得ると思っておりますけれども、そういった教育諸条件の整備等によって今後徐々に解決をしていく事柄ではないかと思っております。

それから、行事日程との調整の問題はそのとおりでございまして、学校行事自体が今のところ非常に多い状況にございまして、例えば新任教員の研修と学校行事との調整という問題は一つの大きな課題であらうかと思っております。その場合に学校行事にどうしても参加する必要があるか、あるいは初任者研修の方を優先するのか、その辺の相互のウェイトの比較の問題もございまして、日程調整ということはその間に大きな困難な問題ではないかと思っております。そういった調整は、いろいろ工夫されればある程度の解決はなし得る事柄ではないかと思っております。

それから、三十五日間の校外研修のために他の教員への影響が大きいという意見でございませぬけれども、これは基本的に、校外研修のための問題としては、先ほど申し上げたように例えはある程度の休業期間中にまとめて実施をするという期間、実施の日程の問題等もございませぬし、また、それぞれそういった校外研修に出るための代替教員の措置につきましては、定数上あるいは非常勤

講師等の措置もしておるわけでございませぬので、私は、確かに他の教員への影響がある程度は避けられないと思っておりますけれども、新任教員を温かく包み、そして全校の教員によって新任教員の意欲を盛り上げていく、そして初任者研修の実を上げようという空気が校内に出ること、そのことを期待もしているわけでございまして、全くの影響を避けるというわけにはいかないと思っておりますけれども、その影響が多くあつていいということではございませぬので、その辺の工夫も今後の一つの課題として受けとめさせていただきたいと思っております。

○綴治委員 次に指摘されているのは、指導教員の指導業務上の問題点が幾つか指摘があつております。

「指導教員が自分の学級を担当しながら試行対象教員の指導をすることは大きな負担になる。学校行事や試行対象教員の学級事務の処理などが優先されるので、指導時間を計画的にとることが難しい。指導時間を勤務時間内にとるのが難しく、どうしても勤務時間外になりがちである。指導教員は職員会議、校内研修会などに出てもらう必要があるが、非常勤講師ではそこが問題。」これも先ほどのいろいろな質問の中でダブつている向きも多少あるようですが、こういう指摘についてどういうふうにお考えなのか、お伺いしたいと思っております。

○加戸政府委員 確かに、指導教員にはいろいろと御負担をおかけしていることと思つてございませぬ。特に指導教員の場合、自分のクラスを担当した上で指導教員という形になりますればかなりな負担になるであらうと思つてございませぬ。点では、今の校内の校務分掌のあり方としてそういう改善ができるかどうかという問題も、もちろん学校におきます職員構成との関連もあるわけではございませぬが、工夫を要するところでもあらうかと思つてございませぬ。

では、新任者に対する研修の指導助言を行いますとともにみずから磨くという意味がまだもう一つ側面的にあるわけでございまして、中国の古いことわざでも「教学相長」と申しまして、教えることは学ぶこと、つまり新任教員に教えることは指導教員にとつてもみずから磨くということでもございませぬし、そういう点では、だからといって負担が多くていいということではございませぬが、負担の軽減緩和につきましては、校内の協力体制をとつていただければありがたいと思つてございませぬ。

ただ、初任者研修の試行の場合は、いわゆる試行の結果として今後の改善策を探るためでございませぬために、教育委員会の方から指導教員に対して相当量の研修内容の報告等を求めていることと思つてございませぬ。そういう点では、試行段階におきましては指導教員はいろいろな報告、レポートを作成したりするという過大な負担がかかつていられると思つてございませぬ。本格実施になりますればそのような詳細、膨大なデータをとりためる報告は必要なくなるわけでございませぬので、本格実施段階は試行段階よりは指導教員への負担は大幅に緩和されるであらうと予想いたしております。

それから、非常勤講師が指導教員になることについて、例えば職員会議等に出られないのでいろいろ問題があるというところは確かにそのとおりでございませぬ。学校の運営の流れというものは指導教員は知つておく必要があるわけでございませぬ。ある意味では新任教員と不離一体の関係で温かく見守る、そのためには内容を十分承知している必要があるわけでございませぬから、それは学校の運営体制のあり方として、職員会議には非常勤講師は参加させないということについては私はいかがなものかなという感じがしないわけではございませぬ。ただ、それは職員会議のメンバーということではなくて、オブザーバーというふうな意味で、学校の流れがどうなつていっているのかということ

は当然指導教員にも知つておいていただきたい事柄ではございませぬ。

○綴治委員 次に、予算措置についての問題点が挙げられております。

一つは、「試行対象教員の出張回数が多く、一般旅費を圧迫している。旅費の加配が別枠措置が必要ではないか。」それから、「指導教員の指導業務は労力、時間の上からも大変な努力を要する。主任手当て同様、指導業務についての手当を配慮してほしい。」こういうようなことが予算措置についての問題点として指摘されておりますが、これについての御意見を聞かせたいと思つてございませぬ。

○加戸政府委員 新任教員の出張回数が多いのは当然に校外研修、場合によりまして宿泊研修、さらには洋上研修というような校外におきますいろいろな研修の機会が多いこと由来するものでございませぬ。

文部省といたしましては、初任者研修の試行段階におきまして、これらの校外研修に要する旅費につきましては二分の一の国庫補助を行っているわけでございませぬ。結果的には、その裏打ちとなりまして二分の一の措置が都道府県において十分に講じられなかつたことに原因するのではないかと感じますが、都道府県に対しては、その辺をよくお願い申し上げてみたいと思つてございませぬ。

なお、本格実施になりました段階におきましても、試行段階と同じように、私どもはこの初任者研修を受ける教員の校外研修に要する旅費につきましては国庫補助の対象とするように最大の努力をいたしてまいりたいと思つております。このことによつて一般旅費への影響を避けるように努めたいと思つております。

それから、指導教員の労務過多という問題でございまして、その過大な負担のために一種の手当を考慮してよろしいのではないかと御意見等もございませぬ。これは、指導教員の勤務の実態が本格実施以降どのようになるのかという状況も踏まえ、かつ、都道府県教育委員会、指定都市教育

委員会あるいは学校長会等の御意見も踏まえまして、その手当の問題については十分考慮する必要があると考へております。

○綴治委員 校長会での最後に、人事上の問題点というのが挙げられております。これもお尋ねしたいと思ひますが、「試行対象教員の三人配置は学校運営上の問題が多い。三人配置は避けるべきではないか。」それから、「増置教員は四月一日付で配置をしてほしい。試行対象教員二人につき一人の増置教員では同一日の研修の場合どうしても補教が困難である。非常勤講師でよいから加配が必要ではないか。」こういったことが意見として挙げられておりますが、これについてお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○加戸政府委員 現在の試行段階におきましては、一人配置校の場合には非常勤講師一名、新任教員二人配置校または三人配置校につきましては教職員定数一名という考え方で予算の積算を行つておられるのでございまして、そのことによる問題と思ひます。

確かに、三人配置校といふものは学校運営上いろいろな問題が生ずると思ひます。しかしながら、新任教員のこれは人事配置の問題でございまして、要するにその人事異動計画の中でどのような形で穴埋めをしていくか、その関係上、ある学校においては三人、四人という新任教員の配置、特に大規模校については生じ得るケースだと思ひます。そういった点では、これからの人事行政の問題でございまして、人員配置につきましても、可能な限りの努力というものは必要になるわけではございまして、一面におきまして、三人配置校に対する文部省側の国としての配慮の姿勢というのにも必要になるだらうと思ひます。両面におきまして、今後の努力すべき課題であらうと思ひております。

それから、増置教員は四月一日付で配置してほしいとの御意見でございしますが、試行段階におき

ましては、試行対象学校あるいは試行対象教員の確定の時期の問題等もございまして、いわゆる加配教員は初めから予定しておくとすることができないわけではございまして、四月一日付の配置に間に合なかつた事例はあり得ることと思ひますし、また実際にあつたようでもございまして、本格実施になりますれば、およその段階で退職教員と定数等が確定すれば新採教員の見通しが立つわけではございまして、そういう意味では、人事配置面におきまして具体的な、どのような形での学校に新任教員が配置されるという状況というものはある程度の事前段階では確定できるわけではございまして、今申し上げました加配教員が四月一日付ですぐ配置できるような体制に努力をしていきたいと思ひております。

それから、試行対象教員二人について一人の増置教員の場合では、同一日の研修の場合どうしても補教が困難ということではございまして、御指摘のように、教員定数のほかに、今先生おっしゃいましたような非常勤講師でも加配するということでは望ましいことではございまして、二人配置校については見ますと、通常は中規模以上の学校でございまして、校内の教員の協同的な体制で対応するということでは、私は今の教員の定数配置状況から見ればそんなに困難なことではないのじゃないかなと思ひておりますけれども、今後いろいろな問題点によりましては工夫すべき余地はある事柄だと認識いたしております。

○綴治委員 校長会におけるいろいろな指摘事項というものを細かくお尋ねを申し上げたわけではございまして、それぞれこれはいろいろと正していきいいますか、手直しをすべきものはしませんが、いい形で実際には取り組みたいというふうな御意向が一貫してうかがわれたと思ひますが、実際に実施する際には、こういう試行での経験された中で問題点をぜひ解消しながら、よりよき効果が発揮できるような運営をこれらぜひやっていたきたい。もう一年試行をやるようではございしますが、ここらあたりでも手直しをして、また、こう

いう考え方でやった方がいいのではないかと思はれるようなことがあればどしどしそれを実施の中で昇華させ、よりよい方向にひとつ持っていくていただきたい、こういうふうな思ひます。

次に、初任者研修制度における指導教員による指導、先ほどからこれはいろいろと言われておることではございしますが、このねらいとするところは一体どういうところにあるのか、この点についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○加戸政府委員 初任者研修におきましては、いわゆる経験豊かな教員が、みずから教員生活の多年の経験の中で得ましたものを、初任者に対して、その初任者それぞれの個性に即して、その立場に立った系統的あるいは組織的な時宜を得た指導を行うということが初任者の力量を育て上げるのに非常に役立つ、また効果的であると考へておられるわけではございまして、そういう意味におきまして指導教員による指導という形で、私もマン・ツー・マンと呼んでおりますけれども、その新任者に対し、指導教員が影の形に添うがごとく温かい目で見守りながら適切なアドバイスを与えていくということによりまして、だんだん段階を経て新任教員が自立をしていくというふうな方向を持ていく、その誘導をしていただくということ考へているわけではござい

ます。

そのことは、必ずしも指導教員が自分の考へを押しつけるということではなくて、新任者、初任者が持つておりますその個性を生かし、本人の適性を伸ばしていくという観点からの御努力をいただくように、指導教員につきましてもそういう観点からの指導が十分行えるような方法を考へてまいりたいと思ひております。

○綴治委員 一応考へ方としてはお聞きいたしました。具体的などういうふうな指導をしていくのかという内容、どういふ形で指導していくのか、この点についてひとつお尋ねをいたします。

○加戸政府委員 初任者研修は一年間にわたるわけではございまして、そういう意味では学校の一年

間の流れの中でそれぞれの対応すべき事柄は違つてくるわけではございしますが、個々具体的な事例に即して、現地で実地の場で指導をしていただくということになるわけではござい

具体的内容としては、基本的には担任の教科・科目の指導力を高めていただく、そのためには指導教員が自分の持つてくるノウハウを提供してあげることではございまして、それからこれは非常に新任教員の苦手分野でもござい

ますが、個々の児童生徒の適性、能力等についての理解を深めることではございまして、これは長年の経験に培われた先輩教員としての過去の体験がまさにその事例として生かせる事柄でもござい

まして、新任教員に対する指導としては非常に役立つ事柄だと思ひております。それから、学級経営等の力量を高めることを考へているわけではござい

ます。

それで、具体的な事例で申し上げますと、そのほかに、例えば授業を開始します前の指導案の作成について、自分ならどういふうぐあいにいつくつていたけれどもというふうなアドバイスは非常に有益でもございまして、学習指導あるいは教材研究、学級経営とか児童生徒理解、あるいは生徒指導、校務分掌等すべて、万般にわたりますしてそれそれぞれに即した具体的な指導を行うことを考へているわけではござい

ます。

ただ、一年間にわたります研修でござい

思います。そういう意味で他の教員の協力も必要である。そういう意味では、校内において学校長を初め、ひとつ力を合わせてこの指導教員を中核としながら指導体制をつくって、指導教員が第一義的に指導するという体制づくりが大切であろうと思います。そしてバックアップした中で先輩もアドバイスをそれぞれいい形でやっていく、こういう形が一番いいのではないかと、こういうふう

に思っておりますが、こういう点についていかがでございますでしょうか。
○加戸政府委員 御意見として、例えば教員集団の中で教員は育つ、したがって指導教員ということとを特定しないで集団体制の中で教員の指導を行えばいいじゃないかという御意見も一部には私も聞いております。しかしながら、集団の指導体制と申しますのは、全員が指導するということとはとりもなおさず全員が責任を持って指導しないというところになるわけでございます。これはいろいろ現象を見てもそうでございませぬけれども、全員が責任を持ってやろうということでは、だれかやるだろうということでは、グループの中でよくあり得る事柄でございませぬ。

私も、初任者研修制度につきましては、校内で指導教員を特定いたしました。経験豊かな指導教員が第一義的に初任者の研修に当たるということによりまして、それぞれの初任者の成長過程に即し、また初任者の個性等に即した指導を系統的に行うことを期待してございませぬ。そのことによりまして、教員個々の力量向上を期待しているわけでございませぬ。しかし、もとより、その初任者の指導にあたりましては、学校全体としての協同的な指導体制を整備する必要があるわけでございませぬ。今申し上げた指導の中核になる方を明確にして責任ある指導を行っていただくとともに、御指摘ございましたように、指導教員が第一義的にその指導に当たるとともに、全体の校内の協力によりまして盛り上げていくということとは当然必要なこととございませぬし、指導教員だ

けが浮いてしまふ、その人だけに任せっきりになるということがあるとは思いません。また、ちなみに、今回の試行におきましても、各県あるいは各学校からの報告をとってみましても、指導教員のみが指導しているという事例はほとんどございませぬ。校内の協力指導体制がとられるということによりまして学校全体の活性化も図られていくという報告が多いわけでございませぬ。私はやはり、初任者の段階についての校内の体制というのは、自分の後輩を盛り上げようという気持ちで学校の先生にございませぬならば、必ずや校内の指導体制はできるものと思っております。

○鑑治委員 私、今お答えがあったことは大切なことだと思っております。質問の中で第一義的にと申し上げたのは、指導教員は、自分がしっかりと責任を持つということを前提としなければいけないだろう、いろいろ試行があった結果のものをあれこれと私も読ませていただきましたけれども、その中で集団体制がいいというようなことを書かれたのもございませぬけれども、経験の上からいくと、私も、それは確かに責任を持たない無責任体制になる可能性が非常に強いような気がもするわけでございませぬ。今言ったような方向で、いわば両々相まってしっかりと研修体制をつくっていくということが大切だろうと思っております。

また、地元で携わった人にも私はいろいろ聞いてみましたけれども、やはり指導教員としても自分自身が大変勉強になるということも言っております。やはりある程度漠然といるようなことは積み重ねてきたつもりだけれども、いざ担当して責任を持って教えようということになると、どうしてももう一遍自分のものを整理してきちっとした形でやらなければいけない、これは自分にとっても確かに負担としてはあったけれども、いい体験であったというようなことをお聞きしたこともございませぬ。こういったことを含めながら、ひとつい形で実行できるように進めていただきたいと思います。

次に移らせていただきまして、教育センター等校外における研修につきましては、初任者が学校をあげるということについて批判的な意見があるわけでございませぬけれども、この校外研修はどういうふうな効果があり実効あるものであるのかというお考えなのか、この点についてお尋ねをいたしたいと思います。

○加戸政府委員 現在試行いたしております初任者研修もそうでございませぬが、本格実施の際も同様にも考えてございませぬのは、指導教員による指導と校外の教育センター等におきませぬ研修を二つの大きな柱と考えておるわけでございませぬ。教育センター等におきませぬ研修は、初任者の所属します学校の枠を超えて多くの教員とみずからの実践について語り合ひまして、また、所属校では得られない体験を通して初任者が指導力を伸ばす契機となるということで、今後の教育実践に自信を深める効果を私どもは期待しているわけでございませぬ。他方、初任者が校外へ研修に向くことによりまして、その担任する学級や教科・科目の教育活動等に影響を与えるという問題もございませぬ。そういった点で、実施に当たっては、初任者が赴任校に赴任します前とか、あるいは夏季休業期間中にまとめて校外研修を実施するとか、あるいは児童生徒の教育に對します影響を十分に配慮しながら指導研修の効果を上げるような、そういう日程的な意味の工夫というのが当然必要になる事柄でございませぬ。また本格実施に当たりますと、試行の結果を踏まえながら検討すべき大きな問題の一つであると理解をいたしております。

○鑑治委員 校外のセンターにおける研修の具体的な内容でですね、こういったものは大体どういうふうな形で行われてきておるのか、またどういふ考えでいらっしゃるのか、この点についても少し突っ込んでお考えを承りたいと思ひます。

○加戸政府委員 校外研修につきましては、先ほど申し上げました校内研修と相互に有機的な関連を持たせながら行う必要があるわけでございませぬ。

で、初任者に対しては、教育についての理解を深めさせるとともに、さまざまな体験を通して幅広い知見を得させるといふことを目的として行なうわけでございませぬ。

その具体的な内容といたしましては、例えば、主として教育センター等の研修施設において行います当面する教育問題あるいは教員としての心構え、学習指導、学級経営、児童生徒理解、生徒指導、公務員としての服務等々に関する講義・演習等を行いますとともに、例えば近隣の学校におきませぬ授業参観であるとか、初任者の研究授業へ参加していただくとか、あるいは養護学校等の他の校種の参観あるいは青年の家等の青少年教育施設、さらには民間企業の参観といったいろいろな分野におきませぬ幅広い体験、さらに、野外文化活動や奉仕活動を体験していただく、こういったさまざまな組み合わせを考へて行なうわけでございませぬ。そのほかにも、校外研修の一環としましては、いわゆる合宿的な宿泊研修もございませぬし、それから文部省が都道府県、指定都市と協同して開催いたします船によりませぬ洋上研修というものもございませぬ。こういった教育センター等の校外における研修につきましては、今申し上げたわけでおきませぬが、私どもの目安としては年間三十五日程度をガイドラインとしてお示したわけでおきませぬが、この点につきましては、都道府県段階それぞれにおきませぬ、三十五日を実施されているところ、あるいは三十日の実施をされているところ、県によりましては二十五日で終わっているところ等々もございませぬ。それは各県の実情あるいは研修体制の整備の問題とも関連する事柄でございませぬが、今のような盛りだくさんの内容では、どのようなものが初任者にとって身につく、どのようなものがそれほど役に立たないのか、そういった精選は図る必要がございませぬけれども、一般的に申し上げますれば、学校等の校内授業の問題はございませぬけれども、幅広い体

験、いろいろな体験を積むということは、とかく閉鎖的でございます。学校社会の中にだけ生きるということではなくて、いろいろな分野を知るといふことは新任教員にとつて大いに役立つことではないかと私は思っております。このような校外におきます教育センター等の研修に力を入れてまいりたいと思つておるところでございます。

○**鑑治委員** 今のお答えでいろいろ多角的にやるという方向はわかるのですが、もう一つちょっとわかりにくいのは、センターにはいろいろなメニューを置いて、そして各自で自由にいるという選択ができるという形をとる方がいいのではないかと。その結果が今言ったような形であれば結構なわけでありますが、やはりそういう形にしておきませんと、一つには、何か画一的にやられるとかお仕着せでやられるというような批判はないわけではありませんが、特に校外研修についてはそこらあたりの考え方が必要であると思つていますが、この件についてはいかがでございますか。

○**加戸政府委員** 初任者研修について御提言をいただきました教育職員養成審議会の答申の中におきましても、こういった教育センター等におきまして研修におきましては、多くのテーマを設定いたしました。新任教員がみずからのテーマを選択して研修が行われるような工夫をすべきであるという提言もございまして、もちろんこれは、今試行段階でございまして、一遍にそのような形にはいかないとと思つておられる。そのためには多様なテーマの選択ができるようなそれぞれの講師陣なりグループ分けなりいろいろな問題はあると思つておられる。これからの校外研修における内容を高め、かつ、今申し上げたような、本人が問題意識を感じて、課題意識を持つておられるものについて取り組んでいただくというものは、当然多様な問題としてこれから考えていかなければならぬこととございまして、また都道府県に対してもそのような指導をしてまいりたいと思つておられます。現にそういう形で、ある程度多様な選択ができるようなコースを設けておられると思つておられます。

○**加戸政府委員** 一つの方法としては、先ほど申し上げましたように、校外研修の期間を例えば学年初めや夏季休業期間中等の長期休業期間にまとめてある程度実施をしたり、あるいは校外研修が予定されている日におきましては、特に中等学校の場合は可能でございますけれども、初任者の授業担当時間を組まないような工夫とか、そういった児童生徒に対する影響は与えないような工夫というものが一つございまして、同時に、学校をあげる場合につきましても、初任者が担当します学級とかあるいは教科・科目の授業を離れる、そういう事情につきましても指導教員がこの代替授業を行うとか、あるいは教頭先生、専科教員等のほかの教員がかわつて授業を行うということによりまして、初任者の担当授業について自習とかあるいは合併授業にならぬように学校で配慮、工夫をする必要がありと考へておられるとございまして。そのために、教員定数を措置したり非常勤講師を配置したりするといった条件整備が必要になるわけでございます。このサイドにおきましても、そういった努力を重ねますとともに、現場におきまして、そういういろいろな工夫、努力というものを、お願ひしたいと思つておられるわけでございます。

○**鑑治委員** これは、本格実施をいたしますときに、指導教員による指導の日数、それから教育センター等の校外研修の日数については、国としてそれぞれ七十日程度、三十五日程度というふうな基準を示してあるわけでございますが、そういう場合にも、非常に少のうございまして、これを五十七都道府県指定都市に広めていくような努力を文部省としても今後考へておられるところとございまして。

○**加戸政府委員** 一つの方法としては、先ほど申し上げましたように、校外研修の期間を例えば学年初めや夏季休業期間中等の長期休業期間にまとめてある程度実施をしたり、あるいは校外研修が予定されている日におきましては、特に中等学校の場合は可能でございますけれども、初任者の授業担当時間を組まないような工夫とか、そういった児童生徒に対する影響は与えないような工夫というものが一つございまして、同時に、学校をあげる場合につきましても、初任者が担当します学級とかあるいは教科・科目の授業を離れる、そういう事情につきましても指導教員がこの代替授業を行うとか、あるいは教頭先生、専科教員等のほかの教員がかわつて授業を行うということによりまして、初任者の担当授業について自習とかあるいは合併授業にならぬように学校で配慮、工夫をする必要がありと考へておられるとございまして。そのために、教員定数を措置したり非常勤講師を配置したりするといった条件整備が必要になるわけでございます。このサイドにおきましても、そういった努力を重ねますとともに、現場におきまして、そういういろいろな工夫、努力というものを、お願ひしたいと思つておられるわけでございます。

○**加戸政府委員** 初任者研修制度は、初任者の資質能力の向上を図るために極めて重要なものでございまして、いづゆる全国の教育の水準確保という観点からは、ある意味でもこの初任者研修につきましても一定の水準の確保、つまり初任者研修という事柄に関しまして一定の水準の確保が必要であると考へておられるわけでございます。そのためには、研修方法や研修日数等基本的な事項につきましても、この基準を示す必要があると思つておられるわけでございます。今先生おっしゃいましたように、一応校内研修七十日程度、校外研修三十五日程度という基準を定めておられます。

○**加戸政府委員** 初任者研修制度は、初任者の資質能力の向上を図るために極めて重要なものでございまして、いづゆる全国の教育の水準確保という観点からは、ある意味でもこの初任者研修につきましても一定の水準の確保、つまり初任者研修という事柄に関しまして一定の水準の確保が必要であると考へておられるわけでございます。そのためには、研修方法や研修日数等基本的な事項につきましても、この基準を示す必要があると思つておられるわけでございます。今先生おっしゃいましたように、一応校内研修七十日程度、校外研修三十五日程度という基準を定めておられます。

○**加戸政府委員** 初任者研修制度は、初任者の資質能力の向上を図るために極めて重要なものでございまして、いづゆる全国の教育の水準確保という観点からは、ある意味でもこの初任者研修につきましても一定の水準の確保、つまり初任者研修という事柄に関しまして一定の水準の確保が必要であると考へておられるわけでございます。そのためには、研修方法や研修日数等基本的な事項につきましても、この基準を示す必要があると思つておられるわけでございます。今先生おっしゃいましたように、一応校内研修七十日程度、校外研修三十五日程度という基準を定めておられます。

○**加戸政府委員** 初任者研修制度は、初任者の資質能力の向上を図るために極めて重要なものでございまして、いづゆる全国の教育の水準確保という観点からは、ある意味でもこの初任者研修につきましても一定の水準の確保、つまり初任者研修という事柄に関しまして一定の水準の確保が必要であると考へておられるわけでございます。そのためには、研修方法や研修日数等基本的な事項につきましても、この基準を示す必要があると思つておられるわけでございます。今先生おっしゃいましたように、一応校内研修七十日程度、校外研修三十五日程度という基準を定めておられます。

○**加戸政府委員** 初任者研修制度は、初任者の資質能力の向上を図るために極めて重要なものでございまして、いづゆる全国の教育の水準確保という観点からは、ある意味でもこの初任者研修につきましても一定の水準の確保、つまり初任者研修という事柄に関しまして一定の水準の確保が必要であると考へておられるわけでございます。そのためには、研修方法や研修日数等基本的な事項につきましても、この基準を示す必要があると思つておられるわけでございます。今先生おっしゃいましたように、一応校内研修七十日程度、校外研修三十五日程度という基準を定めておられます。

○**加戸政府委員** 初任者研修制度は、初任者の資質能力の向上を図るために極めて重要なものでございまして、いづゆる全国の教育の水準確保という観点からは、ある意味でもこの初任者研修につきましても一定の水準の確保、つまり初任者研修という事柄に関しまして一定の水準の確保が必要であると考へておられるわけでございます。そのためには、研修方法や研修日数等基本的な事項につきましても、この基準を示す必要があると思つておられるわけでございます。今先生おっしゃいましたように、一応校内研修七十日程度、校外研修三十五日程度という基準を定めておられます。

○**加戸政府委員** 初任者研修制度は、初任者の資質能力の向上を図るために極めて重要なものでございまして、いづゆる全国の教育の水準確保という観点からは、ある意味でもこの初任者研修につきましても一定の水準の確保、つまり初任者研修という事柄に関しまして一定の水準の確保が必要であると考へておられるわけでございます。そのためには、研修方法や研修日数等基本的な事項につきましても、この基準を示す必要があると思つておられるわけでございます。今先生おっしゃいましたように、一応校内研修七十日程度、校外研修三十五日程度という基準を定めておられます。

○**加戸政府委員** 初任者研修制度は、初任者の資質能力の向上を図るために極めて重要なものでございまして、いづゆる全国の教育の水準確保という観点からは、ある意味でもこの初任者研修につきましても一定の水準の確保、つまり初任者研修という事柄に関しまして一定の水準の確保が必要であると考へておられるわけでございます。そのためには、研修方法や研修日数等基本的な事項につきましても、この基準を示す必要があると思つておられるわけでございます。今先生おっしゃいましたように、一応校内研修七十日程度、校外研修三十五日程度という基準を定めておられます。

○**加戸政府委員** 初任者研修制度は、初任者の資質能力の向上を図るために極めて重要なものでございまして、いづゆる全国の教育の水準確保という観点からは、ある意味でもこの初任者研修につきましても一定の水準の確保、つまり初任者研修という事柄に関しまして一定の水準の確保が必要であると考へておられるわけでございます。そのためには、研修方法や研修日数等基本的な事項につきましても、この基準を示す必要があると思つておられるわけでございます。今先生おっしゃいましたように、一応校内研修七十日程度、校外研修三十五日程度という基準を定めておられます。

○**加戸政府委員** 初任者研修制度は、初任者の資質能力の向上を図るために極めて重要なものでございまして、いづゆる全国の教育の水準確保という観点からは、ある意味でもこの初任者研修につきましても一定の水準の確保、つまり初任者研修という事柄に関しまして一定の水準の確保が必要であると考へておられるわけでございます。そのためには、研修方法や研修日数等基本的な事項につきましても、この基準を示す必要があると思つておられるわけでございます。今先生おっしゃいましたように、一応校内研修七十日程度、校外研修三十五日程度という基準を定めておられます。

○**加戸政府委員** 初任者研修制度は、初任者の資質能力の向上を図るために極めて重要なものでございまして、いづゆる全国の教育の水準確保という観点からは、ある意味でもこの初任者研修につきましても一定の水準の確保、つまり初任者研修という事柄に関しまして一定の水準の確保が必要であると考へておられるわけでございます。そのためには、研修方法や研修日数等基本的な事項につきましても、この基準を示す必要があると思つておられるわけでございます。今先生おっしゃいましたように、一応校内研修七十日程度、校外研修三十五日程度という基準を定めておられます。

○**加戸政府委員** 初任者研修制度は、初任者の資質能力の向上を図るために極めて重要なものでございまして、いづゆる全国の教育の水準確保という観点からは、ある意味でもこの初任者研修につきましても一定の水準の確保、つまり初任者研修という事柄に関しまして一定の水準の確保が必要であると考へておられるわけでございます。そのためには、研修方法や研修日数等基本的な事項につきましても、この基準を示す必要があると思つておられるわけでございます。今先生おっしゃいましたように、一応校内研修七十日程度、校外研修三十五日程度という基準を定めておられます。

○**加戸政府委員** 初任者研修制度は、初任者の資質能力の向上を図るために極めて重要なものでございまして、いづゆる全国の教育の水準確保という観点からは、ある意味でもこの初任者研修につきましても一定の水準の確保、つまり初任者研修という事柄に関しまして一定の水準の確保が必要であると考へておられるわけでございます。そのためには、研修方法や研修日数等基本的な事項につきましても、この基準を示す必要があると思つておられるわけでございます。今先生おっしゃいましたように、一応校内研修七十日程度、校外研修三十五日程度という基準を定めておられます。

○**加戸政府委員** 初任者研修制度は、初任者の資質能力の向上を図るために極めて重要なものでございまして、いづゆる全国の教育の水準確保という観点からは、ある意味でもこの初任者研修につきましても一定の水準の確保、つまり初任者研修という事柄に関しまして一定の水準の確保が必要であると考へておられるわけでございます。そのためには、研修方法や研修日数等基本的な事項につきましても、この基準を示す必要があると思つておられるわけでございます。今先生おっしゃいましたように、一応校内研修七十日程度、校外研修三十五日程度という基準を定めておられます。

題は、六十四年度からその他の市町村におきます四十人学級の第一学年がスタートできるかどうかということが六十四年度予算におきます大攻防になるわけでございます。文部省といたしましてはこれを達成すべく六十四年度最大の努力を払いたい。通常のケースでございますと、六十四年度予算で第一学年が措置されれば通常は学年進行で第二学年、第三学年といくわけでございますので、六十四年度予算におきます中学校のその他の市町村の四十人学級を第一学年について実施できるかどうかということが問題になるわけでございますので、全精力を注いでこれに努力をしたいと思っております。

と同時に、先生今おっしゃいました、この初任者研修に要します定数の問題がございまして、現在、昭和六十二年、六十三年、六十四年におきまして試行段階でございまして、第五次教職員定数改善計画の中で研修等定数を使用させていただきます。ただ、試行を行っている状況でございますが、この法案が成立いたしますれば、六十四年度からの本格実施を行います場合に、本格実施となりました校種につきましては試行の分野から外れますので、別建てで措置をするということでございます。別建てで措置する結果として、今まで初任者研修の試行のために使用していた定数は本来の研修等定数として使用したいと考えている次第でございます。

○**綴治委員** これはぜひとも強い決意で実現をしていっていただきたいと思っております。

次に、条件つき採用制度の件でお尋ねをいたします。

今回の法案には、教員について条件つき採用期間を一年とする改正案が盛り込まれているわけでございますけれども、この制度の中身は一体どういう制度なのか、これをまずお尋ねしたいと思っております。

○**加戸政府委員** 条件つき採用の制度は国家公務員法あるいは地方公務員法に規定されているわけでございますけれども、これらの趣旨は、職員が

採用が競争試験または選考によって行われ、一応の能力の実証が得られてはいますものの、これだけでは職員としての適格性をすべて実証したとは言いがたいということから、採用された職員が公務員として真に適格であるかどうかを、採用された職において実務に従事した成績に基づきましてさらに実証するチャンスを与えるようにして、競争試験によって採用された職員は、または選考試験によって採用された職員は、これらの手続を経まして学力とか、知識とか、人物、性情、体力等について一応の能力の実証を得ているわけでございますけれども、具体的な割り当てられた自分がついでに職務について、その職務の遂行能力を真に有するかどうかというものは、まさに自分の携わっている仕事を通じて初めて明らかになる場合が少なくないわけでございます。そこで公務員法の建前におきましては、職員の採用はすべて条件つきのものでございまして、実地の勤務についての能力の実証が行われて初めて正式採用となる余地を任命権者に与えるということにいたしました。これによりまして職員の採用を能力の実証に応じて行おうとするの成績主義の原則を貫徹しようとして行っているわけでございます。

ただ、ここで一言申し上げたいのは、正式採用になるかどうかの判断基準の問題でございます。法律では全く触れておりませんが、御承知のように、国家公務員法、地方公務員法には分限の規定がございまして、職員を免職する場合の要件として、その職務を遂行するに足りる適格性を有しない場合、または心身の故障があるからその職に不適しい場合等の要件が国家公務員法、地方公務員法、一般の職員について規定がございまして、この原則は、このように条件つき採用期間の職員を正式採用する場合にも同様にこれに準じた考え方で判断されるべきであるという裁判例もございまして、恣意的な判断によって正式採用にしないということではなくて、一般職員の分限免職に準ずるような一つの考え方のものが根本的な理念としてあるということを前提として

いることを申し添えさせていただきます。

○**綴治委員** 分限の問題が今のお答えの中に出たわけでありまして、これを適用する場合に、普通の公務員の皆さんは半年間、ところが教員は一年間ということになると、一年間それがいつ適用されるかわからぬというようなことも含めて他の公務員との均衡を失うということになるのではなからうか、こう思うのでありますが、この点についてはいかがでありましょう。

○**加戸政府委員** 今回、教員の条件つき採用期間を一年といたしますのは、提案申し上げております一年間の初任者研修の実施に伴いまして新任教員の勤務形態が変わってくる、つまり研修を受けるながら勤務をする、つまり表面的に見れば勤務のなから勤務であつて、研修との両面性を有するというような形でございます。実際に勤務する状態が、例えば今申し上げた週二回程度のマン・ツー・マン指導であるとか週一回程度の校外研修であるとか、そういう形での勤務形態が一年間続くわけでございます。

またさらに、教員の仕事と申しますのは、全人格的に子供たちと触れ合う仕事でございます。ですから、教員としての適格性を有するかどうかは、児童生徒に対する理解がどの程度あるのか、それは人格的な面でも評価しなければならぬという、他の職種には見られない勤務能力の実証をするというのに非常に難しさがあるわけでございます。そういう点から、このような初任者研修を受ける教員につきましては一年間をかけてその能力の実証を図るということでございます。そのこととは、他の公務員と勤務形態が違いますので、例えば憲法におきます法のものと平等であるとか国家公務員法、地方公務員法に規定しております平等取り扱いの原則に違反しないことは明らかでございます。

なお、念のために申し上げさせていただきます。六カ月の期間を一年間に延長することによりまして、その能力実証の判断基準が変わるわけでは

はございません。六カ月で適格かどうかということとを判断する基準と一年かけて適格かどうかということとを判断する基準は全く同じでございます。言葉をかえて申し上げますれば、六カ月よく見たけれどもこれは不適格ではなかった、適格だという方が、一年たつたらこの方は不適格になるとかそういうことではございません。それは判断する期間が短いために、本来ならば不適格であつたはずの人が不適格ではないというぐあいに、まだ不適格であるということの実証が得られないという場合もあり得るでしょうし、逆の場合もあると思っております。ある意味におきまして、その六カ月の勤務についてその人の勤務能力を判断するか、一年間かけてその人の勤務能力を判断するかという判断する期間の違いでございます。判断の基準はあくまでも同じだということでございます。

○**綴治委員** 初任者研修は段階的に実施されるということになるわけですが、段階の実施と条件つき採用期間の延長との関係、これはどういふふうになるのかお尋ねいたします。

○**加戸政府委員** 先ほど申し上げましたように、教職員の新任教員につきまして条件つき採用期間を一年に延長するといふことは、初任者研修を受けるというによりまして勤務形態が他の初任者研修を受けない職種との間に差があるわけでございます。言うなれば勤務形態の特殊性があるわけでございますので、そのことを理由として条件つき採用期間を一年としているわけでございます。したがって、例えば校種によりまして段階的に初任者研修を実施いたします場合には、その初任者研修を一年間受けまます校種の教員につきましては条件つき採用期間を一年に延長し、また本格実施に至らない、一年間の初任者研修を受けるに至らない校種の教員につきましては従来どおり六カ月の条件つき採用期間とするということでございます。

○**綴治委員** 初任者研修制度に関することについては大体そういうこと、今回終わらしていただい

て、研修全体の問題に若干踏み込ませていただい
て、関連しての質問をさせていただきたいと思っ
ております。

当然教員の皆さんは、その資質能力を向上して
いくためには初任者研修だけで終わるものではな
いということ、これはもとよりのことでございま
すが、初任者研修以後の教員の現職研修です
ね、これについてはどういふふうに整備をなさ
ていかれるおつもりなのか、お尋ねをいたしま
す。

○加戸政府委員 教員としての資質能力は養成、
採用、現職研修の各段階を通じて次第に形成され
ていくものでございます。教職経験や職能成長に
応じた現職研修の重要性ということも申し上げる
までもないことでございますが、文部省におきま
して、従来から都道府県が実施します現職研修に
対する助成措置を講じますとともに、都道府県教
育委員会に対しまして、各教員が教職の全期間を
通じて必要な研修に参加することができる機会を
確保するために、現職研修の体系化を図るよう
に指導してまいりたいと思っております。

昨年十二月の教育職員養成審議会の答申におき
ましても、初任者研修は言うならば教員の生涯研
修の第一ステップであるという考え方のもとに、
初任者研修に引き続きまして、現職経験五年程度
あるいは十年程度さらには二十年程度といいま
した一つの区切りのある時期におきまして、い
わゆる教員のライフステージに応じた研修を実施
していただくなど、現職研修の体系化をさらに進
めるべき旨の提言をいただいているところでござ
います。

文部省といたしましても、今の答申の趣旨を踏
まえまして、教員の場合には生涯研修だという視
点のもとに、そういった施策を講じ努力してまい
りたいと思っておりますけれども、この初任者研
修のような一年間の大々的な研修ということでは
なくて、それぞれの五年、十年、二十年程度の時
期に応じた、どの程度の期間の、どの程度の内容
の研修であればいいのかということ、鋭意研究い

たしまして、この答申の趣旨を生かすように今後
努力してまいりたいと思っております。

○鑑治委員 教員の研修と同時に、教員の資質向
上ということが研修の一つの大きな目的でござい
ますから、資質向上ということにかかわり合いが
あるということで、提案を含めてちょっとお尋ね
をしたのでありますが、いわゆる適格性を欠く
教員というものがよく問題にされます。先ほどか
らの御答弁の中にもちょっとありましたが、精神
性の疾患をお持ちの教員等に対する休職処分の状
況といったもの、これはどういふふうに現状な
っておるかお聞かせをいただきたいと思いま
す。

○加戸政府委員 指導力の欠如とかあるいは異常
な行動をとられる、そういったような教員として
の適格性に問題のある者がどれくらいいるのかと
いう御質問でございましたけれども、この把握は
非常に困難でございまして、例えば精神性
疾患を理由として行政上の分限休職処分を受けて
おります教員の数は、昭和六十一年度におきま
して千七十八人ございまして、全教員数の中に占
める割合は〇・一％でございまして、過去の傾向
等を見ましても大体〇・一％をちょっと超えた程
度の推移でございまして、六十年度から六十一年
度にかけては若干の数がふえてまいっております。
これは表面上出ました医師の診断統計、明らか
に職務に従事させるわけにいかないという考え
方で行政措置がとられた教員の数でございませ
う。他の職種におきましてもそれぞれこのような形
の分限休職処分というのがございますけれども、教
員の場合につきましては、一般の職種に比べると、
と、やはり精神的な問題というのは特に児童生徒
に与えます影響という点を考えると、私どももかな
り深刻に問題として受けとめていた次第でござい
ます。

○鑑治委員 適格性を欠く教員というものが問題
にされるといふことは、採用段階での選考の方法
にやはりちょっと不十分な点があるのではないか
なというふうに考えることもできるわけございま
すが、何らかの改善措置というものはとられて

いるのかどうか、この点についてお尋ねをいたし
ます。

○加戸政府委員 各都道府県教育委員会、指定都
市教育委員会におきましては、教員としてふさわ
しい資質能力を備えた人材を確保するために、各
県にそれぞれの教員採用、選考の改善を図ってま
いってきているところでございます。特に教員と
しての適格者を採用するためには選考においても
多様な方法が行われておるところでございませ
う。その資質を多角的に評価するために、例えば
適性検査の実施などについて積極的な取り組みが
なされているところでございます。

ちなみに数字で申し上げます、昭和五十七年
度におきまして都道府県指定都市五十七のうち適
性検査を実施しておりましたのが三十市市でござ
いまして、六十三年度におきましてはそ
の数が四十八市市までふえておるわけございま
す。さらには、昨年度からも幾つかの県におき
まして教員採用試験の改善のための諸課題につ
いて実践的な研究を進めていただいているところで
ございまして、こういった研究結果も踏まえつ
つ、さらに教員の採用の改善が図られるように指
導してまいりたいと思っております。

ただ、事は、こういった適性検査等の実施ある
いは面接によって人物を判断するといふいまして
も、短期間の多数の志望者によります倍率の高い
選考でございまして、こういった研究が確定的
にこれがいいと出ることが出るとはなかなか思え
ませんけれども、少なくとも今までは適格者
確保のための研究をしていただき、また努力をし
てまいりたいと思っております。

○鑑治委員 各教育委員会では一たん採用されま
した適格性を欠く教員についてはどういふ対応策
を講じていらっしゃるのか、これもお尋ねをいた
したいと思っております。

○加戸政府委員 なかなか表面上は出ない問題で
ございまして、私どもも各県の担当者の方々と
とざっくばらんなお話し合いをさせていただき
と、一番問題にしておりますのはこの適格性を欠

く教員の対応の問題でございまして、そういった点
はそれぞれの任命権者において深刻に問題意識を
持っておられる事柄でございまして、一般
的に申し上げますと、適格性を欠く教員につきま
しては、学校や教育委員会におきましてその実情
を的確に把握し十分な指導を行うということのは
か、必要に応じて、例えば授業時数を軽減
してあげるとかあるいは教育センター研修所にお
きまして研修等を行うとか、さらには、場合によつて
は休職あるいは免職等の分限上の措置を講じてい
るということもございまして、このほか、各県にお
きましては、それは一部の県でございまして、相
談機能を充実するとか、あるいは校長、教頭等の
管理者に対する精神衛生に關します研修の実施
等、種々の対応策は講じているところでございま
して、また、今後とも教育委員会、学校が密接な
連携をとりながら適切な対応を行うように指導を
する考えでもございまして、

しかしながら、この問題はそういった今まで申
し上げたような事柄では基本的には解決できない
なかなか悩ましいところがございます。一方におきま
して、教員の人権の問題とかかわりがあるわけでござ
います。一方におきまして教育を受ける側か
らの苦情その他もございまして、その調和という
ものをどうやってとればいいのか、真剣に取り組
んでいかなければならない大きな問題であると認
識をいたしております。

○鑑治委員 この問題をあえてどういふふうにお
聞きしているのは、本来からいえばさわりなく
い、確かに個々の人権に關する問題で、こういった
議事録に残る場で質問していいのかわりか迷った
ような問題でございまして、私もあちこ
ち現場を回っておりますけれども、いろいろな
ところで、時々そういう話をよくお聞きするわけ
です。

私が思うのは、精神的な疾患を持って本当に病
気だと断定されておればこれまた別でございませ

形でひとつ考えられないものかということなので、すね。だからそういうことであれば、一年ぐらゐの中でそういう対応をするのであれば、どうぞ十年間たつたならば一度ぐらゐはそういうことは希望されても結構ですよ、できれば有給で、今八割ですが休職では出るようですが、それを適用した形でやれば一番いいのだらうと思ひますが、そういう形がとれないものか。あるいはまた、思ひ切つて休職三年間あるうち場合によつたらほかの仕事につく。教員をやつてゐるけれども、こういう仕事をちよつとやつてみたいと思つていたら、ちよつとそこに飛び込める余地もあつたという場合には、そういう教員以外のところで職についてみる、そこで一生懸命やる、それで二年か三年やつてみて、三年ぐらゐたつてもう一遍教員に返つてみようと思へば復職を許すという形でもよいやうなことはどうなのか。その中でもしもそつちの方がいいということになればそつちの方でずつとおやりになればいいわけだし、休職ということの制度をそういう形でうまく活用していく、そうすればそういうストレスの解消にもなるし、例えば子供さん相手にまだ対応できると思つておつたのがなかなか対応できなくてノイローゼになりかかつたとか、そういうところが、これがうまく活用できると、また新たな意味での気分転換となつて、教師としての職務に再び精勵できるといふ方向も考え得るのではないかなといふふうなことでございます。

これは提案でございますので、そういう考え方の中で、やはり教員の皆さん方にも研修だとか何だとか厳しくやるところはやらなければいけませんと思ひますけれども、反面、またそういうところの配慮というものもなさつていただきたし、する必要があるのでないかな、私はこういふふうにして御意見を承りたいと思ひます。

○加戸政府委員 たいだいま先生から傾聴すべき意見、しかも思ひ切つた御提言等も多々ちよつと見

したわけでございます。教員の海外研修等につきましては、そういう適切な研修の機会等を得られることを配慮すること、教員の資質向上の面からも重要だと考えておるわけでございます。現在、幾つかの県におきましては、休職という方法によりまして学校、研究所等の職務に関連があると認められる学術研究を海外または国内で行うことができるとされてゐる、これは数が非常に少のうございすが、そういう県もございすが、また一般的には、新教育大学へ現職教員を二年間修士課程に現職のまま派遣をするという制度も存在してゐるわけでございます。

なお、教員につきましてはそういう長期研修等のいろいろな施策は講ぜられておるわけでも、今先生お話がありましたやうな、例えば十年程度の一定の勤務経験を有する者に一年とか三年とかいう一定の期間の休暇を与えるというの、外国でもサバティカルイヤーというやうな制度で認められてゐるところもあるやうでございますけれども、日本の場合、教員についての御提言でございますましたけれども、これは他の公務員の制度と関連する事柄でございます、やはり公務員制度上の身分の問題としての措置に關係するわけでございますので、私も、御意見を承りまして、ちよつと慎重に検討しなければいけないことかなと思つております。色よいお返事ができないのは恐縮でございますが、先生がおっしゃいましたいろいろな方途等も含めまして、私も内部的にも十分考えさせていただきますと思つております。

○鎌田委員 きょうは、きょうお聞きしてのお答えですからまあその程度かなと思ひますが、何回も粘り強く、しつこくお聞きしていきたいなといふやうな気もしておりますが、ひとつ御努力をいただきたし。

条件つき採用の方は、特例でもつて一年間に延ばすという方は、ほかの公務員との關係があつても必要とあらば延ばしてゐるわけですから、この件についてはほかの公務員に気兼ねをするといふのじゃなくて、やはり教員といふのはまた特別である、特に子供さんの心を扱う、体も扱うのですけれども心も扱う分野といふものが大きいわけですから、やはりその分のストレスといふものは大変であらう、そういうふうな意味合いを含めてこれにぜひひとつ実現ができるやうに御努力をいただきたし、私たちが立法府としてお役に立つことがあれば労を惜しまずに一緒に実現を目指していきたいといふふうにも思つております、さらには、教員免許法の中でも、今度は、外で経験のある実力を持つた方が特別な免許で学校の中に入つてくるということもまた認めようという形に趨勢となつてきてゐるわけですね。だから、外からも入るけれども、今度は内の人も外に出ていって外からの空気を吸つてまた戻つてくるということもむしろあつていいのではないかなといふ気が私はするのです。特に、我々は、専門外のこと話を聞いているときに、その今やろうとしておることでありまして、やはりその専門だけということではなくて、特に教員の皆さんは幅が狭いということが一部には言われてゐるわけでございますから、そういうことを活用しながら何かできる方法があるといふなと思つておるわけでございます。ひとつ努力をお願いしたいと思ひます。

それから、これは最後の御質問にいたしたいと思つておりますが、これも提案でございます。こつちは少しは研修で締めつける方の話になるかわかりませんが、現職教員の研修が確かに今制度としてあるわけですが、どうも私はそれがあちまちましているやうな気がしてなりません。自分が実際に研修を受けたことがありません。実感として申し上げにくいのですが、どうも、いろいろお話を聞き、はたから見ても、ちまちまとして、いろいろな研修があつても、ちまちなしなやうな気がいたします。これも例えば、十年ないし十五年たちましたら全教職員にとか、今でも五年たつたらですか何日間かは研修があるとかいふ制度には義務づけられてゐるわけでございますけれども、これをもう一つ思ひ切つて、研修をするセンターといふんです、大がかりなものをつくつたらどうだろうか。例えばこれから大学を新しくつくるといふのは、大学生が六十七、八年前から減つてくるわけですから考えにくくなるだらうから、そのかわり、全国を七ないし十プロックに分けて、町中だと土地が高いから田舎の方へ少し引込んでいいと思つたので、空気のいい、環境のいいところで、大学を一つつくるつもりでお金をかけて研修センターを全国に幾つか、そういうプロックの中で一つずつ、それこそ大きなものをでんとつくつてしまふ。そして、一日とか二日とか三日とか十日とかいふやうな余りちまちなしたことを言わずに、一月月とか半年とか場合によれば一年とかぐらゐいそいで研修をやつてみる。今は大学の先生を含めて研究といふ分野は大変評価されるのですが、教えることの上手な先生は余り評価されない。そういう中で、教えることの上手な先生を招いて、小中学校でもそういう先生方をいらしやうと思つたのです。教科担任をさせたらベテランだ、管理職ではちよつと無理だけれども、性格的に合わないけれども、そういう方面で教えることについてはすばらしいといふやうな先生を随分見てきております。ですから、そういう先生の中で優秀な方をその講師ぐらゐに据えてしまつて、待遇もよくしてやつて、そこで大がかりに情報交換等、いろいろな先生方の経験を持つた方々が十年ないし十五年ごとに、そこはいろいろ検討すればいいのでしようが、一定年月を経たならば必ずそこに一度は行つて、あらゆる地域の人が集まつた中でみんな研修し合ふ。それこそ百人、二百人とかいふやうなやちのじやなくて、場合によつたら何千人ぐらゐ入つて寝泊まりができるやうなところをつくつて、研修を思ひ切つて伸び伸びと本當にいい形でやれないものかな。私も門外漢がえらい大それた言ひ方をしておるのかもわかりませんが、研修についてはもつとも腹を据えて大がかりに、しか

○嶋崎委員 そのような観点から、我々は「資質能力」というものを大きくばにますつかんでおきましょう。お互いに共通したカテゴリーの内容をつかめないままにやっているやに思いますが、一定程度、あいまいであっても漠然とした共通項がありそうだなという前提で事を進めることにいたしますしよ。

さて、節が変わりまして、「現下の教育課題を解決し、また教育の質的向上を図るため、教員には、「ここで途中を省きますが、「使命感」「教育的愛情」「専門的知識」「これらを基盤とした実践的指導力などが求められております。」と書いておきますね。さて、「現下の教育課題」というものと今ここに書かれている教師の「実践的指導力」というものの関係について、大臣はいかなることを構想されておられますか。

○中島国務大臣 「実践的指導力」と書きましましたのは、ここにありますが内容をいたしてあります。ただ、「現下の教育課題」と申しますと、広く言えば、今までの教育のあり方が画一的ではなかったかと言われればそれは否定できない、したがって画一性から個性重視の教育、こういうものが打ち立てられております。したがって何が個性重視なのかということになりますと、社会自身が成熟度を増しますと社会が多様化、国際化、個性化をしてまいり、その社会の変化にみずから対応できるようなたくましく、心豊かな青少年を育成しよう、それが教育の新しい方向である、こういうふうに思っておりますので、それに即して指導できるような実践的な指導力、ここに書かれております四項目につけ加えれば、先生がおっしゃった「現下の教育課題」とどういふふうに連係するかという意味でつけ加えれば、そういうことであると私は考えております。

○嶋崎委員 この言葉は、「現下の教育課題を解決し、」で点が打ってある、そして「また教育の質的向上を図るため、」ですから、「現下の教育課題」というのを「教育の質的向上を図る」としたと

ころに問題があるので、それを「教育課題」と考えて「教育の質的向上を図るため、」と読むのか、それとも「現下の教育課題」といえば例えば入試制度にあらわれるような教育の問題もありましよう。また同時に、現場に起きてきているいじめやその他の問題もありましよう。つまり、現場に起きてくる学校内の教育課題、しかし学校内に限らない、これは家庭における教育ないしは家庭における子供のしつけその他と密接不可分、それらを含めて「現下の教育課題」と考えると、教師が「実践的指導力」を持って解決できるほどの今の教育課題は簡単ではないと思えます。したがって、いまここで言っている「現下の教育課題」を今大臣がお述べになった学校現場の中における教育課題的なものにとらえて、そして「質的向上」のために「実践的指導力」、こう読みかえるとすれば、読みかえられる日本語であるかどうかは別として、そういう共通の理解で入ることにはいたしましよ。

私は、教師が今から言う研修を行ったら、「現下の教育課題」のたぐさんの問題が解決できるという代物ではないと思えます。教師の今から行う研修によって教師の質が高まったらそれで現下の教育問題が解けるほど、今日の教育をめぐる状況は単純な問題ではない社会問題だ、これは臨教審答申に述べてありますから、お読みになったとおりであります。

さてそこで、「実践的指導力」という言葉、これもわかったようでわからない言葉であります。私に言わせれば、教育というのはもとに学ぶというところが非常に大切であります。もとに学ぶということなしに指導力は発揮できません。その場合に、「実践的指導力」という技術的な指導性の専門家ができて、もとに学ぶということがなければ「実践的指導力」とは言えないと思えます。したがって、専門的知識、教育的愛情、それから使命感という三つの構成要件を内容とする「実践的指導力」とすれば、もっと「実践的指導力」には形容詞をつけるか中身を膨らませる必要があると思えます。ここでは議論はいたしません。

さあ、次は少し議論をいたしましよ。さて、次のパラグラフ、「このような教員としての資質能力は、教員の養成教育のみならず、教職生活を通じて次第に形成されていくものであります。」これが前文ですね。「その場合、教員自身が研さんを重ねることによってその資質能力を高めていくことが基本となることは、もとよりであります。」と書いて、「が」がついている。「もとよりであります。」ここで「が」が大事件なんです。「これとともに、教員の任命権者が教職生活の全体にわたって適切な研修の機会を提

供することが必要であります。」これは抽象的に言えばこのとおり。これは教育の法制でいったらどこの条文の何で書いてありますか。

○中島国務大臣 これは、御指摘であれば教育公務員特例法の第十九条並びにその二項であると思えます。

○嶋崎委員 さてそこで、そこから入りましよ。教育公務員特例法の第十九条は、「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」と書いてありますね。「研究と修養」です。さて、今から問題になる、「一言で言う「研修」とは、第十九条第一項に言う「研究と修養」を含めた「研修」という意味ですか。

○中島国務大臣 この第十九条は、ここで書きましたように、先生がわざわざ御指摘になりましたように、「もとよりであります。」これとともに「もとより」でございませぬ。その「もとより」でございませぬ、これとともに「もとより」でございませぬ、第十九条の二項と同じものか、こういうことだろうと思えます。

研究と修養に努める、こういうことであるかと思っております。これは「絶えず」という言葉がございませぬ。第二項は、それに対して、「任命権者は、教育公務員の研修について、その施設、その方途、その計画を立てて、その実施に努めなければならない。」ということでありませぬ。絶えず研修に努め、そういうものの方向性あるいはそういう施設、どのように研究、修養に資するかということを計画を立てて、そしてそれに努めなければならないという義務規定である、このように考えております。

○嶋崎委員 僕が聞いているのは、その中身の二項、二項は別のときにやりましよ、今から我々が問題とする教員の「研修」という言葉です。第十九条第一項で言っているところの「教育公務員は、その職責を遂行するために、」職責です、責務じゃありません。これはまた後で議論しましよ。「絶えず研究と修養に努めなければならない。」この「研究と修養」の二つを含めて「研修」と呼んでいるのではありませんか。聞いています。いかがですか。

○加戸政府委員 ちょっと、法律技術的なことなので私からお答えさせていただきます。教育公務員特例法の第十九条第一項で「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」ここで書いてあります「研究」と「修養」は、十九条の見出しが「研修」となっておりますように、いわゆる「研修」の内容をブレイクダウンした形で「研究」と「修養」と書かれています。したがって、十九条の二項は、教育公務員が絶えず研修に努めなければならない一般的な責務を地方公務員よりも付加して規定をしております。つまり、国家公務員、地方公務員の場合におきましてはこのような規定はございませぬ。「勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。」そして、そのような研修は任命権者が行うというのが地方公務員法の規定でございませぬ。特例法は、一般の地方公務員に比べまして

限定をしたとしてもその職責にある間、「絶えず

教育公務員は「絶えず研究と修養」縮めずれば「研修」に努めなければならぬという、教育公務員としての責務を規定したものと理解いたしております。

○嶋崎委員 要らぬことを答える必要はないんですよ。私が聞いているのは最初お答えになったことで済んでいるのですから、時間がむだです。地方公務員法の関係は今すぐ第二問で質問しますから、そこで簡潔に答えてください。あなたが言わんとしていることは皆質問の中に入れてありますから。

十九条の「研修」というのは「研究」と「修養」です。さてそこで、「修養」というのは何でしょうか。

○中島國務大臣 先ほどの資質と能力に關係するわけではありませんが、「研究」と「修養」というふうに分けましたのは、教育公務員の方々が教育に對しまして知見を広く広める、あるいはその職責にある者についてその分野の研究をする、そういう分野。「修養」となりました、先生おっしゃいますように、教育基本法にありますように「人格の完成」、こういうものを目指しましてそれが、「ともに学ぶ」とおっしゃった、大変いい言葉をおっしゃったと思っておりますが、そういう意味で、限られた分野あるいはその研究というのではなくて、おのれの人格を完成するためを含めた修養。そういう意味で「研究」と「修養」とをあえてここに分けて、第十九条では括弧で「研修」とくくってありますけれども、「研修」を強いて分けられその二つになるということを示しておりますのであらうと理解しております。

○嶋崎委員 昭和五十一年、最高裁の大法廷では「教育」というものを実に簡潔に説明しております。教育は「人間の内的価値に關する文化的な営み」この規定しております。つまり、教師が子供たちに接觸していくときに、人間の内的な価値を引き出すために文化的な営みを行うのが教育の意味だ、いろいろな議論があつたけれども、最高裁大法廷は裁判の結果こういうふうに集約した

規定をなさつて判示されているわけですから、教育というものは文化的な営みでありますから、その意味で研修、研究といわば教養ともいふもの、これが非常に重要になってくるわけでありまして、ですから、広い文化的教養を持つようにならなければならぬということですから、それはあくまで教師の自主的な研修によつて広がつていく部分であります。行政研修で皆さん方が企画をして、教育センターに行つて接觸して教育の実践的指導力を学び考えるだけではとてもその能力は身につかない、幅広い人間の内的な要求が重要であるということ規定しているのだというふうな理解しなければならぬと思つております。

さてそこで、大臣が先ほどおっしゃいましたこの十九条の第一項は、「絶えず研究と修養に努めなければならぬ」努力しなければならぬ規定いたしております。「教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方法その他研修に關する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。」と言つておられるのです。

さて、ここで第一項と第二項の關係であります。その前にお聞きしますが、先ほど局長が言いましたけれども、地方公務員法のいわば研修規定と教育公務員法で言う研修とはどこが違ひますか。

〔鳩山(邦)委員長代理退席、委員長着席〕

○加戸政府委員 地方公務員法におきましては、「職員には、その勤務能率の發揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。」と規定しております。これは地方公共団体の能率的な運営に資するという観点からの研修を受ける機会ということでございます。その研修の前後に目的が書いてあるわけでございます。つまり、勤務能率の發揮、増進のための研修と私どもは理解しております。その研修の内容が若干、研修そのものの言葉というよりも、勤務能率の發揮、増進のためにという修飾語がかかっている

ますために、二項で「前項の研修は、任命権者が行うもの」とされております。「前項の研修」というものの「研修」の内容は、狭いものとなつておると思つております。一方、教育公務員特例法の十九条につきましては、「その職責を遂行するために」でございますから、書き方が、「勤務能率の發揮及び増進のために」というよりも、「職責を遂行するために」という目的語によりまして、感覺的に少し広がつておるのではないかと私は理解をいたしております。

そこで、ここで言つております「絶えず研究と修養」と言つておられる内容は、地方公務員法で「任命権者が行うものとする」とされておる研修よりも広い内容を持ったものが、教育公務員が「絶えず研究と修養に努めなければならない」内容であるかと理解いたしております。

○嶋崎委員 地方公務員法で言つておられる「能率」というのは、行政学上の行政能率というものを想定した、これがいわば研修ですから、専ら行政研修が基本なんです。それでいいのです。ところが、教特法十九条は「研究」といわば「修養」なものでありまして、極めて独自の研修の特殊な理解というものを位置づけたというふうな、この法律の趣旨を読むべきだと思つております。

そこでお聞きしますが、この十九条は学問の自由と關係がありますか、ないですか。

○加戸政府委員 教育公務員特例法におきましては、教育公務員が「絶えず研究と修養」に努めるといふ、研究すべき内容あるいは研究しようとする内容といふものにつきまして、憲法との關係は直接はないものと思つております。

○嶋崎委員 さあ、それでしようか。憲法二十三條に言う学問の自由に基づいてつくり出されたその研究の成果といふものは、そのまま教師の研究の中に取り入れる努力をしなければならぬし、また同時に、学問の自由の中で問題にされる文科系の教養に相當するような多くの研究成果といふものも、また知らなければならぬと思つております。例えば人類の發生。子供たちに、人間は背腹は

いになつていたんじゃないかな、わからないけれども。そのときに、人類学や考古学といふものについての最低の研究成果について共通の認識に持つておるものについて、教師は一定程度の理解度を持つていなければならぬでしょうね。例えば健康の場合に、御承知かどうか知りませんが、こうやって手を動かすのと前かがみで手を動かすのと、肩の作用は全然違います。整形外科の常識です。私は肩が痛からずわかるのです。それはなぜかという、人間は背腹はいいなつていたということから、二本足で立つていつたときに起きる体の整形の構造の変化といふのは、もう人間の常識になつておる。そういうものを言へば、子供たちの姿勢の問題から始まり、子供たちの運動のあり方といふものが子供の心身の成長に非常に大きな影響を持ちます。

ですから、単にここで言う「研究と修養」といふ問題は、学問の自由と無關係だといふ局長の理解は、これは平行線です。皆さん方の有権者は「いい」と言つてきたのです。小中高等学校にはありません、これは大学ですと言つてきたのです。しかしこの考え方は、私は基本的にはそうではないという理解です。イギリスのアカデミックフリーダムは、小中高校を含めてこの学問の自由という問題を前提にしていることは、御勉強なさつておられるから御承知のとおりでしょう。

さて、こういうふうな考へてみますと、十九条の第一項に言う「研究と修養に努めなければならない」教師、公務員の場合は努めなければならないんです。こつちは努めなければならないんですよ。公務員法とはその規定が違つておられます。したがひまして、教師は子供たちと接していくために、絶えず研究と修養のために努力をしなければならぬという意味で、自主的に研修をしていくという、自主研修と教育法学では言われておる権利がここに認められておるといふ理解を私はいたしますが、大臣いかがですか。

○中島國務大臣 そこが先ほどから申し上げておるところでございます。十九条の一では、自主

研修という意味を主に書いてございます。「もとにも」と申しましたのは、その第二に、今度は任命権者はその実施に努めなければならないという責務を書いているわけでございます。この二つが両々相まって行われるところに意味があるというので、この提案理由の中で「が、これとも」といふ言葉でつなげた理由はそこでございます。

○嶋崎委員 二つがつかないでいいんです。いいんですけれども、私が質問したことにお答えになってない。第一項で言っているのは、教師の自主研修権と称せられる教育権の問題が基本にあるよと。そうしますと、第二項の教育行政が対処しなければならぬことに対して、教師側は要求する権利もあるし、つまり自主研修を可能にする条件を行政に援助してくれということをお願いすることを意味し、同時にまた、行政側はその研修を可能にするように努めなければならないというふうな二項は書いていますと私は理解いたしますが、いかがですか。

○中島國務大臣 その意味は、先ほど申し上げたことの繰り返しになると思いますが、その第十九条というのは、あくまでも第十九条一と二と分けておるところでございます。それは権利と義務、両方ここにあるということでございます。ただ権利だけをここに書いたものではない、こういうふうな理解しております。

○嶋崎委員 ここだけで議論してはまずと時間をとりませんからやめますが、一項、二項の意味は、他の公務員法と比べてみるとおわかりのように、片一方の研修は任命権者が行う研修なのです。これは、まず教師の絶えず努力しなければならない目標をきちんとたて、それに対して行政は企画したりサポートしたりするような形でつまり努力しなければならぬ、こう書いてあるわけですね。そういう意味で、権利と行政上の義務が規定されているという理解で対応していくことにいたします。

もとで行政が行う研修、今までいろいろ全国的にたくさんトラブルを起こしてきた経過があります。この行政研修というのは、今言った教師の自主的な研修権とどのような関係があると理解されていますか。

○中島國務大臣 御質問でございますが、先に政府委員から答弁をさせます。

○加戸政府委員 地方公務員法の規定におきまして地方公務員の研修は任命権者が行うこととされておるわけでございます。一般的に行政サイドで対応する研修は地方公務員法の規定に基づいてございまして、教育公務員特例法はこの地方公務員法の規定を排除しておるわけはございませんで、十九条一項は教育公務員の「絶えず研究と修養に努めなければならない」責務を規定したわけでございますので、ある意味では、この十九条一項に基づきまして教育公務員が行います「研究」と「修養」は、自主的研修もございましてそれから地方公務員法の規定に基づいて任命権者が行う研修もあるわけでございます。いわゆる根拠規定が何によるかということの違ひはございまして、十九条一項で「絶えず研究と修養に努めなければならない」内容は、自主的研修並びに行政研修の双方を含むと私どもは理解いたしております。

○嶋崎委員 だから、大法廷はこの判決のときに大変苦労をしたのですよ。今のような行政側の有権解釈と教育学説並びに判例に基づく考え方が対立したままになっていて、大法廷は折衷案として昭和五十一年の御承知のあの最高裁の学テ判決を下すことになるのです。ですから、おっしゃる通りに、私は何も今私の考え方を押しつけようと言っているのじゃありません。しかし、これは、教育研修というものの位置づけをめぐって、大変大事な争点になる大きな法の理解の問題だということをおし上げておきたいのです。

さてそこで、行政研修に対して、教師はその指導助言に対して批判することができますか。

○中島國務大臣 これは基本的には、今政府委員

からも答弁をいたしましたように、第十九条の一項の研修というものを二つに分けてはございませけれども、「研究」と「修養」と分けておりますが、この十九条の規定の第一項にありまして「研修」は自己研修と行政研修を含めたものである、こういうこととございませるので、双方相まって行われるべきものであります。

○嶋崎委員 だから、わざわざ第二項は、行政研修は教育の自身までコントロールし得るような性質の行政の研修であり得るのかどうか、この適法性が問われているのが我が國の教育裁判なのです。ですから、私は、教育学説や判例に基づいた考え方が基本だと思っておりますが、皆さんは行政側の有権解釈をなさるでしょう。その違ひがあるが、事研修という問題の基本を考えると、これは、教師の自主権というものの、自主的な研修権を認めたと行政がそれを援助する、サポートするという性質のものであって、行政が研修の主体になるということはできないと私は理解をいたしております。

例えば、学習指導要領を法規のように貫徹させようとする講習会は、行政研修の補完性、つまり教育研究に対してそれを補完していく補完性に沿うのか沿わないのか、これもまた今の教育の中で大変に争われている問題であります。これもなかなか結論が出ません。しかし、このように教育の内容について行政が主体となって研修をする、それは一般公務員の研修、能率の問題にする研修問題であって、教育公務員法で言うところの教師の研修には出過ぎるものである、それは適法とは言えないおそれがありますよというものが、今日まだ結論は出ていませんが、慎重に対処しなければならぬ一つの見解だ、こう理解すべきだと私は思いますが、いかがですか。

○中島國務大臣 まさに先生がおっしゃったように、学校における教育というのは、学習指導要領に基づきまして各学校において編成される教育課程に従って行われてまいりました。したがって、教育の自由というのは、先ほど憲法の学問の自由を敷衍しておっしゃったわけでありまして、したがって自由に教育する権利を有するという御主張ももちろんあることは存じておりますが、しかし、国が必要かつ相当と認められる範囲で教育内容について決定する権能を有するということは、昭和五十一年五月二十一日の最高裁判決調査判決の示すところでも明らかであるというふうな承知をいたしております。

○嶋崎委員 回答になっていませんけれども、まあいいです。ここで意見の相違はあつていいのです。対立したまま行きましよう。行政側から見た皆さんの研修の正当性を主張し得るようには法を解釈して運用する、それに対して私たちが方は、憲法の学問の自由とそれから教育権の自由は密接不可分であり、そして、小中高においても学問の自由というものを前提にしなければ教育の自由と自主権はあり得ない、こういう対立した構造の中で今からの議論に入っていくしたいと思います。

そこで、教育公務員特例法の今度二十条の第二項が問題になります。校外自主研修という問題、校内では学校の中です。校外のいわば自主研修をどのように法律は制度的に保障しておりますか。

○加戸政府委員 教育公務員特例法におきましては、二十条の二項で勤務場所を離れて行う研修のことを規定いたしております。これは授業に支障のない限り、本部長の承認を受けて、勤務時間中であっても学校外で研修ができる根拠規定でございます。校内におきましてはこのような規定は直接ございませぬけれども、本人が勤務に支障のない限り、自分の職責遂行のために必要な研修をみずから行うということは、本来の勤務に支障がない限りは当然に許されることとございまして、二十条二項はそういう勤務場所を離れた研修の規定でございますので、校内についての直接の規定はございませぬが、自分の本来の職責遂行に支障のない限り「研究」、「修養」を行うことは許されると思っております。

○嶋崎委員 そんなことを聞いてるんじゃない

の二十条の二項は、「教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、校長さんの承認を受けて、まず学校が基本で、その承認を受けて、「勤務場所を離れて研修を行うことができる。」それで第三項で、「任命権者の定めるところにより、現職のまま、長期にわたる研修を受けることができる。」つまり学校の外で行う研修についてはかなり積極的な校外の研修を認めておるが、これにはまた教師の自主的な研修を中身としながら、ある意味では、この二項を読みますとわかりやすく「本属長の承認を受けて」ですね。「承認を受けて」というのが大変重要な意味になってきます。今、初任研を言っていないのですよ、まず教師一般の研修をきちんとし、その上で初任研の場合はどうなる、こういうふうな位置づけをおかないと、こっちゃんに議論していると、はつきり問題が整理されませんから。ここで言っている二十条の二項は、「本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。」この場合に、その承認の中身をどう理解しますか。研修計画を長に出して、そしてこのようにやりますという吟味をして、校長の裁量に基づいて判断を出かけますか。いかがですか。

○加戸政府委員 勤務場所を離れて研修を行う場合の本属長の承認でございますが、これは本属長が承認する際にかなる条件を付するかによって異なるわけでございます。

例えば、この二十条二項を根拠として自宅研修等が行われるわけでございますけれども、一般的に申し上げまして、公務員につきましては職務専念義務がございます。その職務専念義務を除外する根拠規定がこの二十条二項でございますから、給与を受けて、かつ、職務以外のことに従事するという場合は、一般的には他の公務員には認められていない制度として教育公務員に認められているわけでございますので、その場合、例えば夏季休業期間中のような長期休業期間に自宅研修という形で、勤務場所を離れて自宅研修を行う場合につきましては、それが実態的に、実質的に本人

の勉強になる研修を行っていただくかどうかという意味におきまして、例えば一定の計画を出していただく、あるいは事後の報告を求めるといことが、特に長い場合の自宅研修等につきましては、そのような本属長の承認の条件として付されているケースが多いと理解いたしております。

○嶋崎委員 この法律の「長の承認を受けて」という意味は、自主的に研修の計画を自分で立てて、そして、さあ、これで行きますよという、ある意味では形式的手続事項なのです。しかし、勝手気ままなことをできるはずはない。現在まで行政で皆さん方が認めている中身という、自宅研修、それから定例研究会、これは皆さん方行政では認めてきたことです。そのほか、学会さらには民間の教育団体、そこで一つ問題になるのです。組合の教研が問題になるのです。

そこで、ここで言っているこの承認という場合の扱いについて、今まで言った前者の場合、自宅の場合であれ定例研究会であれ、学会や民間研究会、学会、こういうのは通告で大体みんなパスなのです。もちろん自宅のときに、朝から晩まで家へ帰ってひっくり返って寝ているようなことを出すわけがない。ですけれども、それにはおのずから、公務員の専念義務がありますから、それには一定の本人の努力と限界があることは言うまでもありません。

さて、そうしますと、この場合の長の承認という意味が非常に重大に現場ではなるわけでありまして、学校の先生方が校外の研修というものに出かけるときに、自分で研修の自主的な研究計画を立ててそして校長の承認を得るんだが、そのときに、校長の承認だけが重要なのではなくて、校長の承認は形式的だという意味は、職員会議が重要なんです。そのときに、教師全体が集まって、そういう研修が自分らの仲間の中でいいか悪いか、例えば長期の時間に一定程度出ていくというようなどの了解を得なければいかぬでしょう。それが「協同」というものです。先ほど局長もおっしゃっ

たでしよう、指導教官も現場の教師たちと協同でおっしゃいました。これは後で問題にしますよ。だからそういう意味で、協同ということに置きながら、同時に自主的な研修計画をこの法に基づいて承認事項として処理させていくという法の趣旨は、これまた校外自主研修権というものをここで実は認めてきたのが今までの考え方である。もちろん長い間、教育センターをつくった、理科研修センターをつくった、五十年代から皆さん方がいろいろな研修のための条件整備をなさってこられた、それで、そういうところいろいろな研修が行われてきたこともみんな承知の上で、それにもかかわらず、そういう条件整備をやっていたが、やはり研修は、教師の自主研修を前提にした上で運用していこうという慣行や考え方がこの法の中にあつたと私は理解しますが、いかがですか。

○加戸政府委員 残念ながら嶋崎先生のお考えと私どもの考えとは違うようでございまして、あくまでも地方公務員の場合には、住民あるいは国民の税金によって負担された、そしてそれは勤務時間における勤務を遂行することを前提としているわけでございます。それを研修の場合に、二十条二項によりまして研修ができるというゆえんのもの、一つには、ここに書いてございませう「授業に支障のない限り」ということでございますが、と同時に、「本属長の承認」と申しますのは、当該職員が行います研修が本人にとって有益なものであるか、あるいはその研修が学校、勤務場所を離れるということについて、国民の目から見ても納税者の目から見ても当然の、教員の自主研修を認めるべき性格のものであるかどうかという諸般の事情を勘案しながら、国民の負託を受けて教育を遂行する教員が、そういう資質能力の向上のために役立つか、あるいはそれは国民の目から見ても妥当なものであるか、そういうような観点から総合的に判断して、いわゆる責任を負う本属長がみずからの判断と権限において承認をする事柄ではないかと思えます。

ただし、この二十条二項の規定は、十九条一項で教員が「絶えず研究と修養に努めなければならない。」というその一般的な責務を受けて、その責務が果たせるように研修の機会を与えようとする規定でございますから、そういう意味では、一般の公務員に比べて教育公務員に大幅な研修の機会を与えようとした趣旨であることは事実でございますけれども、この制度があるがゆえに教員の気持ち、自主性、自由な判断において独自の行動が当然に認められるべきであるという考え方は、文部省としてはどうしていいいところでありませう。

○嶋崎委員 今の学校の外における自主研修の制度的保障をめぐって、皆さん方は、やはり公務員の専念義務免除の一形態という理解をしているのです。これは有権解釈です。私たちは教育法学説並びに判例に基づいた判断をいたしております。

御承知のように昭和四十四年三月の松江の地裁判決は、「教育公務員の研修は、その職務の特殊性、並びに一般に研修が本人の意思に反して行なわれる場合は十分な効果を期待できないこと、教師の期待にこたえられないような研修は十分な効果を期待できないこと、教育公務員特例法一九条、二〇条が教育公務員の研修につき自主性を基調とし、これを奨励するため任命権者に研修計画の樹立とその実施を命じていること等に鑑み、事前に当該教職員の意向を確かめ、その意思を尊重して実施することが望ましい。」という、教育行政のあり方について、つまり教師の自主権に対して教育行政はこのような対応であることが望ましいという判決を下したのです。したがって、これも、あなた方の有権解釈と教育法学説や判例に比べて、あなた方の今日の考え方の間では争点になっている問題であって、皆さん方の行政の有権解釈のみが唯一の法の運用解釈だと断定するのは、余りにも権力による支配と言われる意味もまたそこらに含んでくるわけでありませう。ここでまた、教育基本法の不当な支配問題が重要になってきます。

御承知のように、これまた、教育法学説と判例は私たちの考え方が皆さんの意見の相違を明確に

しておりす。最高裁の学テについての判決は、教育基本法十條一項が「排斥しているのは、教育が国民の信託にこたえて自主的に行われることをゆがめるような「不当な支配」であつて、そのような支配と認められる限り、その主体のいかんは問うところでない」と解しなければならぬ。「憲法に適合する有効な他の法律の命ずるところをそのまま執行する教育行政機関の行為がここにいう「不当な支配」となりえないことは明らかであるが、他の教育関係法律は教基法の規定及び同法の趣旨、目的に反しないように解釈されなければならぬのであるから、教育行政機関がこれらの法律を運用する場合においても、当該法律規定が特定の命じていることを執行する場合を除き、教基法一〇條一項にいう「不当な支配」とならないように配慮しなければならぬ拘束を受けているものと解される」これが最高裁の学テ判決であります。だから、皆さん方の解釈は解釈として現にあるのです。我々とは意見が違ふ。しかし、行政による研修と対応をなさるときには不当な支配にならないように配慮するというふうにして法の運用をしなければならぬ、これが最高裁判決の趣旨であります。

したがいまして、学校の外における校外研修の自主権の問題についても、松江判決並びに今のような判決などを含めて、私たちの言う法の考え方、そういうふうな判決は判示しているという理解と皆さんの理解との間に相違がある。その相違がある中で、皆さんのやっていると違ふところはない、しかし適法でもないぞと言われようなことにについては慎重な対処をすべきである、それが公務員の行政の持つ中立性という問題です。

これはちよつと脱線しますが、先ほども馬場委員が言っていましたけれども、教育行政の中立性というのがありますね。そうしたら、教育の最高官が現職のまま政治的な立場を明らかにし、衆参二院制度という憲法の制度に一定の価値判断を下すようなことはこの中立性に明らかに違反している。私の例を申し上げます。私は国家公

務員でした。立候補することを決意したときに電話一本で教授会に辞表を提出しました。国家公務員の地位利用や、そういう大学における自分の研究の地位利用というところでやれば大学に迷惑がかかる。恐らく文部省は、私がそんなことをしたときは大問題にしたいでしょう。当時は井上正治問題とかたたくさん問題のあつたときですから、私は毅然と辞表を出して行動しました。それだけに高官がやっていると、まさに教育の政治的中立性ということに基本に据えなければならぬ、文行政の高官がそのような立場をとるときには、辞表を出しにたつて行動すべきだと私は思う。そういう意味で、馬場委員が先ほど言われたことについて、大臣も本気になって、これは人に言われてやることではありません、本人が自主的に辞表を出しておやめになるのが筋というもので、私自身は国家公務員でしたからそのように対処してきましたので、大臣、よく頭に置いて対処してください。これはちよつとわき道にそれました。

さて、与えられた時間が参りました。いよいよこの、今までの基本を前提にして、初任研適用の個別条項の理解に入りたいところでありすが、鍛冶さんが二十分ほど早くおやめいただいたその時間を持たせていただければあと二十分やります。私の与えられた時間が二十二分までなんです。だけれども、私はその関係で早く始めたのですが、委員長がだめだと言えやめませうけれど、委員長の判断をお願いします。

○中村委員長 あらかじめ各党の協議によりまして各質疑者の持ち時間を決めておりますので、嶋君には、持ち時間が終了いたしましたら質疑を打ち切つていただきたいと思ひます。

○嶋崎委員 それならば、来週次の委員会でも重要な法律事項そのものについて、現場の教師の側からすると、今度この法律が出たらどこまでがどう対応できるかという多くの問題点をばらんでいるので、それについて立法府が一定の解釈と判断を示すことは現場の教師たちが職場で対応していく一つの判断になるわけですから、そういう

議論はきちんとしてこの委員会ですべていただくように委員長に強くお願いをして、質問を残して終わりたいと思ひます。

○中村委員長 林保夫君。大臣初め皆様、御苦勞さまでございます。

教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その背景及び実情、さらにはこれからの展望につきまして、率直なお伺いをいたしたいと存じます。

教育のかなめはやはり先生といひますか、教師の皆さんであることは言うまでもなく、子供、児童生徒を愛し、教育に情熱を持つてくれた教師を確保することは、これはもう教育の前提条件でございます。また、今の教育改革の重要な課題でもございす。先般の臨時教育審議会の第二次答申や教職員養成審議会の答申においても、教職員の資質向上を図る、このための重要な政策課題として初任者研修制度が提案されておる、このように理解しておりますが、この制度を創設する目的なり精神は何か、改めて大臣の御所見を伺つておきたいと存じます。

○中島國務大臣 「教育は人なり」と言われまますように、教育者の資質の向上はぜひとも必要でございます。そのために初任者研修制度を御提案申し上げておられますけれども、これは初任者の実践的な指導力と使命感を養う、また幅広い知見を得ていただくということを一言で言えは目的といたしておるわけでございます。同時に、初任者研修を契機といたしまして、その初任者のみならず他の教職員の研修意欲が刺激されまして、学校全体の活性化が図られることもあわせて期待をいたしておるところでございます。そういう教師像によつて新しい児童生徒諸君が個性化、多様化の中ですくすく育つていただけるような、そういう環境づくりの重要な部分として御提案を申し上げます。

○林(保)委員 局長おられますか。――まず冒頭、この制度を実施いたしますとどういふ効果があるのか。よくなるという期待を持つてやっておられると思ひますが、事務的にどう御判断しておられるか、お答えいただきたいと思ひます。

○加戸政府委員 この研修制度が存在しない段階との比較でお答え申し上げます。この研修制度が存在しない段階と、いわゆる今の新しい教員になられる方々は、それだけの一定のレベルを持った学力を有して入つてこられるわけでございますけれども、最近の子供たちの多様化したそれぞれの個性に対応する生徒への接し方、あるいはその対応といふものにつきましてはまだ未熟な段階でもございすし、そういう点では豊富な経験を持ちます教員による指導によつて、自分の子供たち、児童生徒に対する理解を深め、あるいはその対応について実地について経験を積みまますことにより子供たちの中に溶け込んでいけるようになる、そういう意味で効果を一つ期待しておるわけでございます。

それから、校外研修、校内研修を問わず、いわゆる一年間の研修によりまして、教育に対する情熱なり使命感といふものを、先輩教員が持つていける心も受け継いでいただきまして、教育に対する真剣な取り組みが行われるようになるであらう。そういう意味では、子供たちに対します教育的な愛情、情熱といふものが初任者研修の期間を通じて養成されていくであらうということでございます。

さらに、技術的な話でございますが、初任者の場合には、いろいろなカリキュラムの組み方、あるいは教材研究、あるいは学習指導等におきましてもまだまだ不十分な段階でございますから、この初任者研修を通じて生涯の教員として自立して一本立ちしていくというふうな効果もねらつておるわけでございます。もちろん教員は学校生活の中で成長していくわけでございますけれども、少なくとも、初任者研修を受けることによりましてその自立なりあるいは教員としての適格性といふものを今までの教員よりもより早く、そして着実に身につけていくことができる、そういう

頭、この制度を実施いたしますとどういふ効果があるのか。よくなるという期待を持つてやっておられると思ひますが、事務的にどう御判断しておられるか、お答えいただきたいと思ひます。

は、初任者研修は五十七都道府県指定都市において全部試行をいただけるものと理解をいたしておられます。

○林(保)委員 大臣、今お聞きのように混乱する、何か大変なことが起こるといふ蓋然性が懸念される状況というのはいやほいや異常だと思えますね。それをどのように克服するか、この辺はそれぞれの意見の違いはあっても実務の問題でございますので、私はまさに不幸な事態になっておるなという実感を禁じ得ないのでございますが、大臣はどうお考えになりますか。もう一度現下の状況について率直にお答えいただきたい。

○中島國務大臣 そう杞憂されるような蓋然性があるということ、もしあるとすればまことに残念なことでございます。したがって、これは先ほども申しましたように、私どもは臨教審答申を得まして自信を持って御提案いたしておりますが、なおかつ、試行の中からいろいろな声を酌み取り、そして、それを実際に試行したところで確かに効果があったということ、また幅広く御意見を集約されまして、それが世論となりましてスムーズにここの試行が行われ、その試行を通じてさらによりよき形の初任者研修が実行に移りますことを期待し、努力をいたしてまいるつもりでございます。

○林(保)委員 最後に、実に淡々としてどういう措置をとられるかということをお聞きしようかと思つたのですが、たまたま加戸教育助成局長が今お触れになりました三月二十九日付の「教職員の服務規律の確保について」、過般の文教委員会であり議論になっておつたと思つたので、私も改めて一体どういふことなのだ、こういう観点で局長に常軌的な答弁をお願いしたいと思います。

まず第一点は、臨教審の答申におきましても、一部の教職員団体の違法な争議行為に対する反省が求められております。これは大臣に聞かなければならぬ問題かもしれませぬけれども、服務規律の確保をさらに図らなければいかぬ。新聞で見ましても、私ども国民の立場から見ましても、ある

問題が起こる、そうすると大騒動になりますね。そして、子供や父兄をほつておいて、教師と教育委員会あるいは地方公共団体あるいは文部省と対決が起こる。本来、愛情を持って学を深め子供を育てる場にあつてはならないことが起こつておられます。文部省はどうかという点が問題だと思つておられるのか。三月二十九日付の「教職員の服務規律の確保について」の概要をこの機会に、棒読みで読んでいただいても結構ですから、御説明いただきたいと思つています。

○加戸政府委員 臨教審答申は、一部の教職員団体の行動につきまして、関係者の自覚と反省を強く求めたいということをお申し立てしておりますと同時に、文部省に対しましてそれぞれ苦情といひますか提言をいただいているわけでございます。ある意味ではけんか両成敗のような書き方ではないわけではございませんけれども、そういう事柄、文部省の対応にもそれぞれ反省すべき点がないわけではございませんが、従来から教職員団体の行動によりまして学校現場で大きな混乱が起きておるといふ状況は、大変悲しいことでございます。けれども、昭和三十年代に入りましてから今日まで続いているわけでございます。

そこで、文部省といはしましては、法令に基づいて行動していただくということを基本といたしておるわけでございます。また私ども行政の立場でも、違法行為が学校教育の現場で行われるというところはできる限り避けたい、また仮に違法行為が起りました場合には、それに対する厳正な処分をとつていただくことを得ないし、そのことがまた再び学校現場に大きな混乱をいや増すというような結果にもなることを避けたいとの気持ち強いわけでございます。したがって、従来から、教職員団体におきまして違法なストライキ等を計画されあるいは指令が出された段階におきましては、文部省といはしまして、違法なストライキを行わないよう、かつ、違法なストライキが行われました場合には厳正な措置をとるようという通達を出してまいつたわけでございます。

さらに、いわゆる国政選挙、衆参両院の選挙あるいは地方統一選挙等におきまして、教職員が公務員法あるいは公職選挙法等の規定に違反するような違法な行為を行わないように具体的な行為を細部に示しまして、それに対する適切な対応を都道府県にお願ひしてきたという過去の事情があるわけでございます。

私ども、法によつて縛るといふことだけを本意とするわけではございませんけれども、教職員の行われております違法な活動につきましては、法を知らぬために教職員が行動に参加するあるいは行動をとられるということがないよう、法の規定に基づきまして適切な指導を行つてきたつもりでございます。

六十二年三月二十九日の通達は、文部省教育助成局長の通知でございますけれども、先生のお言葉でございますので、通知全文文を読み上げさせていただきます。

日本教職員組合は、本年二月一日から三日にかけて開催された第六十四回定期大会において、「教育臨調路線」と対決し、「初任者研修制度」、「教育職員免許法改悪」に反対するため、ストライキを含む全国統一闘争を組織し、不転の決意でたたかう等々を内容とする昭和六十二年運動方針を決定し、その後三月二十四日に開催された第六十七回中央委員会においても、臨教審関連六法案を阻止するため、国会審議の山場でストライキを含む全国統一闘争を組織してたたかう等とした当面の闘争方針を決定しております。また、昭和六十二年運動方針においては、今年度から実施されている初任者研修の試行阻止のため、集会、デモ、署名、決議などによる反対行動を行うこととしております。

いうまでもなく、公立学校教職員は次代を担う国民の育成という極めて公共性の高い職責を担うものであり、公務員たる教職員が争議行為を行うことは、法律で厳に禁止されているところであります。また、公立学校の教育公務員については、他の地方公務員とは異なり、その職

務と責任の特殊性にかんがみ教育公務員特例法により政治的行為が国立学校の教育公務員と同様に制限されているところであり、国の機関又は公の機関において決定した政策の実施、例えば初任者研修の実施を妨害するために、示威運動や署名運動の企画、指導等を行うこと、そのような目的を有する文書、図画等を発行し、回覧に供すること等は政治的行為に該当するものとして禁止されているところであります。それにもかかわらず、国民からの厳しい批判を無視し、ストライキ等の違法行為を含む闘争を行うとし、また、政治的行為の制限に違反するような反対行動を行おうとしていることは全く理解に苦しむところであり、誠に遺憾であります。

貴職におかれては、教職員が争議行為や政治的行為の制限に違反する違法な行為を行つたり、教育の政治的中立性を疑わしめる行為をすることにより、国民の学校教育に対する信頼を裏切る結果を招くことのないよう教職員の服務規律の確保に努められるようお願いいたします。

なお、貴管下町村教育委員会に対しても、このことの周知徹底について遺憾のないようお取り計らい願ひいたします。

今読み上げましたのが通達の内容でございますが、これを出しました趣旨は、この通達に書いてございますけれども、日教組の運動方針並びに中央委員会におきます外部に出されました決定に基づいて、各都道府県におきまして学校現場等におきまして、この運動方針あるいは闘争方針等を受け、いわゆる法を知らないがために違法な行為に及ぶことのないよう教職員に注意を喚起したわけでございます。一つが、六法案紛争のためのストライキに対しましては法律で禁止されている違法な争議行為をしないようにということでございます。二つ目は、初任者研修の試行が六十三年度五十七都道府県指定都市でスタートするわけでございますが、これに対しまして阻止闘争が行われる教育公務員特例法、それに基づく国家公務員法

並びにそれに基づきます人事院規則で定める政治的行為に該当する行為を行うことのないように、いわゆる人事院規則の規定をそのまま引き写して通知を流したわけでございます。

その中で、「公の機関において決定した政策の実施」のところに「例えば初任者研修の実施」という言葉を入れておられますのは文部省サイドで入れた考え方でございまして、それ以外のこの違法行為に關します部分は、人事院規則の条文どおりの規定を引いて周知徹底を図ろうとしたことございまして、私どもは、学校の現場におきまして法を知らざるがゆえに違法な行為に及ぶことのないように注意を喚起させていただいたということでございます。

なお、付言させていただきますれば、従来の通達と違ひまして、まだ運動の具体的な指令が発出されておられませんので、「厳正な措置をとられるよう」という従来の例文はこの中には入れておりません。

○林(保)委員 わざわざ読んでいただきましたのは、ほかでもございませぬ、本委員会では毎回この問題が大変重要な問題として議論されながら、一般の人にはわかっていない、こういう政治ではやはりいかぬ、こういうことからわざわざお聞きしたわけでございますが、局長、このような政治的な行為についての注意勧告というのですか、そういうものをどういふ問題のときにくださったか、実例をはっきりと示していただきたいと思ひます。

○加戸政府委員 過去に教育助成局長、教育助成局長がござります以前は初等中等教育局長でございませぬが、歴代の局長通知を出されていただいております事例が、一つは、例えば春闘あるいはその他の場合におきましてストライキの方針が具体的に決定されました段階、あるいはストライキを実施する蓋然性、可能性が高い場合等につきまして、「教職員の争議行為について」という題名で、違法な行為、違法なストライキが行われぬようにというこの通達を流させていたいただいておりま

す。それから、二つ目のケースが、先ほど申し上げましたように、衆議院選挙あるいは参議院選挙あるいは統一地方選挙等のようなケースでございまして、選挙が行われようとするたびごとに、当然のことではございませぬが、教職員団体におきまして特定の候補者を支持し、反対する等の行動が具体的な形で方針として決められました場合には、教職員が、またこれも法を知らないために、地方公務員法あるいは教育公務員特例法、国家公務員法、公職選挙法等の諸規定に触れる行為に及ばないような注意喚起の意味をもちまして、毎回の選挙のたびに具体的な事例を挙げ、行為につきましてその論拠を示し、通知を出させていただいてまいっているところでございませぬ。

○林(保)委員 そういったあれは、それなりの専門的な立場での御見解でなくて、私は常識として承りたかつたわけですが、言うまでもなく過日米議論になっておりますのは、今回の通知について一部に、組合の活動を不当に制限する、こういう趣旨での訴えが随分出たと思ひます。その根拠として憲法十六條の請願権というの憲法二十一条の表現の自由、ほかにもありましたかね、大体その二つが出ていたと思ひますが、それについて、今度は常識というよりも明確な法解釈をひとつ専門の立場でお示しいただきたいと思ひます。抵触するのかもしれないか、しないとすればどういふ理由か、これが多くの議論のポイントだと思ひますので、承っておきたい。

○加戸政府委員 文部省といたしましては、組合の正当な活動に対してこれを批判したり介入するつもりは毛頭ございませぬ。ただ、法令に違反する行為が起る危険性のあるものについての注意を喚起しているわけでございます。組合の活動を仮に不当に制限するといふ表現が当たっているとするならば、違法な活動を今まで行っていたということになるわけでございます。私どもは、違法ではない行動をとられることにつきまして、組合活動に毛頭関与するつもりもございませ

ぬ。今回の通知の内容は、いわゆる教育公務員につきましては、その職務と責任の特殊性にかんがみ、教育公務員特例法に基づきます国家公務員法並びにそれを受けた人事院規則で規定されておりますいわゆる教育公務員には制限されている政治的行為並びに、先ほど申し上げました地方公務員法の規定によつて禁止をされております争議行為そのものを行うことのないよう求めたものでございまして、このような行為を行うこと自体が法律で禁止されているところでございまして、公立学校の教職員が法によつて禁止または制限されている行為を行わないよう服務規律の確保を求めるとは当然のことであり、また今後ともその趣旨の徹底を図っていきたいと思ひわけでございませぬ。組合が法令の範囲内におきまして適法な行動をとられることに私どもは関与するつもりは毛頭ございませぬ。違法な指令等に基づきまして、教職員が知らずして法を犯すことのないようにということの注意を喚起しているところでございませぬ。

それ、今回の通知と憲法十六條並びに憲法二十一条との関係でございませぬが、ただいままでの御質疑で政府委員には答弁のチャンスを与えられませぬでしたが、今の御質問で答弁のチャンスを与えていただきましてありがとうございます。

憲法十六條におきましては、法律等の制定、改正等に関しまして何人も平穩に請願する権利を有するとしており、すべての国民に請願する権利を保障されているわけでございませぬ。しかしながら、今回の通知は、このような憲法上の請願行為としてではなく、教育公務員特例法によりまして公立学校の教育公務員について制限されている政治的行為、例えば国の機関または公の機関において決定した政策の実施を妨害するために示威運動や署名運動の指導、企画等を行うことのないよう、厳密な法令によつて禁止をされております範囲内において服務規律の確保を求めたものでございまして、何ら憲法十六條に定める請願権を侵害するといった内容のものでないことは当然でござい

ます。それから憲法二十一条との関係でございませぬが、憲法二十一条では「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と規定しておりますが、この表現の自由は、公共の福祉のため必要があるときには一定の制約が得ると解されております。このことにつきましましては、昭和四十九年十一月六日の猿払事件最高裁判決でも明らかにされているところでございませぬ。

行政の中立的運営が確保され、これに対する国民の信頼が維持されることは、憲法の要請にかなうものであり、公務員の政治的中立性が維持されることは、国民全体の重要な利益にかなわないといふべきである。したがって、公務員の政治的中立性を損うおそれのある公務員の政治的行為を禁止することは、それが合理的で必要やむをえない限度にとどまるものである限り、憲法の許容するところである。判決文としてはちよつと飛びますが、行政の中立的運営とこれに対する国民の信頼を確保するため、公務員の政治的中立性を損うおそれのある政治的行為を禁止することは、まさしく憲法の要請に堪へ、公務員を含む国民全体の共同利益を擁護するための措置にはかならないのであって、その目的は正当なものといふべきである。

とされ、国家公務員に対する人事院規則十四一七で定める政治的行為の制限は合憲とされているところでもございませぬ。

今申し上げましたように、憲法で許容されているのは請願の権利、表現の自由ということでございます。文部省としてはこれらに介入するつもりは全くございませぬし、現在憲法の範囲内におきまして制定されております法令を周知徹底するのが文部省の務めであらうかと理解しております。でございます。

○林(保)委員 今の局長答弁を聞きまして、これはまたこの委員会も異常なかなというところで逆

はまたこの委員会も異常なかなというところで逆

うに、一つの方法として複教頭制の問題もあるわけでございますし、また、教育職員養成審議会も、初任者研修に關します答申の中におきまして、「校内における研修指導体制を整備するためにも、主として指導分野を担当する教頭を新たに配置することについて検討する必要がある。」との指摘がございますし、今後検討する必要があると私も考えている事柄でございます。

要は、それぞれの学校におきまして適任者が得られるかどうか、適任者が得られない場合には、他校からそういった指導教員に相当する方を人事配置によって持つてきていただくとか、さまざまな工夫をしていただくことにならうかと思ひます。

○林(保)委員 それで、今回の改正案では非常勤講師の派遣制度というのを導入するという事になっておりますが、この構想をもう少し詳しく御説明いただきたいと思ひます。

○加戸政府委員 初任者研修の実施に伴ひまして非常勤講師を活用する道が二通りあるわけでございます。一つは、指導教員に校内で適任者が得られない場合に、退職されたベテランの、豊富な経験を持つ退職教員を指導教員として登用する場合、それは非常勤講師として発令する必要があるわけでございます。それから二つ目は、校内で指導教員を充てた場合に、定数措置がされている場合とされない場合がございますから、定数措置に該当しない場合につきましては、その補充教員という形で指導教員の穴埋めをするために非常勤講師を発令する、その場合も退職教員を非常勤講師として充てる。この二通りのケースがあると思ひます。

こういふ事柄につきましては、現在の制度上は、市町村立学校におきまして非常勤講師の報酬の負担は市町村の負担でございます。一般の教員は都道府県の負担並びに国庫半額負担でございますけれども、これが市町村の単独の財政負担になるわけでございますので、あるいは人材を市町村で得られないという場合もございまして、そういう意味で、今回の法案におきましては、市町村の求

めに応じまして、都道府県教育委員会が非常勤講師を市町村に派遣することによりまして、その非常勤講師として派遣された者が指導教員または指導教員の補充教員として機能していただく、その場合の身分は都道府県とし、かつ、金額都道府県の負担となるわけでございますが、二分の一の補助を試行段階においては講じているわけでございます。一種の非常勤教員と同様な措置を実質的に考へている、その趣旨が今回の法案としての非常勤講師の派遣制度でございます。

○林(保)委員 時間がありませんので急ぎまして、次に入らせていただきます。

そういうふうにして指導するグループができた、その場合に一番問題になりますのは、上がった、その場合に一番問題になりますのは、いわゆる校長、教頭などの管理職がリーダーシップをとって研修しなければならぬ、その範囲をどの辺に置くかという点を文部省としてはどう考へておられるかという点を聞きたいのでございまして、もちろん研修内容は大体こんな形で考へておる、検討しておる、これは細かく施行規則あるいはそのほか省令か何かに出てくるのか知りませんが、今考へておられます研修の内容、その辺を承りたいと思ひます。

○加戸政府委員 これからの学校におきましては、従来と同様以上に、初任者研修の実施を初めとしまして管理職の果たすべき役割は非常に大きいわけでございます。そういう意味で、校長、教頭先生を対象とした中央研修というものを文部省において実施しているわけでございますし、また、都道府県におきまして校長、教頭の研修の充実に必要な経費の一部を文部省から支出をするなどの施策を講じてきていただいております。

具体的内容としては、例えば教育指導と学校管理ということでございまして、現在の行政制度あるいは財政の仕組み、学校管理上の諸問題、学校経営の方法あるいは教育内容等につきまして、これからの教育課程の編成と展開であるとか、あるいは生徒指導の理論と実際、そういう事柄、さらには教育関係全般にわたります事柄等

もございまして、文部省において行っております研修は相当密度の高い、また内容の濃いものでもございまして、これは手前みそになるから余り申し上げませんけれども、少なくとも、これからの管理職の研修につきましては、管理職としての学校管理、適正な運営に資するための必要な事柄というものは、時宜に即して、また研修内容もいろいろ工夫し、対応してまいりたいと思ひております。

○林(保)委員 そうすると、研修内容についていろいろ意見があると思ひますが、先般の議論を聞いておりましたも、かなり都道府県や指定都市の自主性を尊重すべきだという意見も傍らにあると思ひます。それをどの範囲で指導教員が受け入れて、あるいは科目として、あるいは課題として文部省は課せられるのか、その辺のところも伺いたい。

○加戸政府委員 昭和六十二年度から行いました初任者研修の試行につきましては、各都道府県、指定都市それぞれノウハウを持ち合わせておりませんでした関係上、文部省の方におきましてかなり詳細なモデル案を送付いたしました、参考に供したわけでございます。各都道府県指定都市におきましては、これを参考としてそれぞれの県の実態に即した内容で初任者研修の試行を行っていただいているわけでございます。私も、内容的な意味では、本格実施の場合にもおよその共通点、この点が基本である、あるいは日数等はどの程度が目安であるといったようなガイドライン的なものはお示しさせていただきましたけれども、具体的な研修内容は、各任命権者側におきまして自主的に御判断の上、地域の実情に適合した研修を実施していただければと思ひます。

○林(保)委員 そういふことから、今度の法案を見ますと、「幼稚園等の教諭等に対する研修等の特別を定めること。」として、「幼稚園並びに盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚園の教諭、助教諭及び講師に採用された者に対する研修については、当分の間、初任者研修とは異なる研修を、任命権者が実施しなければならないものとする」と

いうことになっておりますが、ここにある「初任者研修とは異なる研修」というのを具体的に少し詳しく御説明いただきたいと思ひます。

○加戸政府委員 幼稚園の教員につきましては、当分の間、初任者研修と異なる研修を実施することとしたしておりますが、これは幼稚園の規模が非常に小なりございまして、一般的にそれに対応する園内の指導体制あるいは指導教員を得るということが極めて難しい実情もございまして、今後の幼稚園におきまして教職員体制の整備というのを待たなければならぬところでもございまして、また構成要素として教職員数が少ないということ、何年に一回しか新任教員がいないということ、あるいはまた市町村ごとでございまして、零細市町村になりますとそれそれまた人数が少ない、さらに、任命権者は市町村教育委員会でございますので、市町村教育委員会がそういった研修を実施するという事は極めて困難なことでございますので、今回の措置としては、そういった幼稚園教員に対しまして研修につきましては、任命権者ではございませんが都道府県教育委員会に責任を持って全県的な市町村立幼稚園等の研修を行っていただくという考へ方でございます。この研修につきましては、異なる研修といたしましては、教育職員養成審議会の方の御答申をいただいておりますが、その中では「当面は、幼稚園の実態等にかんがみ、都道府県教育委員会は、十日程度の園内における保育の実践に関する研修及び十日程度の研修会の受講など年間二十日程度の研修を実施することが適当である。」という御提言を受けているわけでございますので、現在のところ、私もこのような考へ方から従って幼稚園教員に対しまして研修の計画を立て、かつ、それに見合う財政的な措置ということを近い将来において講ずる必要があると思ひます。

○林(保)委員 続きまして、今回対象外になっております私立学校の初任者研修についてはどういう構想をお持ちでございませうか。

○加戸政府委員 申し上げるまでもございせんが、国立学校の教員のみならず私立学校の教員についても、その資質能力の向上を図ることは重要な政策課題でございます。しかしながら、私立学校にはそれぞれ独自の建学の精神や教育方針があるわけでございまして、ある意味では、県内の教育水準の一定の維持という観点から行いますような今の公立学校の初任者研修の場合と異なりまして、違う実態があるわけでございまして。そういう点では、教員の研修についてもそういった私学の実態を踏まえながら研修を実施する必要があるのでございまして、そういう点では私学側がどのような考え方でこの初任者研修に対応するか、設置者ごとのそれぞれの学校の実情に依りて、現在のところは公立学校の場合を参考にしながら自主的に判断して実施をしていただくということをご予定しているわけでございすけれども、もちろん、一つの県の中におきまして私学がたくさんございまして、例えば私学団体のような形でそれが合同して私学の研修をやるというようなケースが、あるいはそういった考え方の動向が出てまいりましたらそれに対する対応の仕方もございまして、さらには、私学の側におきまして公立学校の教員研修に参加してほしいという希望が出ますれば、それを都道府県側において公立学校の教員と一緒に受け入れて研修をする場合もございまして、それは実施の内容、方法等に依りて国や都道府県がその協力体制をしていくというところでございまして、しばらくは私学の出席といたしますか対応の考え方を十分踏まえた上で考えることにならうかと思っております。

○林(保)委員 矢継ぎ早でございすけれども、今度の初任者研修の実施に伴いまして、文部省は、国の予算としてどれくらいの金額を六十四年度想定され、都道府県その他の地方の負担が幾らぐらいになると想定しておられますか。率直にお答えいただけますかと思ひます。

○加戸政府委員 数字が確定してないので恐縮でございますが、仮定を前提とさせていただきますと、六十二年度、六十三年度で試行を行っております形態と同じように教職員定数を配置し、あるいは非常勤講師を配置するという前提に立ち、かつ、これは毎年度の新採教員の数によって左右されるわけでございまして、年度別の変動もございまして、また今後の教職員定数改善計画がどの程度の定数が確保できるかという他動的要因等もございまして、また年度途中の退職者を見込むものもかなり難しい問題がございまして、仮定の話として年間三万人、つまり六十二年度と同様な三万人程度ということでの新採教員を前提として、全校種についてすべて実施するという前提を置きました場合には、今の仮定条件の上で国費として人件費ベースで約二百八十億円、そして、国庫補助金を含めました都道府県の総財政支出額が八百億円程度になるのではないかと、今現在、国庫補助金も簡単な試算と申しますか大きざっぱな感覚で出しているところでございまして、今申し上げましたようにその前提となる条件がいろいろ変わると思ひますけれども、金額的に申し上げれば、今申し上げた金目からは何百億円も狂うということではないと思っております。

○林(保)委員 私が私立学校の初任者研修を実施するのにかどうかということを開きましたのも、大臣、こういう意見があるのです。研修に反対する人は別です。ところがこれをやりたいという人は、国立学校をやられると今せつかく私学がすぐれているとか横並びになつてゐるのにまた差がついてしまふな、こういう実感を漏らした人もおつたらそういうことになるような、まさに生徒は先生の反映でもありますし、そんな感じがするのでございますが、そうすると、そこにどういふ手を打つか。今すぐに私学の財政援助を強化しろとは言ひませんけれども、今局長がおっしゃった数字だけから申しましても二百八十億と八百億、それういたしますと一千億幾らになりますね。そうじゃないですか。

○加戸政府委員 言葉足らずで失礼いたしましたし

た。都道府県の負担額八百億円の中には国庫負担額の二百八十億円を含んでおりまして、例えば義務教育諸学校におきましては二分の一国庫負担でございまして、高等学校の教員に關しましては地方交付税で全額措置されておまして、これは都道府県の全額負担ということになります。八百億円の内訳として国庫負担額が二百八十億円になる見込みということをお申し上げたわけでございす。

○林(保)委員 それはそれといたしまして、私学助成が今二千億ちよつとですね。それに対して、初任者研修で今度ばつとつぎ込む。「教育は人なり」と言ひますけれども、大臣、やはりお金もなければできませんからね。そういうこと横並びをこれからどういふふうにとつていくのか。先ほど幼稚園の教員の場合も聞きましたけれども、学校の栄養職員や事務職員の問題もありません、養護教諭などの問題もありませんので、そこら辺の整合性について、局長、もう少し事務的な展望を、私学はいままでほっておかぬのだ、将来ある程度考えなければいかぬのだとかほつておいていいのだとか、それから今申し上げたような事務職員や何かをどうするのかとか、全体としてのレールアップを図る以上は片手落ちにならないような財政支出もしながらレールアップしていく、こういうことが大事だと思ひますので、その辺の事務的な見通しを伺ひたいと思ひます。

○加戸政府委員 教員の資質向上でございすから、国立のみならず私学も同様でございすから、あるいは教員以外の事務職員、あるいは今回養護職員等の研修の問題もそれぞれあるわけでございす。しかしながら、これだけの壮大な計画でございすし、先ほど申し上げましたような、今初任者研修法案で直接の対象としようとしておられる職種につきましても、附則で、財政上の理由その他によりまして校種別に段階的に実施していくということもございすので、そういう意味では、この校種別段階実施が完成した段階におきまして

の問題として、今申し上げました幼稚園の教員に対する研修をどうするのか、私学に対する研修の援助といひますか奨励方策をどう考へていくのか、さらには事務職員等の問題をどう考へるのか、という事情が大きな課題として残されておること十分承知してゐるところでございす。財政理由ばかりを申し上げて恐縮でございすけれども、少なくとも大きな理由としてはそういう財政負担の問題があるわけでございす。

なお、事務職員等につきましては、今回の初任者研修は、教壇に立つて子供たちと全人格的な触れ合いをするという点に着目して企画したわけでございすので、事務職員の性質上、事務職員あるいは養護教諭あるいは学校栄養職員に対する研修は、今のような初任者研修とは異なる形態の研修として構想されるべきであらうと思ひておられます。

○林(保)委員 いろいろございすけれども、そういう意味で、教育研修の体系化といひますか、さらにはまたその奨励策を、これを機会に、私の要望としてもよろしいのですけれども、もう一度教育界全体についてやつていかなければならぬと思ひます。笑話のようですけれども、研修する教員に対する研修も要りますよ、大臣。それから、それを任命する者、どういふ仕組みをつくるかという教育委員会その他の任命権者、校長もいすけれども、そういう者に対する研修もこれまた要るようなことになつてまいりますので、先般大センター構想も出ておりましたように、これはやはり長い目で見て、しかも文部行政の中できつちりとそれを位置づけてやらなければならぬ問題だ、このように私は思ひます。

そういう点で、冒頭申し上げましたように、やはり三年先、五年先にも見直しながら、これはただ口で言つてけんかするだけの問題じゃなく、実地によくならなければならぬわけですから、人が動き、物が動き、金も動くわけです、手当も要るわけですね。そういう点で、ひとつ大臣に、どういふ御発想で御行かになるか承りたい

と存じます。

○中島国務大臣 林委員おっしゃいますように、初任者研修の御審議をいたしておられますけれども、先ほど申しましたように教育公務員は段階的に自己の啓発と同時に行政研修というものが必要でありますから、生涯を通じてその職にある間、例えば五年、十年、二十年、こういうふうに分けて研修を行うべしという御意見もいただいておりますので、そういうことも含めまして体系化していくことは必要であらうと思っております。

また、先生おっしゃいますように、私学に対してもこれを進めたらどうか、こういうことでございまして、私学もこの研修を取り入れていくところもあるようにございますが、「教育は人なり」と言うけれども、それなりに私学の方でそれがいいとするならば、これから私学助成の方でも格段の配慮をすべきではないか、こういうことでございまして。これは与野党を問わず、そういう教育改革を中長期的に進める上におきましては、やはり公財政支出も考えていく必要がございますので、六十三年度は御審議いただき御了解いただいた経常費の中で行いますが、六十四年度を前にいたしましてさらに先生方の御鞭撻を得まして公財政の計上におきましても頑張っていきたい、このように思っています。

○林(保)委員 最後になりましたけれども、大臣、すばらしい初任者研修と言えらるのかどうかそれは別といたしまして、大臣、文部省、さらには教育関係者が一致して教職員含めてやるとしても、やはり社会の理解がなければどうにもならぬと思うのです。特に、先生の動きが激しくなりまして父兄の心配が出てくるおそれもあると思っております。したがって、先ほど読みましたいただきましたような問題一つとりまして、ちゃんとわかるようにしながらいかなければならぬと思っておりますが、それらについて事務局はどのようなお考えでいらっしゃるのでしょうか。

いは父母の理解を求めるといことは、大変重要なことでもございます。その意味におきましては、私もこの初任者研修の試行でどのような形で父兄、父母が反応されるかということは大変心配しておたわけでございますが、現在まで、対象教員、指導教員あるいは校長先生等からの意見を集約中でございますけれども、父兄からの反応が「ない」か、「理解が得られていない」というのが大部分でございます。もちろん少数、レアケースとしては父兄からの拒絶反応等があるということもございまして、そういう意味では確かに一部の反発等はございますけれども、私も初任者研修の制度の趣旨というものを理解していただく、一年間の措置でございまして、その成果が将来の三十数年に、これから続く子供たちの上にお返しができる、そういう意味で御理解を願いたいということも、国民あるいは父兄の方にも十分な理解を求めましてこの円滑な実施に入っていくたいと考えております。また、都道府県指定都市教育委員会のみならず学校におきましても、当然そういう地域、父母に対します理解を求める努力はされていると思っております。私は必ずや父兄の理解が得られるに違いないと確信いたしております。

○林(保)委員 重ねまして、内部のみの問題だけじゃこういふものはいかないのだということも強調いたしました。またの機会に質問も申し上げ、御提起も申し上げ、御意見を承りたいと存じます。きょうは、夜遅くまでありがとうございます。終わります。

○中村委員長 石井郁子君。

○石井(郁)委員 本日、異例の委員会審議になりました大変遅い時間になっておるわけでございますが、私が本日のしんがりということですが、これは順番でこうなっているわけでございます。お疲れがそれぞれ出ていると思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

質疑に入る前に、一昨日の委員会運営について一言申し上げたいと思っております。

文教委員会は日本の未来を担う青少年の教育を取り扱う委員会でございます。その委員会運営はあくまで民主的で、教育を語るにふさわしい場であるべきだ、そのように思っております。その意味からして、一昨日の運営と国立学校設置法の採決は大変遺憾であり、抗議を込めて一言表明したいと思っております。

私は、国立学校設置法については補充質問を行うべきだと思っております。このことを強く求めたいと思っております。

ただいま審議に入っている教育公務員特例法について言えば、徹底した審議を要求します。理事會で山原議員も申し上げているところでございますけれども、質疑時間については、さしあたって一人四時間、計八時間を要求します。

また、重要な問題ですので、参考人について、私もぜひ諸先生の御意見を聞きたいというふうに思っています。

このことを申し上げまして、委員長の見解を伺いたいと思っております。

○中村委員長 ただいまの石井君からの御提言につきましては、各党理事の方々と御協議をさせていただきます。また、御意見を伺いたいと思っております。

○石井(郁)委員 本日ずっと議論されてまいりましたように、教員の研修のあり方、またその内容ということが今後大変重要な問題になってまいります。そのことに深くかかわりますので、社会科学科の問題について少しだけお伺いしたいと思います。

一昨日、新聞報道によりますと、この秋から着手されるというか、学習指導要領の作成協力者会議のメンバーの更新の時期で、社会科学教育学会に所属されておられます七人の大学の教授が再任されなかつたということですが、理由はどのようなことでしょうか。

教育課程審議会の審議のプロセスにおきましても、各教科・科目別に協力者をお願いしてきた経緯がございますが、最近の任期も切れてまいりました。三月三十一日で任期が切れる、こういう事態でございます。今後、やはり指導要領作成に向けて協力者会議を構成し審議をお願いする必要があります。審議の答申の趣旨に沿って協力者会議を構成し御審議をいただく、こういう考え方で、新たな立場で委員会の運営、協力者の委嘱を行ったということもございまして、結果といたしまして、今先生御指摘のような方々が今入っていないということがございますが、私もあくまで指導要領を十全に作成するプロセスとしての協力者会議の構成を十分考えて委嘱をさせていただいた、こういうふうな考え方でおるわけでございます。

○石井(郁)委員 それでは、この七人の先生方は教育課程審議会の答申の趣旨に賛成できない、あるいはそういう立場に立っていないという表明があったのでしょうか。

○西崎政府委員 先生御指摘の七人という方がどなたとどなたであるかということとはちょっと差し控えますし、七人という数字の人数についてもちょっとコメントを差し控えますが、全体で申し上げましたのが五百七十二人でございまして、新たに委嘱した方が百四十五人で、従来お願いしておりました方で今回委嘱しなかつた方が百二十三人がおられるわけでございます。

先生が御指摘の方々もあるいはこの百二十三人の方々の中に入っておられるのかもしれないけれども、私もといたしましては、やはり今後の一年余にわたる協力者会議において十分御出席をいただけるようにというふうな立場、あるいはいろいろのポストの変更がございまして、ポスト変更に伴うこともございまして、ポストに着目したお願ひということもございまして、そういう点もお願ひの要件に入っておるわけでございます。それから、第三点といたしましては、やはり教

育課程審議会の答申の趣旨に沿って御審議をいた
だけるような方々をお願いする、こういうことで
ございまして、私どもがやはりそういう見地から
新たなお願いをした、こういうこととございま
すので、御理解をいただきたいと思ひます。

○石井(都)委員 二つの点で私はちよつと御意見
を申し上げたいのですけれども、委員の再任方針
という問題は、これまでの慣例としては、いろい
ろな事情で本人から辞退の申し出がある、そうい
うケースが一般であったというふう聞いています
わけでありまして、この社会科の先生方について
いいますと、もう作業が進んでおりまして、指導
要領の改訂の問題でも七、八割方ができ上がって
いた、そういう協力をされた。それが一方的に、
御苦勞さんということで再任されなかつた。こ
ういうことは、この先生方はもう何年度も、一
年ずつです、再任という問題はあつた。ですが
ら、大変異例な事態だと受けとめていらつしやる
わけです。

もう一つの問題は、この先生方が、特に高校社
会科の解体という問題でいろいろ御意見を發表さ
れていたという事は事実であります。しかも、
学習指導要領の社会科という問題ですが、社会科
の教育課程についてはこれまで戦後四十年近く御
努力をされてきましたし、これからは社会科の充
実のために指導要領を作成するという側で協力す
るという意思をお持ちの方々だというふうにお
わけですね。だからその意味で、一つは、これか
ら小中高の学習指導要領の改訂という大変な大事
業が始まるわけですから、一体、社会科の教
育課程について今まで中心を担ってこられた先生
方を外して、果たしてこれが保障されるのかどう
か、この点をちよつと伺いたいと思ひわけです。
○面崎政府委員 ただいま先生のお話の中に、指
導要領の内容が七、八割でき上がっているのでは
ないかという新聞報道の御引用がありました。が、
もし七、八割もできておりましたら、五百人余に
わたる協力者をお願いする必要もないわけござ
います。私どもとしては、課程審答申を昨年の十

二月にいただきました、新たな立場から協力者
会議を構成してこれから年末に向けて指導要領の
内容について十分御審議をいたさう、こういう立
場でございますので、この点は最初に申し上げて
おきたいと思ひ次第でございます。

それから、端的に、先生お尋ねの社会科につ
いての経緯と、今後文部省でどういふふうに対処す
るかという点についてのお答えでございますが、
確かに戦後四十年にわたりました社会科が日本の
教育において果たしてきた役割というものは大き
い点があつたと思ひわけでございます。しかし、
この社会科の、特に高等学校教育における社会科
のあり方につきましては、もう既に長い年月にわ
たりまして各審議会において議論がされてきた経
緯があるわけでございます。そのような経緯があ
つたところで、最終的には、教育課程審議会にお
いて、高等学校の社会科についてはいづれ地歴
科、そして公民科というふうに分割し、科
目は変わりませんが、それぞれの教科として十分
なる教育が行われるようにという結論に至つたわ
けでございますので、私どもの立場といたしまし
ては、教育課程審議会の答申を受けまして、それ
を尊重して、地歴科、公民科という姿で、高等
学校のそれぞれの従来の社会科の科目等も内容を
見直しまして、これからの高等学校教育の、生徒
諸君に対する教育が十分に行われるようにという
見地でこれからの指導要領を作成してまいりた
い、こういうふうな考え方に立つわけございま
して、これから一年余、我々の責任も重かつた大
あるというふうにお認めしていただく次第ございま
す。

○石井(都)委員 この問題だけで時間をとるわけ
にいきませんので、教育課程審議会の答申の出る
過程、これは後で少し問題にいたしますが、そう
いう問題もありません、また、審議会の答申に対
して国民や研究者は自由に意見を述べる権利もあ
るはずでありまして、そういう反対意見の方々は
排除するとか一方的に解任する、そういうふう
は大変問題を残しているというふうにお思ひので

す。そういう点で、これは非常に重大な、今後の
問題に尾を引いていると思ひわけでありまして。
そういうことで、今問題になっております高校社
会科の解体について、それでは何うわけです。本
当に一体どういふプロセスと手続を経て高校社会
科解体、それから世界史の必修が決まったのかと
いう点で、初めに簡単に結構でございますが、世
界史必修がいつ、どのような審議の場場で決定さ
れたのかをちよつと御説明いただきたいと思ひま
す。

〔委員長退席、岸田委員長代理着席〕
○面崎政府委員 教育課程審議会の答申が出るま
での経緯を簡単に申し上げる次第でございますが、
この社会科問題につきましては、昭和五十七
年の中央教育審議会の審議、それから臨時教育審
議会の審議、それぞれ経緯があつたことは先生御
案内のとおりでございます。

時間の関係もありますので、教育課程審議会に
絞ってお答えをいたしますと、第三委員会という
ものが課題別委員会で設けられました。この第三
委員会は社会科に関する委員会でございます。こ
の委員会は八回討論をしておるわけでございます
が、そのうち五回が社会科関係の問題について
の討論をいたしております。その第三委員会に
おける審議のまとめにおきまして、やはり社会科
に属する各科目相互の関連性、高等学校教育全体
に属する各科目のあり方等について、社会科の枠を
外してはどうかとの意見も出されたというふうな
点が審議のまとめにございます。それから六十一
年十月二十日でございますが、中間まとめにおき
ましても、社会科の枠を外すかどうかについて、
いろいろ両論があることについてのまとめが行わ
れております。それからさらに、社会委員会とい
う教科の委員会がございまして、ここでも社会科
問題の討論がなされたわけでございます。これに
おきましても、やはり両論併記という経緯ござ
いました。最後に、高等学校教育分科審議会にお
きまして、最終的に高等学校社会科の問題が討議
されました、その結論といたしまして、十一月二

十日のところ、高校分科審議会としてはこの分
割が決められた、そしてそれが総括委員会に付さ
れて答申にまとめられた、大体こういうふうな経
緯になっておる次第でございます。

○石井(都)委員 今の局長の御答弁ですと、何か
いかに教育課程審議会の教科別委員会あるいは
社会委員会の数回の審議を経てこの世界史必修が
まとめられたというふうにお聞きをわけですが、
事実は大変違ひのじゃないでしょうか。

教育課程審議会自身は二年間の審議期間です
ね。その間に今話されたような委員会は数回持た
れていたと思ひますけれども、昨年十一月のま
めと、年末の答申というところで、この社会科の
関係の委員会では、昨年の九月二十五日までだ
れもこういう解体が行われる、あるいは世界史必修
というのを思つてもいなくなつた、そんなんじや
ないでしょうか。これは、私どもは議事録を要求し
ましたら提出されていませんので、そういう点で
は残念なんです、しかし入手したところでは、
三月四日のこの社会科関係者では、現状維持が圧
倒的意見、九月二十五日のまとめでも高校社会科
については触れられないということでも来たわけ
です。ところが、事態は、十月二十七日に突如とし
て、この高校分科会で世界史必修が出てきたとい
うことじゃありませんか。じゃ一体何を審議して
きたのですか、この二年間にわたつて。おかし
いですよね。そして十一月十三日に高校分科会が決
定をする。しかし、この決定に当たつても大変も
めたとはいふに議事録はなつております。にも
かかわらずこれを決定したという点で、ここに何
かがあつたのではないかと。

けです。ですから、指導要領作成の協力者のメンバーの二人の先生が、これはもうまるでクーデターだということで辞任をされたのではなかったでしょうか。いかがですか。

○面崎政府委員 教育課程審議会のプロセスにおきましては、それぞれの先生方がそれぞれの識見に基づきまして大変熱心な御討議をされた経緯があるわけでありまして、もちろん慎重論を述べられた方もありますし、積極論を述べられた方もございます。それがまさに審議会のプロセスであったわけでございます。最終的な姿としては、高校分科会においても全員一致、それから総括委員会、総会におきましても全員一致という形で結果を見たわけでございます。

先生御指摘のプロセスについていろいろ報道があったり、あるいはいろいろなコメントがあるようでございますけれども、私もやはりそういう問題についてはかえって審議会の先生方に失礼なことではないかと思っております。教育課程審議会の先生方は、みずからの責任において審議をし結論を出されたわけでありまして、内部的な圧力によってインフルエンサーを受けたのではないかとすることは決して考えられないことでありまして、そういうことを私どもがいろいろ討議することについては、課程審の先生方にもかえって失礼ではないかというふうな気持ちでおるわけでございます。課程審の先生方の責任においてこの答申は出されたものであるというふうに私どもとしては申し上げたいと思っております。

○石井(都)委員 最終的には満場一致というお話でございますけれども、高校分科会と教育課程審議会のいわば総会というか、そういう場ではそうかもしれません、そこが問題なんです。しかし高校分科会では、社会科学の解体を強力に主張されたお二人の先生方にいわば押し切られた格好にもなっているわけですね。それでは、教育課程審議会の総会という場ではこの社会委員会に所属された先生方というか社会科学関係者の方々というのは何

人いらっしやいますか。ですから、教育課程審議会の総会の場ではいわばそういう社会科学関係者の意見が反映されない形で決まっています。審議の経過がそこに反映されるならいいけれども、反映されずにそういうふうな決まるというのには、今の審議会の一つのあり方を示しているわけですね。もう一つ重大なことなので申し上げるわけですが、皆さんが臨教審、臨教審と言われるこの臨教審ではどう言っていますか。歴史独立ということも言っているだけですね。地歴科独立というのには臨教審にありましたか。どこから地歴科というのが出てきたのでしょうか。

○面崎政府委員 臨時教育審議会の答申におきましてもこの問題については触れられておるわけでございます。そのくだりについて若干申し上げたいと思っております。

第三次答申、六十二年四月一日でございますが、ちょっとパラグラフを申し上げます。先生御案内かもしれませんが、

国際社会に通用する日本人として、主体性を確立しつつも自らを相対化する態度と能力を有することが要請される。すなわち、日本文化について深い素養をもち、しかも、日本の在り方を相対化して、自らをらせんに深めかつ高める視点が必要である。

そして、ちょっと飛ばしますが、世界にはいかに異なる生活、習慣、価値観が存在しているかを具体的に学び、全世界的、客観的な視点から日本の在り方を相対化して見つめ直す態度と能力とを身に付ける必要がある。また、日本はアジアを離れて存立し得ないとの認識のもとに、近隣アジア諸国に目を向け、その実情を知る努力を怠ってはならない。このような国際社会の中に生きる者として必要な知識については、比較文化的視点を重視し、地理教育とあわせつつ日本および世界の歴史教育の中に織り込んでいくことが必要である。こういうふうなことを述べておられるわけでございます。

臨時教育審議会は、やはり臨時教育審議会としての立場と役割があるわけでございます。教科・科目の構成と分割と必修の問題まで立ち入られることはお立場として控えられたというふうに思っております。臨時教育審議会のこのような世界史、地理教育と歴史教育のいろいろなお考えというものを踏まえて教育課程審議会ではいろいろ御議論がある、教育課程審議会の役割としては教科・科目の具体的問題について結論を出す、こういうふうな関係にあると私も理解しております。

○石井(都)委員 文部省の方では、戦後社会科学についてこの役割を終わらせたように評価されているのでしょうか、今の時点ではどのように評価されているのでしょうか、これもちょっと簡潔に一言伺いたいと思っております。

○面崎政府委員 現在の社会科学の目標は、広い視野に立って社会と人間についての理解と認識を深め、民主的、平和的な国家社会の有為な形成者として必要な国民的資質を養う、こういう内容が社会科学の目標でございます。この目標自体はやはり私どもとしては引き続き維持していく必要があるというふうに思っております。

しかし、今回、地歴科と公民科が分かれてそれぞれに目標を立てるといって教育課程審議会が結論を出された背景には、やはり現在の時代的要請として、国際的視野に立って日本と世界との関係における青少年の育成という一つの大きな目標をあらわして立てるといふふうなお考えがあるわけでありまして、この現在の社会科学の目標だけではなく、あわせてそういうふうな目標も立てた教育を社会科学の各科目において行っていく必要がある、そういう意味においては教科としても地歴科と公民科というものを分ける必要がある、こういうふうなお考えが背景にあると思っております。したがって、社会科学の目標も地歴科あるいは公民科で引き継ぐわけですが、大きくは公民科において従来の社会科学の目標は達成されるように、また内容も充実していかなければならぬ

い。そして地歴科は、従来の社会科学の目標を引き継ぎながら、あわせて世界史的な観点とかグローバルな観点を取り入れたものとして新たに目標を構成していく必要がある。これは、これから一年間の作業が必要であるというふうに考えておるわけでございます。

○石井(都)委員 社会科学についてはもう余り詳しく言うまでもありませんけれども、戦後の民主主義を根づかせるということで、学校教育の中で大変大きな役割を担ってきた教科だというふうに私は考えています。特に高校社会科学について、これは昭和二十六年の学習指導要領はこのように書いています。「民主主義がその真髄を発揮するために、すべての人人がじゅうぶんにその個性を生かすこと、民主主義そのものの原理を理解し、尊敬し、実践していくことが必要であり、そのためには国民のひとりひとりがよく教育されなければならない」という民主主義の徹底、理解ということをはつきりうたっているわけでありまして。私は、この役割というのは今なお大変重要だというふうに考えています。

今回、そういう意味で、低学年の社会科学を廃止し、そして中学校では社会科学の時間を削り、高校のいわば社会科学解体、余り理由が成り立たない形で強引に押し切ったという点では、学界また学校現場挙げて圧倒的なこれは反対意見なので、そういう点で、そういう意見に本心に文部省は誠にこたえたのかどうかという点でも、こたえていないというふうに思っております。そうして、いわば議論を抑える形で協力者を解任するというのは、もはやこれは民主主義とは言えないというふうに私は言わざるを得ません。また、そういう面では教育内容の統制だということにもやがてつながるような重大な内容を持っているというふうに考えるわけですね。この委員会でもいろいろ問われては、特に学界で意見が対立するということについては、やはり公の場で徹底して審議を尽くす、そういう立場にぜひとも文部省が立っていたら

たい、また立たなければいけない。見解の違う意見を封ずるとかいうようなことは絶対あつてはいけないというふうに私は申し上げたいと思ひます。

さて、そういう点で、次に、今審議されている教特法の法案に即して審議に入っていきたいというふうに思ひます。

まず、研修のあり方ではつきりさせておきたいというふうに思ひます。やはり今回の改正の中心問題は、教員の研修というものをどうとらえるのかということだというふうに思ひます。それは、教師の仕事というのをどういう性格のものとして見るのか、こういうことが大きな前提にあるというふうに思ひます。そのことで教員の研修とは何かということでもうたびたび取り上げられていくわけですが、教特法の第十九条の一項ですね。「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」この規定は教員に自主的研修の努力義務を課しているというふうに見ることができるとは思ひますけれども、なぜこういう条項を起さなければいけないのかということをおきよと伺つておきたいわけでございます。

○加戸政府委員 御承知のように、国家公務員法あるいは地方公務員法におきましては任命権者側が行う研修ということを念頭に置いた規定になつていくわけでございます。一方、これに對しまして、教育公務員特例法におきましては教員の特殊性という観点からの規定が十九条の一項でございます。これは教職といふものが、その活動が人間の心身の発達という基本的な価値にかかわるものでございまして、高度の学問的な修練も必要とし、しかも、その実践的な活動の場面では個性の発達に即する確かな判断に基づく指導力が要求される職業でございます。そういう意味で、それにふさわしい能力は教員の一生を通じての努力によつて養われていくものでございまして、教育公務員特例法は教育公務員に對しましてこのよう「研究」と「修養」に努めなければならない責務

を規定したものでございます。しかし、このことは教員が自主的な研修あるいはほかの研修も含めてでございます。行政側といひますか、任命権者側におきまして研修を実施し、教員その研修への参加を求めることを排除するといふ趣旨に解すべきでないことは、教育公務員特例法の制定の趣旨から明らかであると私も思つております。

規定したものでございます。

○石井(都)委員 その後段のことは今特にここでは何つていないわけですが、今御答弁のうちに、やはり教育という営みですね、そういう特殊性といふかそういうものから来ているというところで、やはり一般公務員の研修と違う。その辺はどうなんですか。一般公務員の研修と同列に論じられない、このことが十九条の意味だというふう

に確認してよろしいですか。

○加戸政府委員 一般の公務員でありまして国民の税金で負担されているわけでございます。それだけの職責遂行のためにはそういう研修を、かつ、自己を磨くということが潜在的には要請されておると思ひますけれども、それは一般的な常識的な感覚でございまして、法律上は先生おっしゃいますように、一般公務員よりも特に教職の重要性にかんがみまして、教育公務員が「絶えず」ということは一生を通じてその職にある限り「研究」と「修養」に努めたいという願望と期待を込めてその責務を規定しているわけでございます。ですから、確かにおっしゃいますように、制度の問題といたしましては、一般公務員に比べてはるかに教員の場合の研究、修養、研さん義務、義務といひますか責務が課せられているというぐあいに理解いたしております。

○石井(都)委員 私どもは、やはり研修のあり方が違つていふふうな考えなければいけないと思つておる。つまり、一般公務員の場合にはつきりとして、地方公務員法では任命権者が研修を課すといふことで最初から任命権者が特定されているわけですね。だから、一般公務員の場合には与えられないわけではない研修という位置づけだといふふう

に思つておる。それに対して、最初に伺ひましたように、教員の場合といふのは十九条の一項、また二十条の二項で自主的な研修、みずから主体的にそういう研究、修養に努めるのだといふ、その強調がやはり大きな違いではないかといふふうな思つておる。そして、それは単に努力といふあるいは期待されているということだけではなくて、そのために行政がそれを保障するということを含んでの内容なわけですね。こういう点では、国際的にも教員の研修のあり方として常識のことだといふふうに私は思ひますが、国際的な動向についての文部省の御見解をちょっと伺つておきたいというふうに思ひます。

○加戸政府委員 国際的な動向といふお尋ねでございますが、諸外国の情勢をつぶさに私も私ども知つてはいるわけではございませんけれども、教員に對しますところの研修類似の形で西ドイツを求めている典型的な例といたしましては西ドイツがございまして、西ドイツにおきましては、四年間の大学を卒業しました者に対しては教員採の一次試験を行ひまして、教員にふさわしいかどうかの試験に合格した者につきましては一年ないし一年半の試験という身分に置きまして研さんを積んでいただき、その結果を受けまして二次試験を行ひまして成績優秀な方を教員に採用するというような形で、教員に至りますまでの間に非常に厳しい教育訓練が行われておると理解しているわけでございます。しかしながら、今の西ドイツのケースは試験制度でございまして、特に最近では、児童生徒の減少は日本と同様でございまして、一次試験に合格し一年ないし一年半の各州の法令で定めますところの試験期間を経まして、現実に教員に採用されるケースは極めて少ないという厳しい競争の中をくぐり抜けるという制度でござい

ます。そのほかの制度としては、それぞれの欧米先進諸国等におきましても研さんの場の提供等はございまして、イギリスにおきましては仮採用制度といふことで一年間の措置がございまして、

それは教員が研さんを積んだ結果として正式採用を決めるという形でございまして。この場合の仮採用から本採用への移行プロセスといふのは、比率的には、排除される教員の数の方が極めて少ないといふケースがございまして、そういう意味では正式採用になるための各種の研さんをする、あるいはそれに対する教員の一年間の便宜供与といふような形のものも行われている状況でございまして。ちなみに、このイギリスの制度につきましては、現在の教員の質の低下を憂える観点から、今の仮採用期間を二年または三年に延長するという動きが出ておるようでございます。

それは教員が研さんを積んだ結果として正式採用を決めるという形でございまして。この場合の仮採用から本採用への移行プロセスといふのは、比率的には、排除される教員の数の方が極めて少ないといふケースがございまして、そういう意味では正式採用になるための各種の研さんをする、あるいはそれに対する教員の一年間の便宜供与といふような形のものも行われている状況でございまして。ちなみに、このイギリスの制度につきましては、現在の教員の質の低下を憂える観点から、今の仮採用期間を二年または三年に延長するという動きが出ておるようでございます。

それからアメリカの場合でございますけれども、本来、アメリカの場合は特殊な雇用制度でございまして、当分の間は一年間で雇用が更新されますので、一年たつても採用されないというケースがあるわけでございます。そういう不安定な身分が、これは州により異なりますけれども、三年または七年続くといふ状況でございまして、教員としての資格を磨き、資質能力が認められました場合には、テニニアという地位を確保いたしました。三年ないし七年間の後に獲得しましたテニニアの場合には教員は解雇されないというような形になるわけでございます。その間もかなり厳しい訓練が続くといふような状況に理解いたしております。

○石井(都)委員 確認したい点は、教員の研修といふものは自主的なものだが、その機会をいかに保障するかといふことを基本として考える教育公務員特例法の趣旨、また精神もそういうことだといふ点を、あえていふか再度確認したいわけですね。その上で行政の研修といふ問題もあると思つておる。あくまでも自主的な研修を補う位置づけという点で、その辺はつきりさせておかなければいけないのではないかと思つておる

。それは教員が研さんを積んだ結果として正式採用を決めるという形でございまして。この場合の仮採用から本採用への移行プロセスといふのは、比率的には、排除される教員の数の方が極めて少ないといふケースがございまして、そういう意味では正式採用になるための各種の研さんをする、あるいはそれに対する教員の一年間の便宜供与といふような形のものも行われている状況でございまして。ちなみに、このイギリスの制度につきましては、現在の教員の質の低下を憂える観点から、今の仮採用期間を二年または三年に延長するという動きが出ておるようでございます。

す。教育公務員特例法の趣旨と精神という点で、再度自主研修の問題を確認したいわけだ。

○加戸政府委員 教育公務員特例法の趣旨は、先ほど申し上げましたように教員の不断の切磋琢磨というのを期待し、またそれを責務として課しておるわけですが、本質的に地方公務員法三十九条の規定を排除しているわけではございませんから、当然地方公務員法の規定に基づく任命権者が行う研修を前提としているわけではございません。

〔岸田委員長代理退席、委員長着席〕

しかしながら、任命権者が行う研修のみならず、教員の場合には自主的、意欲的にみずから磨いてもらいたいというのが教育公務員特例法十九条一項の趣旨でございますので、先生おっしゃいますように、教員の場合には自主研修に努めるべき責務があると同時に、また、教員が自主研修をしたいといった場合に対します便宜供与等が十九条の二項あるいは二十条の二項等で規定されておるわけでございます。両々相まって教員の資質が向上することを制度としても期待しておるところでございます。

○石井(都)委員 今回の改正でこの二十条の二という形で一項、二項を新設しているわけですが、これも、再度確認してきまして、十九条との関係では、この新設というのはいかような意味を持っているのでしょうか。

○加戸政府委員 教育公務員特例法十九条一項は、教育公務員のみならずから研修に努めなければならない旨を規定したものでございまして、今回提案申し上げております教育公務員特例法の二十条の二の新設条項におきましては、任命権者が新規採用教員に対して一年間の研修を実施しなければならぬという任命権者サイドからの規定でございます。

さらに付言して申し上げますれば、地方公務員法の三十九条第二項で、「前項の研修は、任命権者が行うものとする」という、任命権者が行う内容の一つとして、重要なものとして、初任者研修

の一年間の実施義務を都道府県教育委員会並びに指定都市教育委員会である任命権者に義務を法律上、課せようとするものでございます。

○石井(都)委員 私どもの理解では、十九条と二十条というのは非常に矛盾した内容を持つものもある、こういふのが今度新しく加わったというふうにも考えられるわけですが、やはり法の構成からいって十九条の規定が基本だという点でいいますと、後で任命権者の義務という問題では触れませんが、十九条の自主的な研修をきちんと保障するということ、その辺は文部省としての立場と解釈をはっきりさせていたいただきたいと思うわけでございます。

任命権者の義務についてということでは、一般公務員法にはそういうことでありますけれども、一般公務員法にあるからそこに持つべきだということでは、今度は逆に、では教育公務員特例法は何だということになるわけですね。一般公務員法の研修の内容と教育公務員特例法の研修の内容がまた違ふ。これは明らかに法文上でも、地方公務員法では勤務能率、そういう向上、遂行状態を見るところに比べて、教育公務員特例法では「職責を遂行」となっている。この「職責」というのは、やはり教師としてこれは国民に負託された全体の奉仕者であるという点から来る教師の職責という点での規定となっているわけでございます。任命権者が義務として課すという中身も違ふというふうにも思うわけですが、そういう点で、十九条の規定というのをやはり基本に据えてあくまでもこの教育公務員特例法の趣旨を考へるといふ点では、何度にもなりますけれども、これを確認したいと思つております。

○加戸政府委員 教育公務員特例法十九条の一項は、教育公務員について勤務時間の内外を問わず職責遂行のための研修の責務を道義的、理念的な意味において規定したものでございまして、この場合におきます「研究」と「修養」は、職務である研修のみならず自発的研修の双方に関する規定を包含するものでございまして、みずから研修をして

みずから切磋琢磨すると同時に、任命権者側において実施します研修を受けて研さんに努めなければならぬ、両様の意味に解されるわけでございます。その点において、地方公務員法上の一般公務員と異なります点は、確かに先生おっしゃいますように自主的な研修ということの意欲を大いに期待しているわけでございますから、そのことに伴ひましてそれぞれの、例えば二十条二項に基づく自宅研修とか、二十条三項の現職のままの長期研修というふうな各制度がこの十九条の一項の趣旨を踏まえて設けられているわけではございませんが、十九条の一項は、今申し上げましたように職務研修、自発的研修の双方を包含した、あらゆる機会を利用して自分を研さんしていただきたいという願いを込めて規定されたものでござい

ます。○石井(都)委員 この点で大臣に一言所見を伺いたいわけですが、十九条の基本を尊重するということですね、研修のあり方として自主研修を基本に据えて考へるということ、大臣の所見を伺いたいと思つております。

○中島國務大臣 十九条につきましては一項、二項にありまして、教育公務員のみならずから絶えず研究と修養に努めるといふことと同時に、また第二項で任命権者の規定がございまして、これは教育行政機関が一定の方針に基づいて教職生活全体にわたる研修を実施しまして、そして、教員に対して研修への参加を求めるところを排除しているものではないわけでありまして、それを受けて今回の初任者研修に関する法案を御提案したところでございまして、まさにおっしゃいますように、第二十条の二の新設並びに第二十条の二の第二項の新設によりまして、十九条にありま

すように、「教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすもの」とであるということも明記した次第でございます。

○石井(都)委員 それでは、初任者研修試行の問題点について伺いたいと思つております。

試行が一年間済みました、こと二年目に入

っているわけですが、先ほども、この一年間どのような実績だったのか、各県教育委員会などから報告が出されているという点で報告書を提出していただくということがお話しにあったわけですが、本当にできるだけ早くこの報告書を提出していただきたい。本来ならこの委員会審議中に出していただきた方が筋だというふうに思うわけですが、この点再度御要望申し上げたいわけですが、いかがですか。

○加戸政府委員 先ほど馬場先生の方からも御要望があったわけですが、私も各任命権者が実施しました詳細な報告を受けておりますが、これはちょっと集約が難しゅうございまして、しかし、初任者研修の対象教員の所属いたしております校長先生並びに初任者教員に対します指導を行つた指導教員、さらに初任者研修を受けました教員、その三者の方々それぞれにつきまして御意見をいただいておりますので、その集約、集計を急ぎまして、そのいいただきました三者の意見の集約をできる限り早い機会に当委員会に提出をさせていただきますと考へております。

○石井(都)委員 それでは、試行の実態について文部省はいろいろと掌握をされていると思つておられるけれども、どういふ問題点があるのか。先ほど大臣からもちょっと御意見というかがあったのですけれども、今まとめられた段階で、特にメリット、デメリット、特徴的な点を伺いたいというふうにも思つております。

○加戸政府委員 現在集約中でございますので全部を見たわけではございませんが、それぞれのケースについていろいろの問題はあり得ると思つております。例えば研修期間が、校内研修七十日間、校外研修三十五日間、それぞれ程度というところで実施をしていただいておりますけれども、多くの都道府県はこの七十日、三十五日というのをきちんと守っていただいておりますが、これに對しましてもう少し期間が短い方がい

児童徒との触れ合いの問題にいたしまして、やはり児童生徒との触れ合いが欠けるといふ点においての問題意識を強く感じていらつしやる先生方も、比率としては少数ではございますが、あります。さらに、指導教員の負担の問題あるいは研修を受ける初任者研修の教員の負担の問題についての意識も調査いたしておりますけれども、特に初任者研修の場合には、多少の負担は感じられるけれども自分のためだと思つて頑張つておられるという御意見が非常に多いわけでございますが、一方において、大変に負担を感じているという御意見も少数ではございますが一定の比率でございますし、そういった問題は、今後の運用を通じて改善をすべき一つの大きな判断材料として私どもは受けとめておるわけでございます。

○石井(郵)委員 私どももいろいろ伺うわけですけれども、ある県では成果と問題、課題というふうにかつ文部省に報告しているようですけれども、見るところ、成果の方はそれほど書けることがなくて、むしろ問題、課題の方が多いというふうなこともあるようです。その中で、本当に見逃すことができないのは、一人の教員がずっと学習に責任が持たないというかそういう体制をとれないので、円滑な連携がとれないためにいろいろな教員が入るわけですね。そういうことで、円滑な連携がとれなくて学習の一部に重複とかかた落ちなどが出てきている、学習進度がおくれがちだという問題も出ています。それから、先生が何かかわるので子供たちに落ちつきがなくなる、学習に対する不安感を持つ、そういう子供たちが出てきている、こんな深刻な話がございます。そういう点で、今お話しのように、研修の日数が長いということで学校としても学校の経営の体制をとるのが大変だ、そういう研修の計画を立てるけれども、実際に研修が効果的に上がったというふうなふうには思えないというふうな話等々あるわけです。

そういう点で伺うわけですけれども、そういう問題点がかつ相当わかつておられるわけでありまして、

て、ことしの試行についてはまた同じようにやろうとするわけですか、何かこういう点での改善の手が打たれているのかということをお願いしたいと思います。

○加戸(政)委員 昭和六十三年で実施いたしました初任者研修の試行対象教員は二千四百十一名でございますので、試行されました状況等がある意味ではウの目タカ目欠点、長所を掘り出していけば相当あると思つておられます。それはある意味では、試行というのは本来、本格的実施に備えまして問題点の解明をするわけでもございまして、また現実には、その教職員あるいは新任教員あるいは指導教員の負担の問題といたしましては、試行状況を報告するということをやっておるわけでございますから、その報告をするための事務がまた負担になっておるといふ現象は確かにあると思つておられます。この問題は本格的実施になれば解消されるわけでもございまして、そこで、いろいろな問題点というのを解明するために試行したわけでもございまして、当然昭和六十三年で試行いたしました三十六都府県指定都市におきましては、みずから実施した中におきまして反省点あるいは改善すべき点はおわかりのようでもございまして、当然六十三年度の継続した試行につきましても、対象地域は異なりあるいは対象教員はかわるわけでもございまして、それなり、それなりの六十二年の結果を踏まえました対応というのを考えていただいているところだと思つておられます。ただ、六十三年に新たに試行に入ります残りの二十一県市につきましても、試行を行いました県のノーハウ等も踏まえてそれなりの対応をさせていただくことであると思つておられます。そういう点では、六十三年度の試行は六十二年よりもなお一層改善された道を歩むものだと期待もしているところでございまして、

○石井(郵)委員 どのように改善されるのかというのは今の御答弁からは余りはつきりしないわけですけれども、この試行の実態というものは非常に

学校現場では深刻になっておるのではないでしようか。特にこういうことがあるのです。これは東京の養護学校の例でございます。名前も出したと思うのでございます。養護学校では高橋一年に三名の女性教員でございまして、そのうち二名が新任、一名が都合で休む日とまた初任研が重なりと女性教員が一人もいなくなるということで、トイレの介助とか着がえなどに大きな支障が生じているというお話が言われております。立川養護学校では九名の新任教員がいます。一度に研修で抜けると、学校運営の問題だけにとまらず、子供たちの安全にもかかわる重大な問題だ。養護学校は、御存じのように新しく入られる先生が大変多いのです。こういうところで、新任者は逆に後を髪を引かれる思いで研修に参加しているということでは、研修にも身が入らない事態になっていくという事です。また御父兄の方も、先生方が一度に抜けるということで大変不安を感じておられるということですね。

ですから、今は試行ということでそれぞれビツクアップされた状況で行われているのでしようけれども、これが全国的に実施されるということになったら、本当にどんなことになるのかという点では大変問題は深いというふうにも思つておられます。特に辺地校なんかでも、かわりの先生がいなくて、このことで非常に問題があるということも聞いておられるわけでありまして、この試行についてはいろいろ各地から御意見が寄せられておられます。先生方は本当に、子供たちや親の目との関係でも、大変な思いで研修を受けておられるわけですね。子供たちは研修を受けている先生を「ひよこ先生」というふうに呼んでおられる。だから、逆に子供との信頼関係が失われる。そして、教師の権威もかえって失墜しているわけですね。今、どうも文部省の方は、教師にもつと権威を持たせようというふうな動きにもなっていると思うのですが、私は、この初任者研修というものは、逆に先生の地位や権威を失墜させるということになっておるというふうにも思つておられます。

また、研修を受けている先生は、七十項目の研修ノートを毎日点検される。この点検の作業に追い回されて、子供たちとの触れ合いができないということがあります。だから、ある先生は、これは立場的には教師であるけれども研修生だ、実際上これはもう研修生、こういう意識になつていくのです。ならざるを得ないと思うのです。

それから、特に研修の内容で私は問題にしたいのは、校外研修で企業研修というのが大変入つてきています。どんなことをやっているのでしょうか。デパートの制服を着て九十度の札をする、売り場で実習をしているのです。一体こんなことが本当に教師の研修になるのだろうか。それから、一日行軍であるとか軍隊式訓練まがいの強行登山だとか、これは戦前の発想じゃありませんか。これが研修なんですか。文部省はそれをどんな奨励するのですか。そういう点では、これは研修という名で教師の研修にはならないというものになつておられるわけですね。そういう実態が非常にございまして、簡単に、こういう実態について大臣はいかがお考えでしょうか。

○加戸(政)委員 今いろいろの御意見等ございまして、多くは教職員の負担の面でございますが、私どもは、こう申し上げては恐縮でございますけれども、勤務をしながら、かつ、一年間にわたる初任者研修を受けるということは当然教員の負担になることだと思つておられます。負担にならないならばそれは研修ではないわけでもございまして、ただ、その負担が当該教員にとつて、将来を考えて本人のためになるという意識を持つて、我慢できるものがあるいは許容限度を超えるものかという問題ではなからうかと思つておられます。そういう点では、私も先ほど申し上げました意識調査の中におきましても、負担はあるけれども子供たちのためだと思つて、あるいは自分のためだと思つて頑張つておられるという御意見が圧倒的に多いのはその趣旨だと思つておられます。私自身が洋上研修で乗り組みまして、研修生と話をざつぱらにひざを突き合まして申し上げ

げましたときにも、そういった御意見がござい
ました。

それから、デパート等の企業研修のお話ござ
いました。確かにある県におきましては、デパー
トで実地の訓練をいただいております。しかしな
がら、これは学校の先生が、自分の住んでいら
しやる学校以外の世界がどういう世界であるか、
あるいは自分たちの教え子が果立っていつ就職
する場がどんな場であるのか、その勤務形態がど
んなものであるかということを経験することは非
常に貴重なこととございます。また、企業参観
その他につきましては大変好評でございますし、
新任教員も目が開かれたという御意見が多いわけ
でございます。

さらに、今教員の権威の問題についてお話がご
ざいましたけれども、お言葉返しとらへはござい
ませんが、学校の穴埋めのそういった事柄につ
きましては、本人の意識が、将来の教員生活にお
きまして必ずや、初任者研修を受けた一年間がす
ばらしかったという形で、立派な教員に育って
いた、それこそが教員に権威を持たせるゆえん
ではないかと私も考えております。

○石井(都)委員 今の点で大臣、ぜひとも御答弁
をお願いしたいと思います。

○中島國務大臣 教職に身を置く方にとりまして
も、初任者というの初めて社会人として教鞭を
とられるわけでございます。そのときの研修とい
うのは非常に必要だ。先ほどもおっしゃったよう
に、社会的にはいろいろな新入社員に対する研修
というのとはほとんど異なるではないかという言葉も
ございます。まさに人が人をつくる重要な職務で
ございますから、幅広い知見を得ていただく、そ
して実践的な指導力を養っていただく、こういう
ふうに私も申し上げておるわけでありませう。そ
ういう意味で、限られた時間でありませうけれど
も、社会のあらゆる面を見ていただくということ
は、やはり教鞭をとる方にとって必要な研修の一
環である。今伺っております、いろいろな工夫し
て研修をやっておりまするなどという感じを率直

に持った次第でございます。

○石井(都)委員 デパートの売り場に立ってマ
ーを身につけることがどうして教師の研修にな
るのか。大臣がそれを評価されるというのは私は大
変疑問でございますけれども、その問題で、今洋上研
修のことが出ましたので、ちょっと伺いたいと思
います。

洋上研修の講義内容は、私も資料としてぜひ
とも提出していただきたいわけですが、どうも、ど
うですか、出していただけますか。

○加戸政府委員 洋上研修におきましては、十一
人でしたか、ちょっと数字は不正確でございます
けれども、各界各層の講師の方々、その中に私も
含めてでございますが、それぞれの講義をいただ
いております。しかしながら、この講義に関し
て、記録はございません。

○石井(都)委員 政府が行うということでありま
すし、講義には当然講義メモや講義ノートがある
のじゃないでしょうか。やはりこれは行政研修と
してそれこそ権威を持つてやるわけですから、ど
うして記録ができないのでしょうか。これもおか
しい話ですね。研修内容をオープンにするのは当
然のことじゃないのでしょうか。オープンにでき
ないからそういう処置をとったんでしょうか。そ
れは大変問題だ。そういう点で、これは私も洋上
研修を受けた方々からいろいろお聞きしているわ
けですけれども、第一回目の洋上研修は、加戸局
長の講義の内容もいろいろ聞いていたところであ
りますが、大変重大な講義内容になってい
る。ちょっと申し上げたいと思っております。

一つは、結団式におけるあいさつは、臨教審の
この精神でこれから教育改革に取り組むんだとい
うことと申している。それをちょっと確認した
いわけですね。それから、教員である前によき日本
人、社会人である、これは、その抽象的な言
葉だけでは何とも言えませんが、お伺い
たしまして、要するに臨教審を強調しているとい
うことが一点です。

お二人目の講師の方は伊勢神宮と法隆寺、それ
はいいんですけれども、不易の思想ですね。不易
と流行は表裏一体、これも臨教審で言われている
話であります。中曾根さんが大変これを好まれた
んだというふうに思いますけれども、だから、全
部臨教審路線だということを一いつ言いたいわけ
です。

それから御存じの、これはテレビにも映されま
したけれども、レーボールの三屋さん、これは
根性を説いたということであると思っております
も、ある方は北方領土の問題を取り上げていら
っしゃるわけですね。その中で、ソ連によって不法
占拠された問題という形で、(発言する者あり)い
や、だからこれはあなたの方の見解かもしれないけ
れども、自民党の見解かもしれないけれども、国
民の間には意見の分かれるところですよ。だか
ら意見の分かれるという問題をやっているわけ
です。いいか悪いかは言っておりません。

それから、特に日経連の方も講師として出て
らっしゃるわけですね。
そういう点では、どうですか、講師は全く、ま
さに自民党の政策を宣伝される方々ばかりではあ
りませんか。これはどうなんですか。公平の原則
の問題からしても一方的な見解を、洋上研修で
おぼろげに込めて、一方的な自民党の政策をこ
講義している、こういうふうに見えるのではあり
ませんか。臨教審についても、一体臨教審とい
うのは、それは答申がありましたけれども、国民的
な合意としてはあります。そういう意味では大
変重大だという点であります。

もう時間ありませんので、加戸局長にちょっ
と伺いたいわけですが、先ほど申しました
ように現場の方では高校生がこのように言ってい
るのです。先生方が初任者研修を受けると、一
体僕たちはモルモットなのか、こういう声が出て
いるわけですね。さて、どうですか、局長はこの第
二回目の洋上研修で先生方をモルモット扱いして
大変恐縮でございます。こういうことをおっしゃ
ってないでしょうか。これはあくまで試行で、や

って間違ふこともある、先生方は研修を受けられ
ていると同時に実験的な立場での研究台になっ
ているわけですね、これは重大な発言じゃないでし
うか。

○加戸政府委員 まずその講義内容の話でござい
ますが、私は一昨年来文化庁の次長をいたして
おります、他人の講義を無断で録音する、ある
いは速記をとるといふことは著作権法に違反する
こととございます。したがって、講師の了解
なしには録音はできないというシステムをまず御
理解いただきたいと思っております。(発言する者あり)
それから、この講演の講師団の話につきましては、
第一回も第二回も記者団が乗り組んでございま
す、第二回目の洋上研修の際には私の講義を記者
団の方が聞いておられます。

それから、冒頭のあいさつで私が、臨教審に基
づく教育改革を進めるべきときであるということ
を申し上げましたのは、臨教審答申を最大限尊重
すべき政府の義務に基づきまして、私も政府の一
員として申し上げたわけでございます。

それから、よき教師である前によき日本人であ
れということも申し上げたと思っておりますけれども、
これは私の持論でございまして、そのことが非難
されるべき筋合いではないと思っております。
それから、今記憶には余りございませんが、言
うなれば試行でございまして、あるいはそういう
った先生方を、今後の問題解決のため先生方が土
台になっていただいているということも表現する
言葉として、「モルモット」を使つたか「試験台」を
使つたか定かたはございませんが、先生方には大
変申しわけないが、皆様方の試行の結果が将来の
後に続く後輩のための材料とさせていただきますの
から御弁してはしいという、そういう題目のこ
とは確かに申し上げております。

○石井(都)委員 試行だからといって記録がない
ということも済むのかどうかという問題、そうい
う問題をいろいろ突っ込みたいわけですが、それ
も、申し上げましたように、この洋上研修の内

容、非常に重要な問題を持つていて、というふうな
 思います。私はやはり、これが教員の研修という
 ことで、試行というのはそれを実施することを見
 込んでやっていってやるわけですから、試行は
 こうだけれども、実際は全然違うことをやります
 というのだったらまた試行の意味もないわけ
 です、やはりそれが実際の場でやることの意味を
 こで確かめていくわけでありまして、こういう
 のが結局初任者研修の、行政研修の中身だとい
 うことになりまして、これは大変な問題だとい
 うに私は思うわけですね。そういう点で、今後とも
 洋上研修その他の行政研修についてはやはり内容
 を公開する、あなた方はいいことをやっていら
 っしゃるのだったらとんとんと公開したらどう
 ですか。とんとんと公開をして、そして国民的議論
 を起こすという点で、非公開はやめていただきたい
 とい、研修の内容は必ず公開をしていただきたい
 ということ強く申し上げたいと思います。いかが
 ですか、大臣の見解を求めます。

○加戸政府委員 その前に、実情認識から申し上げ
 たいと思いますが、今回の、昨年実施をしまし
 た洋上研修は、第一団、第二団ともに、記者クラ
 ブに対して自由に申し込みをいただきましたま
 して、そして乗り組んでいただきました。その結果
 として、何しろ十日を超す洋上研修でございます
 ので、記者団の方から三日間という形で、東京を
 出発し、釧路へ到着してまでの三日間、それから
 第二団の方は時期的には、多分大分から……。ち
 よっと記憶が薄れましたけれども、いずれにいた
 しましても記者クラブの取材には全部応じ、講師
 の話も自由に聞いていただくという対応をさせて
 いただいたところでございます。(発言する者あ
 り)

○中島國務大臣 一週の中で御理解をいただくこ
 とが必要だと思ひまして、こういう行政研修の意
 味というものはありますし、私どもはそれは大切
 なことだと思っておりますし、その研修の一環と
 して洋上研修のことが取り上げられました。これ
 は別に研修全体について非公開ということもない

と思ひますし、それからまた、研修の中で先生お
 っしゃる様に臨教審のことが取り上げられた、
 これは私は大変ありがたいことだと思ひまして、
 私どもは勝手に申しておるのではなくて、臨教審
 三年間の大変な御審議の中から生まれてきた声を
 最大限に尊重して私どもは進めたい、こう思っ
 ておるところでございますし、また洋上研修とい
 うのはもう一つ大きな意味がありまして、多くの県
 から出ておる方々がその間、一緒に起居をともに
 し、それぞれの体験、それぞれの長所短所を話し
 合つて、またそれは、さっきおっしゃる様に十
 九条の一と二がまさに一緒になったような、行政
 研修の中でそれぞれの県から出た方が一緒に話し
 合つてという自己研さんの場でもある、そういう意
 味は大変価値ある、意義ある研修の一環だと私
 は思っておりますし、そのように御理解いただ
 きたいと思ひ次第でございます。

○石井(都)委員 大変時間がなくなりましたの
 で、きょうは人事院もおいでいただきたいと思ひま
 す、ちょっとそちらの方に移りたいと思ひま
 す。条件つき採用期間の延長、これが今回の一つの
 大きな内容でありまして、このことで伺いたい
 と思ひますが、まず、この六カ月を原則として
 るのはどういふ根拠に基づいておられるのか、人事院
 に御説明いただきたいと思ひます。

○谷説明員 一般職の国家公務員の採用につきま
 しては、職務遂行能力についての競争試験または
 選考により行うことになっております。競争試験
 あるいは選考におきまして能力のすべてにつきま
 して判断をすることは大変困難でございます。す
 るで、条件つき採用期間の制度が設けられておるわ
 けでございます。
 すなわち、条件つき採用期間の制度につきま
 しては、競争試験あるいは選考によりまして職員を
 採用いたしました場合は職務遂行能力につきま
 して、採用後の一定期間の職務を通じて最終的
 に確認をするというものでございますけれども、
 その期間としては通常六カ月程度が必要であると

いう考え方に基づくものでございます。
 ○石井(都)委員 公務員の場合はもちろん公務員
 試験、そして採用試験をクリアしているわけであ
 りますから、資格があるということ前提にして
 いるわけですね。ですから六カ月以上延長とい
 う場合、これが例外的措置になっているというふう
 に思ふのです。この例外的措置というケースです
 ね、どういふケースがあるのか、ちょっと伺つて
 おきたいと思ひます。

○谷説明員 条件つき採用期間の開始後六カ月間
 におきまして実際に勤務した日数が九十日に満た
 ない職員につきましては、その日数が九十日に達
 するまで条件つき採用期間が引き続くものとい
 うふうにされております。ただし、この期間は最長
 一年間でございます。

○石井(都)委員 だから、非常に具体的な理由に
 限つて、そういう事由が発生した場合だけ延長と
 いうことだと思ふのです。今、この法改正では
 教員に限つて一年間に延長する、この根拠は何で
 ですか。これは人事院と文部省に伺いたいと思ひま
 す。人事院の方からお願ひします。
 ○加戸政府委員 本委員会でもたびたび答弁し
 上げましたが、いわゆる一般の公務員の六カ月の
 条件つき採用期間を、初任者研修の対象となりま
 す教員につきまして一年間にこれを延長すること
 を提案しておるわけでございます。
 これは、一年間にわたる初任者研修を受けま
 すから、実際の勤務形態が研修を受けながら勤務を
 するといふ、ある意味では一つの仕事の遂行ぶり
 が勤務でもあり研修でもあるという形態、これは
 一つの状態でございますけれども、そういった教
 員の特殊な勤務形態になる、しかも、実際に職務
 を遂行する場合に職務遂行が本人の主体性にお
 いて行われているか、あるいはアドバイスを得なが
 ら行われているかといふことによりましてまた違
 いは出るわけでございますが、いずれにいたしま
 してもそのような特殊な勤務形態になっていると
 いうことが一つの理由でございます。
 第二の理由といたしましては、これは教員全体

について言えることでございますけれども、教員
 の職務というものは一年間にわたる学級経営活動の
 展開の中でその職務遂行能力を判断するわけで
 ございますが、通常の職種と違ひましてその進度
 の他におきまして教員の勤務の特殊性が非常に
 あるわけでございます。したがって、それに基づ
 いて具体的な職務遂行能力を判定するといふこと
 は、特に教員の仕事が全人格的な職務でもある、
 子供たちとの触れ合いの中で子供たちの信頼をか
 ち取つていくこととございまして、そういう
 意味では、成長を遂げながら一年間の過程に
 おいてどのような形で職務が遂行できたか、研修
 が終わった時点で教員の職務遂行の実証とい
 いますか能力の実証をするということが適当とい
 う観点に立って、一年間への延長を措置するべく提案
 させていただいておるところでございます。

○谷説明員 一般職の国家公務員につきま
 しては、条件つき採用期間については先ほど申し上
 げましたように六カ月と定めておるわけございま
 すが、教員の職務の特殊性によってたゞいま文部
 省からお話ございましたような内容の御提案が
 なされておるといふふうに承知いたしております。

○石井(都)委員 重ねてちょっと人事院に伺いま
 すけれども、条件つき採用と正式任用では身分上
 はどういふ違いが出てくるのでしょうか。具体的
 に御説明いただきたいと思ひます。
 ○谷説明員 条件つき採用期間中の職員につきま
 しては、国家公務員法の八十一條の規定によりま
 して身分保障に関する規定の適用除外となつてお
 ります。正式に任用された職員につきましては
 は、法律に定められた事由によらなければ免職、
 降任等は行われぬわけでございますが、条件つ
 き採用期間中の職員につきましては、勤務成績そ
 の他その官職に引き続き任用しておくことが適
 当でない認められる場合にはいつでも免職し、こ
 れを降任させることができるというものが、国家公
 務員法上の定めでございます。

き採用が一年に延長されるということで、教員は一年間身分上大変不安定というか、身分保障が適用されないということに置かれるわけですね。どうしてこういう一般公務員より地位を低下させることをあえてしなければならぬのか、そういう問題が一つありますね。それじゃ新採用の教員というのはい体一年間一人前扱いはされないということで見ているのでしょうか。

○加戸政府委員 法律制度的にはただいま人事院の方から答弁がございましたが、身分保障がないということではございません、法律上の分限規定が適用されないということでございます。しかしながら、実際問題として、条件つき採用期間中の職員を免職するに当たりましてはそれなりの合理的な理由が必要でございますし、最高裁の昭和五十三三年の判決によりまして、そのことは任命権者の自由裁量でない旨明らかにされているわけでございます。具体的には今の分限規定に準じました考え方、つまり教員としての職務を遂行するに足る適格性を有しない場合であるとか、あるいは心身の故障のために教員として身分を続けることができないというような、今の分限規定に準じました考え方では判断しているわけでございます。また現実の運用におきましてもそのような形で運用されているところでございます。公務員として採用されて公務員として勤務しているという点におきましては身分に關しましては全く同一である、ただし、今申しました分限規定の適用が法律上はないということのみをもって不安定と言ふことはできないと思ふます。

○石井委員 それはおかしと思ふのですね。現実には先ほどの人事院の御答弁はそうだったわけでありまして、人事院にも一度伺いますけれども、教員だけ一年間条件つき採用ということでは身分保障が適用外になる、こういうことは公務員法上許されるのでしょうか。そういう点の問題点はないのでしょうか。

○谷部委員 先ほど申し上げましたのは、一般職の国家公務員につきまして条件つき任用の場合の身分関係がどうなるかというお尋ねでございます。たので、国公法上正式に任用された職員に適用される一部の規定、分限上の規定が条件つき任用期間中の場合には適用除外となっているということをお尋ねしたわけでございます。

○加戸政府委員 法律論でございますので、私の方からお答えさせていただきます。いわゆる教員の初任者研修を一年間実施するわけでございますが、その初任者研修の実施によりまして教員の勤務形態が大幅に変わってくるわけでございます。そういう意味におきまして今申し上げた条件つき採用期間を一年間と研修にスライドさせているというところは事実でございますが、もう一つの理由といたしましては、あくまでも教員の職務遂行能力の実証といえますのは先ほど申し上げましたように教員と児童生徒との全人格的な触れ合いの中で評価されるべき事柄でもございますし、そういう意味におきまして、この教員の特長な勤務形態があり、六カ月で通常の一般公務員と同様な観点で職務遂行の能力の実証を得ることは極めて困難だと考えまして、提案をさせていただきます。あくまでこの事柄は、こういって教員の置かれます立場と、学校教育におきまして適格性を持った教員にいい教育を実施していただくことをどのようにして確保するのか、両面のサイドから比較考量すべき事柄でございます。そういう意味におきまして、現行制度の六カ月のままで初任者研修を受けたい状態では十分な実証ができるかどうかについて、私どもは疑問に思っているところでございます。

○中島國務大臣 私は、身分の不安定ということについて、先ほどから他の議員からも試補制度との差をわざわざ御指摘をいただいているわけでございますが、試補制度であれば身分の不安定ということがありませんけれども、この初任者研修の場合には、教育公務員としての資格を持って、そして一年間、なぜ一年間かということとは局長から申し上げましたように、教職にある者として一年間を通してその資質能力を養い、また資質能力の判定は一年をもって適正とする、これはまた私は正しいと思ふわけでございます。ただ、今局長が言ったのは、そういう法律論ではあるけれども、具体的問題であるという意味であると思ふます。が、さはさりながら、教職員として継続的にその職責を遂行できない理由、この理由をいろいろ確かめながら、その理由が確かに複数の目から見て適正であるというものでない限りは、この身分がそのまま保障されるということから、したがって、今までの御議論の中で試補制度、そしてこの研修、そして今の一年間の判定、この答弁をもつてして御理解をいただけたらと私は考えております。

○石井委員 局長が言われましたように、全人格的活動だからこそというか一年が要するんだというの、だからこそ私は逆におかしいと思ふのです。身分を不安定に置いといてどうして子供と本心に真剣に教育活動に専念できるのかという点では、これは到底賛成できない、また矛盾をしいている御答弁だというふうにも思ふわけですね。また、適格性を見るときは大変重大な御発言もありました、今後この点をめぐって本日に本格的な議論をしなければいけないというふうに思ふわけですね。

○中村委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決に入ります。

○中村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○中村委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決に入ります。

に思ひます。

○中村委員長 内閣提出、昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、去る二十日に質疑を終了いたしました。この際、本案に対し、岸田文武君から修正案が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。岸田文武君。

昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○岸田委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案の施行期日は本年「四月一日」としてありますが、既にその期日は経過しておりますので、これを「公布の日」に改めようとするものであります。

何とぞ、委員各位の御賛成をお願い申し上げます。

○中村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○中村委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決に入ります。

たします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中村委員長 次回は、来る二十七日水曜日に委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後九時五十六分散会

昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則中「昭和六十三年四月一日」を「公布の日」に改める。

文教委員會議録第四号中正誤

六〇 段行 誤

一七 四末九 自治体 正
自治会